

## 七つの区役所を拠点に進める市民本位のまちづくり

川崎市長 阿部 孝夫

平成24(2012)年は、川崎市が昭和47(1972)年に指定都市に移行し、川崎、幸、中原、高津、多摩の5区による区制が施行されてから40年という節目の年でした。また、昭和57(1982)年の行政区の再編により分区して誕生した宮前区と麻生区が30周年を迎えました。40年前に約98万人だった人口は今や144万人に達し、本市は大都市へと変貌を遂げています。

平成12(2000)年に地方分権一括法が施行されて以降、国では大都市制度の改革について具体的な検討が進められていますが、本市としても指定都市間で協力しながら制度の検討を進めています。真の分権型社会の実現には、市民に身近な基礎自治体が一体的・総合的に地域行政を担い、地域で課題解決を行う制度への改革が求められます。基礎自治体を支えているのは地域住民であり、日常的に地域の課題に直面している市民の力が十分に発揮され、自治により課題が解決されるような土台づくりが必要です。

本市はこれまで、市民に最も身近な区役所が主体的に地域の課題解決に取り組むことができるよう、区行政改革を進めてきました。平成17(2005)年に施行した「川崎市自治基本条例」では、区および区役所を参加と協働の拠点として位置付けました。そして、「区役所を快適な窓口サービスの提供に加え、地域の課題を自ら発見し、解決する市民協働拠点へ」という基本的な考えに基づき、区役所の機能・組織を整備し、区民会議制度を設けてその運営などに取り組んできました。現在区民会議は第4期目を迎えましたが、市民が自ら課題を発見し解決していこうという事項について、区民会議が提案を行い、モデル事業を実行し、それを全区域に広げていくという方向性が見えてきつつあります。

今回、「指定都市川崎における区役所のあり方」を特集テーマとして取り上げ、都市内分権組織としての区役所の目指すべき方向性について、行政組織や市民自治の拠点としての機能を概観し、これまでの取り組みの変遷をたどりながら展望しています。また各区では、誕生30周年・40周年の節目を迎えて、「区の木」「区の花」の制定、記念誌の発行、イベントの開催など、さまざまな周年事業を実施しており、こうした取り組みについても関連施策として紹介しています。これらによって、区民との参加・協働をより一層進めることが何より重要です。

今後とも、市民や事業者などの力が発揮できる活力ある地域社会づくりに向けて、七つの区を舞台としながら、市民本位のまちづくりを推進してまいります。

巻頭のことば

七つの区役所を拠点に進める市民本位のまちづくり

川崎市長 阿部 孝夫 1

特集 指定都市川崎における区のあり方～これまでの歩みとこれからの行方を探る～

巻頭座談会

指定都市川崎における区のあり方～これまでの歩みとこれからの行方を探る～

法政大学法学部教授 名和田 是彦 / 元宮前区長 大下 勝巳  
麻生区長 瀧崎 雅介 / 市民・子ども局区政推進部長 向坂 光浩  
司会進行 総合企画局自治政策部長 三橋 秀行 6

市民の参加・協働による課題解決の取り組み

区民会議の取り組みと提案の実現に向けて

麻生区役所企画課 担当係長 白石 尚 22

宮前区地域人材育成指針～「学び」と「実践」の機能的連携を目指して～

宮前区役所生涯学習支援課 担当部長 植村 稔 26

地域の子育てを支えるネットワーク

中原区役所子ども支援室 課長補佐 富澤 美奈子 29

快適な区役所サービスを提供する取り組み

区役所サービス向上を目指して～改定版「区役所サービス向上指針」と区役所での具体的な取り組み～

市民・子ども局区調整課 区民サービス係長 永石 健 33

サービス向上の取り組み報告会

川崎区役所子ども支援室 担当係長 中原 真理子 / 幸区役所企画課 課長補佐 柳瀬 一路

高津区役所子ども支援室 担当係長 荻原 恭子 / 多摩区役所区民課 課長補佐 北澤 淳 築田 史乃 36

祝！各区30周年・40周年を記念して

川崎区 「歴史文化と花のまち かわさきく」の取り組み

川崎区役所企画課 担当係長 佐々木 朗子 40

幸区 地域の「つながり」を築くために～区誕生40周年をきっかけにして～

幸区役所企画課 池田 智裕 42

中原区 区制40周年記念の取り組み～世代をこえて人がつながるなかはら～

中原区役所企画課 担当係長 園田 健太 44

高津区 区制40周年から未来へつなぐ「ひと・まち・記憶」

高津区役所企画課 担当係長 佐藤 園子 46

宮前区 宮前区誕生30周年記念の取り組み～絆を深めてもっと大好きなまちへ～

宮前区役所地域振興課 地域活動支援係長 永田 泰雄 48

多摩区 水と緑と学びのまち

多摩区役所企画課 奈良 俊太郎 50

麻生区 地域資源を活かして、区制30周年を盛り上げる

麻生区役所企画課 主任 佐伯 治子 52

## 本市の政策展開から

**防災特集** 川崎市地域防災計画の見直しについて  
総務局危機管理室 担当係長 土谷 豊 54

**防災特集** 高層集合住宅の震災対策の推進  
～ 自助・共助・公助の取り組み～  
まちづくり局企画課 担当係長 北村 岳人 58

**防災特集** ミューザ川崎の「再興」に向けて  
～ ホール復旧に要した約2年間～  
市民・こども局市民文化室 担当係長 齋藤 正 62

**防災特集** 区役所の危機管理担当  
～ 防災の観点から～  
高津区役所危機管理担当 担当係長 並木 麻 64

生田緑地におけるパークマネジメントの展開  
～ 指定管理者制度の活用と総合的なマネジメント体制の構築に向けて～  
総合企画局公園緑地まちづくり調整室 担当係長 坂本 篤史 65

個人住民税の寄附金控除の対象となる特定非営利活動法人の条例指定  
～ 指定に当たっての基準設定の考え方～  
市民・こども局市民協働推進課 担当課長 和田 敏一 70

未来を切り拓く 新川崎・創造のもりからの  
イノベーション創出に向けて  
～ ナノ・マイクロ産学官共同研究施設「NANO BIC」の誕生～  
経済労働局産業振興部創造のもり担当 前田 知寿佳 74

認知症高齢者施策の現状と展開  
健康福祉局長寿社会部地域ケア推進担当 伊藤 大佑 79

## 現場の目

ものづくり都市・川崎を支える市内最高峰の匠  
「かわさきマイスター」  
経済労働局労働雇用部 担当係長 三原 宜輝 83

ドクターカーと救急隊の連携した救急活動  
～ 救える命を守るために～  
消防局救急課 課長補佐 菅谷 由紀夫 86

「ドラえもん」が川崎市民に！？  
～ 藤子・F・不二雄ミュージアム1周年&ドラえもん誕生100年前記念事業～  
市民・こども局市民文化室 担当係長 山根 崇友紀 89

住民票の写し、印鑑登録証明書にドラえもん！  
市民・こども局戸籍住民サービス課長 豊村 和弘 92

## 研修の窓

防災の視点を取り入れたまちづくり  
～ 震災に対する避難施設の確保と防災訓練の充実に関する研究～  
建設緑政局公園緑地課 清田 陽助 93

東日本大震災と災害廃棄物処理  
～ 環境省研修でのさまざまな業務を通じて～  
環境局廃棄物指導課 環境省派遣 両瀬 真和 96

「人・自然・食を未来につなぐ交流都市」に派遣されて  
総務局人材育成課 氷見市派遣 露木 洋明 98

## 市民の目

つながり合う人たち、コミュニティの再生を目指して  
～ NPO法人まめな人生・コミュニティカフェ「まめり」の誕生～  
NPO法人まめな人生代表 有北 いくこ 100

生き方が変わるように信じる気持ち  
～ 依存症からの回復～  
NPO法人川崎ダルク支援会 岡崎 重人 103

## 川崎元気企業紹介

株式会社 菅原研究所  
～ やりがいのある、ベンチャー精神あふれる企業を目指して～  
公益財団法人川崎市産業振興財団 新産業振興課 志鷹 義法 106

## 記者の目

市民に報いるということ  
日本放送協会 横浜放送局放送部 倉野 亨也 108

かわさき市政カレンダー 109

# 指定都市川崎における区のあり方

～これまでの歩みとこれからの行方を探る～



1972年、川崎市は指定都市に移行した(写真：川崎市市民ミュージアム所蔵)



1969年当時の川崎駅前(写真：川崎市市民ミュージアム所蔵)

## 特集企画に当たって

市制を施行してから48年後の1972年4月1日、川崎市は札幌市、福岡市と同時に指定都市へ移行し、川崎区、幸区、中原区、高津区、多摩区の5区が設置された。

時は高度経済成長期、京浜工業地帯を抱え産業振興を目指してきた川崎は、その恩恵を享受する一方、公害という新たな都市問題に直面していた。それまでの「工業都市・川崎」から、「人間都市・川崎」づくりを目指した施策を打ち出していった時期であり、全国的には、札幌冬季オリンピックの開催、沖縄返還、日中国交正常化などがあった年である。

それから40年経った2012年、約98万人だった人口も144万人にまで増加し、「環境先進都市」としてその技術を世界に発信するなど、川崎は今や大都市へと変貌を遂げている。

一方で、指定都市である川崎市は住民に身近な行政サービスを提供する「基礎自治体」であり、住民にとって最も身近な行政機関は「区役所」である。5区でスタートした10年後には分区により宮前区、麻生

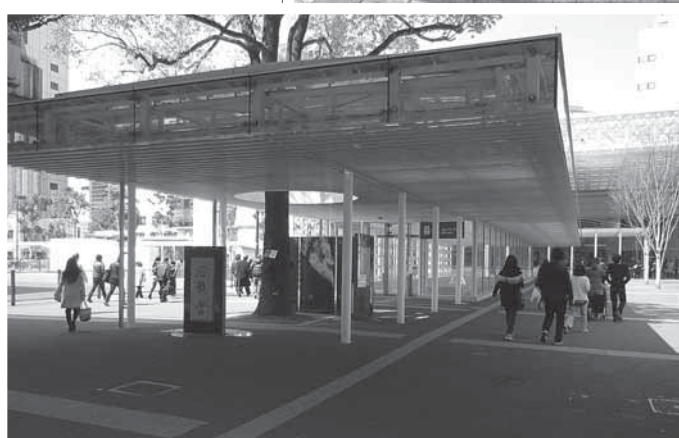


現在の川崎臨海部

区が誕生し、現在は7つの区を中心に市民本位のまちづくりを進めている。

国の第30次地方制度調査会がまとめた中間報告では、都市内分権による住民自治強化を図るために、指定都市の区の役割拡充を検討する必要があるとしている。行政区の特性を最大限に活かした住民自治の充実は、真の分権型社会実現のためにも今後ますます重要性を増していくこととなるだろう。

今特集では、指定都市移行40周年という節目を捉え、都市内分権組織としての区役所についてこれまでの変遷をたどるとともに、参加・協働の拠点としての今現在の区役所における実践についても取り上げ、川崎市における今後の「区」、「区役所」の目指すべき方向性について掘り下げていく。



現在の川崎駅前。石敢當は今も残る。

1970年に建てられた石敢當。1960年の宮古台風災害に対し全市で行われた募金活動への返礼として、当時の琉球政府から送られたもの。(写真：川崎市市民ミュージアム所蔵)

# 指定都市川崎における 区のあり方

～これまでの歩みとこれからの行方を探る～



法政大学法学部教授

名和田 是彦

元宮前区長

大下 勝巳

麻生区長

瀧 峠 雅 介

市民・こども局区政推進部長

向 坂 光 浩

《司会進行》 総合企画局自治政策部長

三 橋 秀 行

司会 本日は「政策情報かわさき」第28号の座談会にお集まりいただきありがとうございます。

今回の特集では「指定都市川崎における区のあり方」をテーマとしています。本年、平成24(2012)年は、川崎市が指定都市に移行し、区制が施行されてから40周年の節目の年に当たります。同時に分区によって宮前区と麻生区が誕生してから30周年を迎えています。

指定都市の区は、地方自治法に基づいて行政事務の円滑な処理のために設置される、行政上の区画です。行政区の機能を拡充し、さらには地域における市民自治拡充の拠点とする取り組みが本市でも進んできています。

そこで本日は、都市内分権、自治体内分権といわれる側面に着目して、区役所の目指すべき方向性についてこれまでの取り組みの変遷をたどりながら検討を進めたいと思います。

## 制度面からみる区役所

### 指定都市川崎の変遷と区役所

司会 川崎市は大正13(1924)年に市制の施行によって誕生しました。昭和47(1972)年4月に指定都市に移行し、川崎、幸、中原、高津、多摩の5区が誕生しました。10年後、昭和57(1982)年7月には、高津区から宮前区が、多摩区から麻生区がそれぞれ分区

表1 指定都市の区の概要

- ・法人格はなし
- ・区長(事務所の長)を置く(職員のうちから長が命ずる)
- ・事務所を置く(必要があると認めるときはその出張所を置く)
- ・選挙管理委員会、区会計管理者を置く
- ・区地域協議会<sup>(※)</sup>を置くことができる(構成員は区の区域内の住民から長が選任。任期は4年以内で条例で定める期間)
- ※区に係る事項について審議し、市町村長等に意見を述べるができる
- ※区地域協議会を置く指定都市は、その一部の区の区域に地域自治区を設置することができる
- ・事務は次のものを行う
  - ①個別法に基づき処理することとされている事務
  - ②市長の権限に属する事務を分掌させるもの

(地方自治法第252条の20、施行令第174条の43等より)

して7区の体制となりました。

この間、市誕生時は約5万人だった人口は、指定都市移行時には98万人となり、現在では144万人にまで増加しています。最近15年間では、全ての区で人口が増加していき、特に武蔵小杉駅周辺を中心に中原区への若い世代の流入が目立つなど、指定都市の中では若年人口割合が高くなっています。本市にはこのような特徴がありますが、指定都市、そして「区」の法的な位置付けなどの制度面についてまず確認したいと思います。

地方自治法に定められていますが、指定都市の区に法人格はありません。区長は、事務所の長ということで、公選ではなく職員の中から市長が任命するという位置付けになっています。区の議会もありません。この他、選挙管理委員会などが置かれているなどの特徴があります。こうすることで、東京都の23区、特別区とはかなり違う内容になっています。

本市の区役所機能や役割については、川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」の重点プラン9「市民自治と区役所機能の充実」、および「新たな行財政改革プラン」において位置付けがされています。

川崎市自治基本条例でも、第19条から22条まで区について規定を設けていまして、19条では「身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置く」ということで、これまでの地域における行政サービスの総合窓口としての拠点であるだけでなく、地域の課題を解決するための参加と協働の拠点としての機能についても定めています。

その具体的な取り組みなどについては、市民・子ども局の向坂部長からもう少し説明いただければと思います。

向坂 川崎市では地方分権改革や高齢化が進む中で、より豊かな市民生活を継続的に支えていくため、自己決定、自己責任の原則を基本とした地域社会の確かな枠組みの構築が求められていることから、平成15(2003)年11月に、学識者などからなる区行政改革検討委員会を設置しました。

この委員会における検討の結果、窓口サービス機

能中心であった区役所を、「快適な窓口サービスの提供に加え、地域の課題を自ら発見し、解決する市民協働拠点」へとする区行政改革の基本方向が平成16(2004)年5月に取りまとめられました。

その後、平成17(2005)年の新総合計画の作成に併せて、市政運営を進める三つの柱が示される中で、特に区行政改革に関わる施策および事業を計画的に推進するため、平成17(2005)年から3年ごとを計画期間とする「区行政改革の実行計画書」を取りまとめ、現在は第3期実行計画書に基づき取り組みを進めています。

計画書では、区行政改革により「めざすべき4つの区役所像」を明らかにし、その実現に向けた具体的な取り組みを進めることとしています。

#### 4つの区役所像

**向坂** 4つの区役所像の内容をご説明します。一つ目は「地域の課題を発見し、迅速、的確な解決を図る区役所」です。

これまで、地域の魅力や個性を活かしたまちづくりの推進のため、川崎市地区まちづくり育成条例を制定した他、区役所に道路公園センターを設置し、市民に身近な道路や公園の維持管理機能の強化を図りました。また、区役所にこども支援室を設置し、保育所、地域子育て支援センター、こども文化センターの管理運営業務を移管することで、区における

地域の課題を発見し、迅速・的確な解決を図る区役所  
区における地域課題への的確な対応

- ①区役所を地域のまちづくり拠点として整備
- ②区役所を総合的な子ども支援拠点として整備

地域活動や非営利活動を支援する市民協働の拠点としての区役所  
区における市民活動支援施策の推進

- ①区における市民活動支援の推進
- ②区における市民活動拠点の有効活用

市民に便利で快適なサービスを効率的、効果的かつ総合的に提供する区役所  
便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的・総合的な提供

- ①利便性の高い快適な窓口サービスの提供
- ②区役所と支所、出張所等の窓口サービス機能再編の取り組み
- ③区役所等庁舎の計画的・効率的な整備

地域住民の総意に基づく自治を实践する区役所  
市民参加による区行政の推進

- ①区民会議の充実
- ②区における総合行政の推進

図1 めざすべき4つの区役所像

総合的な子ども支援を推進してきました。

二つ目は、「地域活動や非営利活動を支援する市民協働の拠点としての区役所」です。

区における市民活動支援の推進が主な内容です。市民活動団体と行政が協働で事業を行うときの基本的な考え方や標準的な手順を示した「協働型事業のルール」を策定した他、出張所への市民活動支援コーナーの整備や学校跡地を市民活動拠点として利用できるようにしてきました。また、市民館、スポーツセンター等の市民利用施設を区が管理運営することとしました。

三つ目は、「市民に便利で快適なサービスを効率的、効果的かつ総合的に提供する区役所」です。

内容としては、利便性の高い快適な窓口サービスの提供、区役所と支所、出張所等の窓口サービス機能再編の取り組み、区役所等庁舎の計画的・効率的な整備です。具体的には、「区役所サービス向上指針」を策定し、フロア案内を設置し、また、毎月第2・第4土曜日に区役所区民課、保険年金課の受付窓口を開設しています。平成23年度には出張所の届け出業務を区役所に集約して窓口業務の分かりにくさの改善を図ってきました。

最後に四つ目が、「地域住民の総意に基づく自治を实践する区役所」です。

内容は、区民会議の充実、区における総合行政の推進です。区役所と局の円滑な調整、区役所の企画調整機能の強化を目的に「区における総合行政の推進に関する規則」を制定するとともに、区役所の予算権限強化も図っています。現在、各区役所には地域課題対応事業費として、年間5,500万円の予算が付与されています。また、地域における課題解決や協働に伴う区役所職員の育成のため、「第3次区人材育成計画」を策定し、取り組みを進めています。

**司会** ありがとうございます。区役所の制度面を中心に確認しましたが、ここからは「参加・協働の拠点としての区役所」という視点で話を進めていきたいと思います。区役所の機能強化と市民協働拠点としての動きや、都市内分権組織としての区役所の考え方について、名和田先生にお話を伺いたいと思います。



## 都市内分権の背景としての市町村合併

名和田 法政大学の名和田です。川崎ではいろいろ仕事をさせていただいてまして、もともと住んでいた時期も長いので、川崎には愛着を持っています。

さて、今司会から問題提起のありました「都市内分権」について、まずはお話をさせていただきます。

国際的に見ますと、都市内分権が制度的に展開されたのは、市町村合併が主たる要因だといえます。

この市町村合併が行われる背景には二つ要因があると思います。一つは、生産力の向上や文明の発展によって健康で文化的な最低限度の生活に関する人々の欲求水準が向上して、公共サービスに求められる水準が向上した。そのため公共サ

ービスの重要な担い手である市町村がよりしっかりしなくてはならないという要請が出てきます。だから合併をしましょうというものです。

ただこれだけなら、例えばフランスのように、新しい高度な公共サービスは中央政府が出先機関で行い、市町村合併はしないというやり方もある。しかし、フランスも実は都市部では合併しているのです。

では、都市で合併が起きたのはなぜか。これが合併の要因の二つ目ですが、従来の都市自治体の区域をはるかに超えて、資本主義都市が膨張していくという工業化の時代を迎えたとき、この膨張した都市空間を一体的に管理する必要が生じ、そのためのシステムとして、都市自治体が位置付けられたわけです。そのために都市の周辺部後背地の合併が行われたということだと考えられます。川崎、横浜といった神奈川県内の大都市もそういった事情で合併が行われて、今日の市域が形成されたと思います。

合併すると当然、民主主義が薄くなる、役所が遠くなる、地域として必要な独自の振興策が取れなくなるといった不都合が生じます。

アメリカで1960年代に活躍した公民権運動家、ミルトン・コトラーは、合併によって自治体としての地位を失った地域が、「近隣政府」としてもう一度自



### 名和田 是彦(なわた よしひこ)氏

東京大学法学部卒業。横浜市立大学、東京都立大学を経て平成17年4月から法政大学法学部教授を務める。専攻は、法社会学、公共哲学、コミュニティ論。横浜市を中心にコミュニティと住民参加の実態を研究しており、「都市内分権研究会」代表や総務省「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」座長、総務省「第29次地方制度調査会」委員等を務めた。現在、第4期川崎市自治推進委員会委員長、コミュニティ政策学会会長。

治体となるという制度構想を提唱しました。この場合は、合併によってなくなった旧自治体が「政府」となることが目標とされていますので、法人格や課税権や条例制定権を持つことが必要だという考えです。

しかしこれだとあまりに分散的すぎて、都市空間の一体的管理が難しくなると危惧する向きもあるかもしれません。そこで、合併によってなくなった自治体を、再度自治体にするのはかなわないまでも、役所の出先機関を置いて、住民から役所が遠くになってしまう不便に対応する。あるいは住民代表組織、場合によっては選挙制のそれを置いて、民主主義が薄くなるのに対応する、という仕組みが考えられました。これが都市内分権です。

指定都市の区役所は市の中の一機関という位置付けです。区というものは置くけれど、法人格は持たない。課税権も当然ありませんが、一定の予算に関する権限を与えられています。それから、条例制定権は与えられませんが、一定の決定権が与えられる。指定都市の区役所も、都市内分権組織としての機能を有しているといえます。

## 「分散」と「分権」

**名和田** この都市内分権の性質を、現在の日本で理解する助けになる概念として、フランスやドイツの行政法学で語られる「分散」と「分権」というものがあります。

「分散」というのは、行政サービスの身近さを確保するために役所の出先を地域展開し、行政組織内部での役割分担をしていくものです。

これに対して「分権」とは、自治体の中で決定権限を地域に移譲するということです。この分権を本格的に行うには、行政の出先に住民代表的な機関を置いてこれを地域住民が選挙するという仕組みが究極的には必要でしょう。日本の地方制度調査会<sup>\*1</sup>でも何度かこういう議論がされましたが、その都度頓挫して今日に至っております。選挙制の地域組織の設置は、日本ではまだ法制化されていませんが、諸外国ではたくさん例があります。

随分抽象的な話をしましたけれども、ここで日本の指定都市の仕組みに立ち返りますと、先ほど申しました「分散」は、1990年代ぐらい、ちょうど札幌市や広島市など指定都市が増えた時期ですが、あの頃から区役所機能強化が取り込まれて、随分進みました。

一方、「分権」の方はあまり進んでいないと思います。後ほどお話があるかと思いますが、川崎市では条例によって区に区民会議を設置したというのが、この「分権」の側面における大きな試みでありまして、私としては高く評価しています。

もともと日本では、都市内分権というのは非常に弱くて、恐らくその要因は、昔の殖産興業、富国強兵という、追い付き追い越せ型の開発主義的な体質にあると考えています。つまり、国を挙げて先進国に追い付くために、身近な住民サービスは後回しにされたのです。

この結果できたのが、自治会、町内会という独特の民間地域組織であると思います。諸外国では、合併で地域運営の仕組みを失った地域がきちんと運営されるように都市内分権や近隣政府をあてがったわけですが、日本の場合は明治の大合併や昭和の大合併の際には、それが民間に任せられ、地域社会は完璧

に制度の外に放置されたということでしょう。この点で、日本の町内会、自治会は独自の重要性を持っているともいえます。

## 地域自治区制度～第27次地方制度調査会答申～

**名和田** 平成の大合併で、ようやく都市内分権の制度が法律によって用意されました。「地域自治区制度」です。この制度を利用している自治体はそれほど多くはありませんが、この制度設計思想には大変興味深いものがあります。平成15(2003)年11月の第27次地方制度調査会答申にはこう書かれています。

「地方分権改革が目指すべき分権型社会においては…(中略)…団体自治ばかりではなく、住民自治が重視されなければならない。基礎自治体は、その自主性を高めるために一般的に規模が大きくなることから、後述する地域自治組織を設置することができる途を開くなどさまざまな方策を検討して住民自治の充実を図る必要がある。」

ここで言われている「地域自治組織」が「地域自治区」になるものです。住民自治の充実、民主主義をしっかりとしましようということです。私は、川崎市の自治基本条例における「参加」とは、「住民自治の充実」のことだと理解しています。

ところが、この答申は続いて地域自治組織の役割をもう一つ述べています。

「また、地域における住民サービスを担うのは、行政のみではないということが重要な視点であり、住民や、重要なパートナーとしてのコミュニティ組織、NPOその他民間セクターとも協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことを目指すべきである。」この「また」の後に書いてあることは、「協働」です。川崎市の自治基本条例でも「協働」という概念で語られています。

諸外国における都市内分権の狙いは、一般的に今引用した前者、住民自治の充実・参加の方です。薄くなった民主主義を再び身近なものにするという要請に基づいています。ところが、私が主宰して行った国際比較研究によると、この答申でもう一つの重要な狙いとしている「協働」という観点が強いのが、日本の都市内分権の大きな特徴であると思います。

これは地域自治区制度を採用した自治体ではもちろん、採用していない自治体でも同様です。独自の条例や要綱を作って都市内分権を試みる自治体が今は非常に増えているわけですが、いずれも例外なくこの「協働」を重視した仕組みであるといえます。

## 参加・協働の拠点としての区役所

司会 ありがとうございます。本市でも、区における参加・協働の取り組みは、1970年代頃から始まっています。今日は、麻生区から瀧峠区長においでいただいていますので、これまでの変遷や最近の取り組みなどについて、区長としての実感も踏まえてお話をいただきたいと思います。

### 川崎市の区における参加・協働と機能強化

瀧峠 川崎市は市制施行から50年ほど経った昭和47(1972)年に指定都市になり、行政区が設置されました。翌48(1973)年に人口が100万人を突破しましたが、区レベルでの行政サービスや地域振興をもっと充実をさせていこうという大きな方向性があったと思います。

組織的には、まず昭和53(1978)年に「区民懇話会」が各区に設置されました。これは諮問機関的な組織で、団体の代表や区民の委員に集まっていたいで、提言書のようなものをまとめる趣旨で設置されました。

少し間が空いて平成2(1990)年に、これは財政面ですが、「区政推進事業」が創設されまして、1区当たり3,000万円の予算が付きました。併せて、区政推進担当主幹および主査を各区に配置し、今の区役所企画課の前身となる担当組織を置きました。

さらにこのとき、町内会・自治会や団体代表の方々が中心だったと思いますが、「区政推進会議」という組織も立ち上がっています。さまざまな区政の課題や区政推進事業費の使い方について審議、議論していました。

その後、平成5(1993)年ごろから「区づくり白書」の策定が3年ほどかけて各区で進められていきます。これは区政推進担当や地域の方々が中心になりなが



瀧峠 雅介 氏

ら策定されたもので、各区で名称は異なりますがいわゆる白書というものを作りました。

平成7(1995)年頃からは、住民サービス、行政サービスの面で区役所の組織も含めた枠が拡大していきます。平成7(1995)年にまず福祉事務所が、その2年後に保健所が区役所に編入されています。

また少し内容は違いますが、「まちづくり推進組織」がこの頃立ち上がって、平成11(1999)年くらいまでにそれぞれの名称で各区に設置されています。市民活動団体などさまざまな団体の代表の方々が区の地域の課題に取り組んでいくもので、区づくり白書で挙げた課題の解決などを区民が自分たちで一つずつ実現していこうというものです。ちなみに、麻生区の場合は、「まちづくり市民の会」という名称でしたが、平成23年度で幕を閉じています。区によって状況は異なりますが、こういう組織についても設置されているということです。

それから、1区3,000万円の予算で始まった「区政推進事業費」は、平成14(2002)年に現在と同じような形の「魅力ある区づくり推進事業費」になり、1区5,000万円に拡充されています。またこのとき、市の「行財政改革プラン」も策定されて取り組みが本格化しました。

区役所の組織では、平成15(2003)年、道路関係の土木事務所が本格的に区役所に入りました。平成17(2005)年にはいわゆる生涯学習も、生涯学習支援課として区の機構の中に一部入ってきました。今は「こども支援室」という名称になっていますが、初めて区の中にこども関係の組織も整備されています。

また、平成17(2005)年には、新総合計画が出来上

がり、平成18(2006)年に区民会議が本格的に設置、平成21(2009)年には住民投票条例が施行され、全市的な規定、枠組み等についても整備されてきています。平成23(2011)年に公立保育園の管理・運営が区に移管され、平成24(2012)年には、子どもが放課後等に遊びを通じて仲間づくりを図るわくわくプラザ事業や、こども文化センターの管理・運営についても各区役所に移管されました。

こうして、大きくは市民に身近なレベルでの行政サービスの充実、そして地域でのまちづくり、協働につながる取り組みが、区役所の組織改正等を中心にして、拡充してきているということだと思えます。

### 麻生区の特徴～麻生市民交流館「やまゆり」と市民提案型事業～

瀧峠 区における参加・協働という点、大きく3点ポイントがあると思えます。1点目は、区役所の組織も含めた推進体制あるいは地域活動拠点づくりといったもの。2点目は、区民会議に代表されるような、参加や協働を進めていく上での仕組みに類するもの。3点目は、行政と地域が協働で事業を進めていく上での財政面の仕組みです。

こうした観点を踏まえて、少し麻生区の取り組みを紹介したいと思います。はじめに市民活動の拠点の関係で、麻生市民交流館「やまゆり」の設立です。

新百合ヶ丘周辺のまちづくりは区画整理事業の中で展開されてきましたが、そのまちづくりの中で事業者から活動拠点施設の提供という形で市への寄附があり、平成19(2007)年に麻生市民交流館「やまゆり」が開設されました。最初は(仮称)新しい市民利用施設市民検討委員会という、先ほどのまちづくり市民の会のような組織が主体となって運営していましたが、その後NPO法人あさお市民活動サポートセンターが設置されて、現在はそこが運営を担っています。

具体的な運営方法は、区から施設をNPO法人に貸し、区は賃借料をもらいながら必要な補助金や運営委託をする。NPO法人では「やまゆり」の利用者にサービスを提供し、一定の利用料を得て運営をしています。現在登録団体は574団体、稼働率は89%程度で、かなり利用されています。あまり大きな施設ではありませんが、会議室二つとサロンを設け、場の提供や相談窓口、情報提供、人材育成などの事業を展開しています。こうした独立型の拠点があるのは、地域活動・市民活動の推進における麻生区の特徴では

表2 区における参加・協働の変遷

年	区役所の予算・組織に関すること	区における参加・協働の取組
昭和53 1978		・「区民懇話会」設置(2000年に解消)
平成2 1990	・区政推進事業費を創設 (1区3,000万円) ・総務部総務課に区政推進担当主幹及び主査を配置	
平成5 1993		・「区づくり白書」の策定(～1996)
平成7 1995	・福祉事務所を区役所に編入	
平成9 1997	・保健所を区役所に編入	・「まちづくり推進組織」順次設置(～1999)
平成10 1998		・「市民健康の森」事業順次開始
平成11 1999	・区パートナーシップまちづくり事業費創設 (1区300万円)	・「都市計画マスタープラン」区別構想の策定順次開始
平成13 2001		・「市民活動支援指針」を策定
平成14 2002	・区政推進事業費と区パートナーシップまちづくり事業費を廃止 ⇒魅力ある区づくり推進事業費を創設(1区5,000万円)	
平成15 2003	・土木事務所を区役所へ編入	・「かわさき市民活動センター」を設置
平成17 2005	・款・区役所費の創設 ・生涯学習支援課を設置 ・区役所付担当組織として、こども総合支援担当を配置	・「自治基本条例」を施行 ・各区で「区民会議」を試行(H17年度内3回)
平成18 2006	・魅力ある区づくり推進事業費を協働推進事業費に改める(1区5,500万円に増額) ・区の課題解決に向けた取組の予算を創設	・「区民会議条例」を施行、各区に「区民会議」を設置
平成20 2008		・「協働型事業のルール」を策定
平成22 2010	・協働推進事業費1区5,500万円の予算権限を区長に付与 ・協働推進事業費と区の課題解決に向けた取組の予算を統合 ⇒地域課題対応事業費として統合(予算権限を区長に付与) ・道路公園センターを設置 ・教育文化会館・市民館の管理運営業務を教育委員会から各区役所に委任 ・スポーツセンター・とどろきアリーナ・体育館・武道館を各区役所が管理運営	
平成23 2011	・公立保育園の管理運営及び地域子育て支援センター事業を各区役所に移管 ・市税事務所(市税分室)の開設	
平成24 2012	・出張所の届出業務を区役所区民課に集約 ・こども文化センター・わくわくプラザ事業の管理運営業務を各区役所に移管	



麻生市民交流館「やまゆり」で開催された「健康見本市」。市民団体によるパフォーマンスや展示が行われた。

ないかと思います。

それから、協働を推進していく仕組みの一つに「市民提案型事業」があります。これも各区にあります。麻生区の場合は少しきめ細かくて、現在、三つの制度を持っています。一つ目は「地域課題解決型提案事業」です。これは一般的な制度として、さまざまな分野にまたがる提案をいただくもので、今年度については12件応募があり、5件が選定されています。

二つ目は、地域活動、住民自治の母体になっている町内会・自治会組織をより活性化しようということで、町内会に限定した「町内会提案事業」制度を設けています。そこでは、例えば自治会の農園活動ですとか、地元の片平川に架かる橋に名前を付けるような事業が提案されています。

それから三つ目は、先ほどの麻生市民交流館「やまゆり」の中で、少し小さな市民活動からも育てようという趣旨で「麻生区地域コミュニティ活動支援事業」制度を設けています。

これら3種類の提案制度を組み合わせながら、地域活動、市民活動の振興を図っているところです。

司会 どうもありがとうございました。続いて、これまでさまざまなお立場で長年川崎のまちづくりにかかわってこられた大下さんに、ご自身の経験をもとにお話を伺います。

### 「川崎都民」から「川崎市民」へ

大下 私は市民という立場から、参加と協働に至るプロセスを少し振り返ってみたいと思います。

私が川崎に移り住んだのは、市が指定都市へ移行した2年後の昭和49(1974)年です。前年に第1次オイルショックがありましたが、時代はまだ高度成長期、地方から都市圏へ人口が流入していた時期で、私もその1人でした。その頃の生活は、朝起きて東京の職場へ出て行って1日東京で暮らして夜に帰ってくるというものでした。「川崎都民」という言葉がはやるくらいで、この川崎都民をいかに「川崎市民」にするかというのが、社会教育の分野では一つの大きな課題であったようです。私もその頃は文字通りの「川崎都民」でして、参加と協働とか、市民としての当事者意識などは皆無でした。

それが一転してガラッと変わったのは、昭和57(1982)年、川崎市が指定都市に移行してちょうど10年目の宮前区が誕生した年です。近くのこども文化センターで「父親家庭教育学級」が開かれました。高津市民館(教育委員会)と当時の営生こども文化センター(民生局)が共同で企画・実施したもので、いわゆる会社人間の男たちを家庭・地域に取り戻す、すなわち「川崎都民」を「川崎市民」にするというのがコンセプトでした。

現在の参加や協働という意識からは程遠い、はるか以前の話です。まだ会社も半ドンでしたが、2週間に一度、土曜日の夜に計10回父親学級に通いました。男が家庭に帰るとはどういうことか、男の自立とは何か。あの頃、職業人としては一人前の仕事をしていましたが、市民として生活人としては自立どころか存在すら危うかった。地域住民としては全く何もしていない、川崎市民としての意識も全くなかったのです。

そんなときに行政が、父親家庭教育学級を仕込んでくれた。学習プログラムは、「男の子育てを考える」、「現代の子どもと親子関係」、「地域教育力と父親の役割」、「男の自立と地域」というものでした。地域教育力を立て直す上で、男たちは、父親は何ができるかということ考えたのです。この学習機会は参加した男たちの生き方を大きく変えた。おやじたちの中で、地域性とか市民性というものが少しずつ育っていったと思います。

学級終了後は、自主的に「おやじの会」を立ち上げました。会の名前は「いたか」。めったに顔を合わせ



### 大下 勝巳(おおした かつみ)氏

40歳の頃より、おやじの会「いたか」や自治会などを通じて地域活動に関わる。(公社)日本広報協会(理事)を退職後、全国初の民間人区長として川崎市宮前区長に就任(任期:平成17年4月1日~20年3月31日)。文部科学省今後の家庭教育支援充実についての懇談会委員、第2・3期川崎市自治推進委員会委員を務めた。現在、おやじの会「いたか」世話人、NPO法人かわさき創造プロジェクト代表理事、川崎市社会教育委員会議議長、(公財)かわさき市民活動センター副理事長。

ない子どもが父親を見て、「あ、お父さん、いたか！」と叫んだことからネーミングしたのです。それほど、父親は家庭・地域を留守にしていたんですね。この会は今でも続いていて、平成25(2013)年で30年になります。

「会社人間から地域の人間へ」。おやじの会としては、ちょっとかっこいい言葉なのですが、子どもが育ち、独立していくと、おやじは自然と「わが子のおやじ」から「地域のおやじ」へと転換していく。その過程で市民、そして地域社会の一員として、個としての親から地域のおじさん、おやじになっていく。「個から公へ」という一つの歩みといえると思います。

父親家庭教育学級は、私にとって、今日の参加と協働の起点になったのではないのでしょうか。川崎はよくやってくれたとつくづく思います。

### 民から公へ～宮前区長としての経験～

大下 その後、宮前区長として平成17年度から19年度にかけて行政の仕事をさせていただきました。3年間でしたが、サラリーマン生活一筋の私にとっては極めて貴重な経験で、個から公へと立ち位置を変えて、自分自身の生き方も含めて参加と協働、地域

社会の重要性を知ることができました。

当時を振り返ると、「常に全体に関わる」立ち位置にいたと思います。多様な市民のニーズがある中、大局的にどう優先順位を判断していくのか。緊急性、必要性、公平性の問題など、さまざまな要素を考えて決めなければなりません。公とは何かということについて、「不特定多数の第三者利益」というどなたかの学者の言葉がその当時非常に印象深く、「私に背いて公に向かう」という視点をいただきました。1人のおやじ、1人の地域住民がそういう立場の経験をさせていただいたおかげで、自分自身の生きがいや自己実現を、どう「公」の世界につなげていくかという視点を得られたこと、自分の中で「個と公」をどう絡めていくかが大事だなと思えたこと、これは得難い経験で

した。

行政に入ってみて、良いところも悪いところも含めて「公」がよく分かっただろうと、多くの方から聞かれました。確かにそういう一面もありましたが、それ以上に私にとって大事だったこと、それは市民としてのありようです。「公」のサイドに立って初めて市民が見えたという感じですね。

市民はどうあるべきか。「参加と協働」といいますが、まちづくり、協働、新しい公共を担っていく市民はどうあるべきなのか。これは私自身の課題でもあり、生きる意味の実現につながることです。

今、私たちの世代は、会社人生に終止符を打って個人に戻り、自分自身の歴史をつくりつつ、生きている意味をどこに求めていくかということを考えるわけです。そのとき「公」が一つの大きな目標になるので、そこに至る過程に参加と協働の仕組みがあるというのは非常に勇気づけられることです。さまざまな地域の活動に参加することによって「公」に身を置くことができるからです。それがひいては自分個人の人生を深く生きることにつながる。そのために、市民もきちっと自分自身を育てて参加と協働を担う市民としての当事者意識を育むこと、この点が非常に大事ではないかと思っています。

## 居場所イコールつながり

大下 それからもう一つ付け加えたい話があるのですが、私は多摩区に住んでいるので、区役所に登録して区民活動支援コーナーを何かと使わせてもらっています。印刷機も会議室もあり、身近なところに活動の拠点があるというのはありがたいことです。他にも、かわさき市民活動センターやこども文化センター、各区の市民館・分館など、川崎には活動の拠点となる場所がいろいろあります。一方で、まだ足りないという声もありますが、財政的には、新しく建物を作る時代ではないわけですから、今後は新たな方向性が必要になるかと思います。

私はやはり、居場所というのは、単純に場所やスペースであるだけでなく、根底にあるのは「人のつながり」だと思います。おやじの会では、この30年の間に、「川崎おやじ連」というネットワークをつくり、麻生区、多摩区、宮前区、高津区のおやじの会5団体がつながって活動しています。一つの「個」としてのおやじあるいはおやじの会ではなくて、横につながることによって「地域の一員としてのおやじ」の役割を考えようと、そういう意識をみんなで共有しています。

つながりがあってネットワークがあるから、そこが居場所となる。だから、居場所というときは、場よりもつながりの方をまず考えたいと思っています。



宮前区菅生こども文化センターの「わかば祭」に、おやじの会「いたか」が参加。特大シャボン玉に子どもたちもビックリ!

## 求められる住民自治充実の仕組み

名和田 今、皆さんのお話を伺いまして、二つ考えるべきことがあるかと思います。

まず一つ目として、瀧峠区長が参加と協働の仕組み、拠点、財源が重要だとおっしゃった点。もう一度、参加と協働の論点に戻って考えてみると、各指定都市では区役所の機能強化は横浜市を筆頭に1990年代からずっと進んでいて、言い方はちょっと大きいです。つまり、これ以上やったら区長独裁になります。つまり、市長も住民もコントロールできない、特殊な政治権力が生じてしまうといったようにならないかと危惧するわけです。

やはり、区長あるいは区役所にそれだけの権限を与え機能強化を進めるのであれば、それを選挙民が民主的にコントロールできるような、住民自治の充実の仕組みが必要になるところまで、もう差し掛かっているのではないかと思います。

ですから、「分散」は随分進んだけれども、「分権」が進まないこのギャップを埋めなければならない。これは川崎市だけでどうこうできることではなく、まさに今の第30次地方制度調査会で議論されていて、区長を特別職にするとか、区長の公選とか、区議会みたいなものの可能性についても今後検討するという方向性が出されているようであります。

ただ川崎市でも、いろいろと努力をしておられて、条例上の存在として区民会議を設けていることは非常に高く評価される取り組みだと思います。

二つ目に、大下さんからは、民の精神、個から公へというお話がありました。市民はどうあるべきかということ、大下さんが区長経験の中で感じられたのは、まさに協働のための豊かな人間をどうつくるかが課題だということだと思います。これは恐らく決め手はなく、活動しやすい仕組みづくりと併せて、さまざまな活動を通じて豊かな民をつくりあげていくしかないのだと思います。その意味では、瀧峠区長からご紹介いただいたように素晴らしい取り組みが系統的に行われ、民の力の掘り起こしが行われている点は、注目に値すると思います。

## 区における市民自治の取り組み

司会 ありがとうございます。ここまで、参加と協働としての区役所という視点で話を進めてきました。次に、区における参加・協働の仕組みとして川



崎市の「区民会議」について取り上げたいと思います。では、区民会議の仕組みやこれまでの取り組みについて向坂部長から説明をお願いします。

### 進化している区民会議

向坂 それでは私から区民会議の概要について説明させていただきます。区民会議は自治基本条例第22条に基づいて設置されているもので、平成18(2006)年に区民会議条例が施行され、現在第4期目を迎えています。

主な役割は、区における地域社会の課題を把握して、その解決を図るための方針や方策について調査審議を行うことです。委員は、団体推薦、公募、区長推薦という形で選任し、20人以内の組織として市長が委嘱します。任期は1期2年。団体推薦委員には、地域での活動等を通じて多様な意見をいただくことと、審議結果を活動の場に持ち帰って課題解決の取り組みにつなげていただくことを考え合わせ、活動分野のバランスを配慮しながら区の状況に合わせて推薦依頼する団体を選定しています。また、公募委員は、広く区民の意見を反映させることを目的に各区で人数を定めて選任しています。区長推薦委員は、公募、団体からの選任を補完するものとして、委員の性別や年代、地域バランスを考慮して選任します。市議会議員、県議会議員には選挙区となる区の区民会議参与として出席できるようにしており、話し合いの場で必要な助言をいただいています。

続いて区民会議の仕組みですが、流れとしては、まず地域の状況について意見交換し、整理分析する

中から課題の把握を行い、審議テーマを選定します。そして課題解決の方向性や取り組みの担い手などさまざまな視点から話し合っ解決策の検討を行い、審議結果について区長へ報告します。

区長はその審議結果を尊重して、区民の自主的な取り組み、区民と行政の協働による取り組み、行政による取り組みなどを進めて課題の解決に努め、区民会議が提案した取り組みを地域で実践することで課題の解決を図るということになっていきます。

第1期の区民会議においては、まだ各区とも手探りの中で運営しながら、一定の調査審議結果を出していったところです。第2期では、第1期の委員が多く再任されたこともあり、第1期ではまだ不十分であったものについて審議を継続するとともに、新しいテーマを見つけて調査審議を行いました。第3期になると、ほとんどの区で再任が2期までとなっている関係から、当初の委員が多く入れ替わり、第1期以降の調査審議の仕方や解決していない課題テーマの取り組みの仕方など、調査審議の方向が少しずつ進化していきました。また、一つのテーマに絞り込んだ新しい課題にするなど、取り組みの仕方が収束してきまして、徐々に制度の定着が図られてきていると感じています。

今年度からは第4期区民会議がスタートしています。現状の区民会議としては、区域内の課題を持ち寄って、課題の解決に向けた調査審議を行って実践することで、着実に成果を上げてきていると考えています。

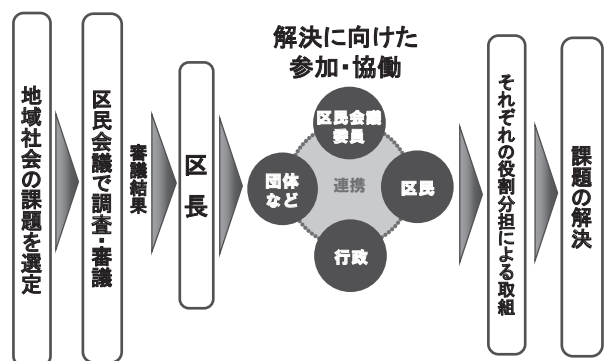


図1 区民会議の流れ

司会 ありがとうございます。それでは次に、区民会議における具体的な取り組み状況や課題について、瀧峠区長からお願いします。



## 人と人とのつながりを踏まえた地域づくり

瀧峠 第4期麻生区区民会議では、「安全・安心のまちづくり」と、「若者が住みたくなる魅力あるまちづくり」という二つの部会があります。大枠は条例で定まっていますが、麻生区は委員構成が少し特徴的です。

団体推薦、区長推薦、公募という大きく三つの委員の枠があり、団体推薦については町会連合会や、商店街連合会、文化協会、社会福祉協議会など、大体どこの区も同じかと思いますが、7人の委員さんがいます。

区長推薦についても7人で、麻生区は農業のかなり盛んなところなので、いわゆる農協さん、JAセレサ川崎から入っていただき、また学識経験者等で昭和音楽大学や芸術のまちづくりのNPOの方々にも入っていただいています。

公募については7人以内という規定を設けていますが今期は6人です。他の区では2、3人程度かと思いますが、麻生区の場合にはなるべく幅広くいろいろな委員さんに入っていただくということで、公募が少し多くなっています。

それから、第1期からの調査審議の全体テーマを振り返ってみると、表現こそ変わっていますが、人と人とのつながりを踏まえた地域づくりをどう進めていくか、ということで一貫しています。個別テーマでは、例えば、「高齢者が輝く地域づくり」や、地域のつながりと言ってもいろいろありますが、「文化芸術」「環境・緑」といったものがある程度引き継がれてきています。委員自身が議論する中で、前期の提言や取り組みの内容も踏まえながら進められてきているといえます。

実践としての取り組みでは、例えば、エコカルテやパンフレットの作成などがあります。また、特に緑の関係では、里山のボランティア活動をやるということで、地域団体と第3期の委員が協力し、地域課題解決型提案事業制度を活用しながら、早速今年度からボランティアを募集して区内のいくつかの里山の維持管理に入っています。区も予算を出していますが、地域の方々を中心に進んでいます。

それと、高齢者や障害者福祉の関係で、なかなか



三橋 秀行 氏(司会)

一元的な情報提供がなされていないことから、市政だより特別号や網羅的なガイドブックの発行ができないかといった提言を受けて、現在取り組んでいるところです。このあたりは、もちろん地域の人と一緒にやるわけですが、やや行政、区役所が主体で実施をしていく分野かと思います。

実践の方法や主体を見ると、現状では、まず一つ目としてこの里山のボランティアのように区民会議の委員の人たちが主体的に実践をしていく、あるいは区民会議の任期中にモデル実施をするということがあります。二つ目は今ご紹介した区役所がやや主体的にやるような実践の事業。それから三つ目が、既存の地域団体による実践事業です。芸術とかコミュニティの文化団体やNPO、社会福祉協議会関係の団体や、直接事業委託はしていませんが、交通安全や防犯などでは町内会・自治会が実践の主体になっているという気がします。

司会 ありがとうございます。ここで都市内分権の観点からみた本市の区民会議について、他都市の事例との比較も含めて名和田先生からお話いただきたいと思います。

## 指定都市における都市内分権の状況

名和田 指定都市の都市内分権を見ると、そこには大都市ならではの方向性が見えているように思われます。

例えば、私が研究しているドイツの大都市、人口178万人のハンブルグ市は七つの区に分権し、区に

区役所を置き、かつ選挙制の代表組織を置いています。さらに、その各区がいくつかの地域に分かれており、いわば二層制の都市内分権になっています。

日本の指定都市においても、かねてよりさまざまな都市内分権的な仕組みが試みられてきました。昭和49(1974)年に横浜市旭区にできた区民会議はその最も早いものではないかと思えます。これは行政区レベルの会議で、かつ、どちらかといえば、住民自治の充実、参加という方向、住民の声を区政に反映させるという仕組みであったと思えます。

他方、北九州、福岡、神戸、名古屋などは区レベルで目立った取り組みはあまりなく、むしろ小学校区程度のコミュニティレベル、連合自治会のレベルに都市内分権的な仕組みを試みています。これはどちらかという、協働の仕組みです。行政と区民とが連携して、公共サービスをしっかりさせる、そういう意味合いが強いと思えます。

川崎市については今ご説明いただいたように、条例によって区レベルに区民会議が設置されていて、もう4期目を迎えておられる。そして、条例上は調査審議のための機関とされていますから、これは先ほど申しました住民自治の充実、参加の文脈にある仕組みです。

ただ、横浜市の区民会議もそうでしたが、どうしても区民会議委員の皆さんも調査審議するだけでなく何かやりたいという気持ちになるので、協働の仕組みへの志向性を持っている。これは日本独自の市民性だと思いますが、条例の想定しないところかと思えます。

こうして見ると、今のところ、区レベルの都市内分権的な仕組みとコミュニティレベルの仕組みとを併せ持った指定都市というのはあまりない。私が見るところ、一番しっかりしているのは新潟市かなと思えます。

新潟市は法律上の地域自治区の一種である区地域協議会として、区ごとに区自治協議会を置いており、さらに区内のコミュニティレベル、連合自治会のレベルに協働の実践をする地域コミュニティ協議会というものを住民に組織してもらっています。非常に典型的に二層的な、かつ協働の仕組みを押し出している日本型の都市内分権組織としての姿を持ってい

ると思えます。

## 地域における協働の実働組織づくり

**名和田** 川崎市の区民会議に話を戻すと、一つ目に、今後の課題として、調査審議を行う区民会議の考え方を受けて、それを実行する主体をどう考えるかということがあります。もちろん、区役所、行政が一方ではあるかと思えますが、協働ということで住民側の体制も考えなければいけないと思えます。

例えば、地域自治区制度を採用している自治体を見ますと、宮崎市や岐阜県の恵那市は実働のための種々の独占団体をつくって、地域協議会の議決を執行し、かつ行政からもらっている補助金を独占的に使えるようにしています。協働のための住民組織を別につくるというやり方です。これに対して、上越市のように、そういう特別な組織をつくらなくて、こういう事業とこういうお金があるので誰かやりませんか、地域協議会が公募し実働してくれる団体を選定するというやり方もあります。

川崎市でも、各区の区民会議の示した方向性を、区役所はもちろん、区民もまた協働の取り組みとして実働するには、どういう体制が考えられるかを今後も検討していかなければいけないと思えます。

歴史を振り返ると、実働することを想定された「まちづくり推進組織」がありますが、それが区民会議体制の下で実働組織なのかということ、そういう整理もなかなか現時点ではしがたいと思えますので、これが一つの課題ではないかと思えます。

先ほど、区民会議委員の有志が里山のボランティアの活動をされる事例が紹介されましたが、区民会議を卒業した委員が取り組みを実際にやってみるという流れの発端だと考えると、これは非常に良い循環ではないかと思えます。区民会議の人材育成的な意味合いが今後期待されると思えますが、これを通じて認知度も高まるのではないかなと思えます。

それから二つ目に、区よりもっと小さなエリア、連合自治会とか地区社会福祉協議会程度のエリアでどのようにコミュニティ振興の仕組みをつくっていくかということが今後の課題かと思えます。川崎市では、連合自治会や地区社協はきちんと活動されて

いますし、川崎市地区まちづくり育成条例などの仕組みを活用していくということもあると思います。

最後に余談ですが、川崎市の区民会議のパンフレットのイラストでは、机を口の字型にして会議をしていますね。区レベルの会議ではどうしても「行政に物申す」スタイルになりがちですが、委員構成もバランスが取れているようですし、なかなか良い感じの風景だと思います。



麻生区区民会議の様子。活発な議論が交わされる。

司会 ありがとうございます。続いて大下さん、いかがでしょうか。

### 区全体の視点からの情報交換と相互理解

大下 3点お話ししたいことがあります。

一つ目は、区民会議は異分野の方々が一つのテーブルに着いて区の課題を話し合う、そういう場であるということ。先ほど瀧崎さんから委員構成についてお話がありましたが、例えば福祉、緑の保全、産業振興といった、普段はあまり接触がない異なる分野の人たちが同じテーブルに着いて、区全体の視点を持って俯瞰的、複眼的に地域の課題を議論し、自分たちの分野も含めて区全体として考えていく場となっています。ですから、そこに参加した人自身も視野が広がって、自分たちの活動を高めていくという、いわば個と全体がつながる良い循環ができる。これが非常に大事であり、区民会議の一番大きな特徴だと思います。

二つ目は課題の把握についてです。区によっては、現在の地域課題について区民に公募で意見を聞いて、区民会議の審議課題を設定しています。このように課題把握のプロセスを一般区民の方と共有すること

は、区民会議自体の認知度の裾野を広げていく上でも非常に大事なところだと思います。

最後にもう一つ。参加と協働は、市民がそれを担うべき足腰を鍛え、意識も変えながら新しい公共を担っていくことですが、同時に職員の皆さんも市民とともに公共を担っていこうという、参加協働型時代の職員として悩みながらも育っていく必要がある。そういう職員と接することによって市民も触発されるわけで、お互いが参加と協働型の世界を共に担えるように、職員と市民が支え合うような交流ができていければいいのではないかと思います。

## これからの大都市における区のあり方

### 住民自治の強化

司会 現在、国の第30次地方制度調査会で大都市制度について議論がなされています。

12月20日に公表された「大都市制度についての専門小委員会中間報告」の中の「住民自治を強化するための見直し」というところで具体的に書かれていますが、この中で指定都市における区へのさらなる機能の付与などの話が挙がっていて、大都市における区の役割が大きくなってきているといえます。

また、この中間報告では、住民に身近な行政サービスを住民に近い単位で提供して、住民がより積極的に行政に参加しやすい仕組みを構築するために、区の役割の拡充について検討すべきと議論されてきています。さらには、区の権限強化と併せて、区を単位とした住民自治の強化もこの中では考えられています。

大都市である川崎市における区役所のあり方について、これまでの話を総合した率直な感想なども含めてそれぞれお話ししたいと思っています。

名和田 第30次地方制度調査会の専門小委員会中間報告を拝見すると、都市内分権という言葉が、恐らく初めて地方制度調査会関係の文書で公式に使われたという気がします。都市内分権による住民自治の強化が指定都市にとって必要であるという提言を、今後、地方制度調査会でまとめていきたいという内

容の中間報告であるようです。

これは都市内分権という言葉が市民権を得たという気がします、注目すべきはこの都市内分権の趣旨として住民自治の強化ということが非常に強調されている点です。

先ほど申しましたように、日本では区役所機能が強化されるばかりで、それを民主的にコントロールする方の制度は進展していません。川崎市は区民会議をつくり進展しているわけですが、地方自治法上の制度としては進展しないという状況が続いています。このままで大丈夫なのかと思ってきたので、中間報告で区レベルの住民自治を拡充するという方向性が追及されているのは非常に好ましいことです。こうした中で川崎市は自治体として、指定都市としてできることをやり、条例で区民会議を置いたという点で、一番先頭を走っているのではないかとあらためて思います。

その反面、この中間報告では、第27次地方制度調査会答申にあった協働という問題、区民がどのように公共に関わり、行政と連携して取り組んでいくかということについてはほとんど書かれていない。別に無視されているわけではないと思いますが、現場である自治体としてはそっちのことを考えていくという重い課題が残されているわけです。その意味で、川崎市はこれからいろいろな実験をしていくのだろうと思います。

## 職員の育成と区民会議の拡充

**名和田** それから、先ほどの大下さんの参加・協働型職員の育成という文脈でそのことを捉え直してみたいのですが、指定都市では、コミュニティレベルでさまざまな仕組みを展開されるときでも、区役所が最も基礎的な組織となる。札幌市のようにたくさん出張所を持つところもありますが、通常、人口十数万、20数万人の中にたった一つ区役所があるだけというわけです。

今後、川崎市でも区レベルだけでなくコミュニティレベルでさらに取り組みが進むと、区役所としては地区担当制のようなものを設けて、地域に出ていくということになると思います。これが参加と協働

の時代にマッチした職員が育っていく一つの経路ではないかと私は思います。川崎市の現状を見るとちょっと唐突かも分かりませんが、他の都市の事例などを念頭に置くと、そういったところも考えられます。

**瀧峠** これまでのお話を聞いて、2点ほど付け加えたいと思います。

一つ目は、区民会議の実践。川崎市の場合、自治基本条例が施行され、区民会議も4期目に入り、これまでいろいろ議論がなされ、仕組みも整備されてきました。地域課題の把握、洗い出しがかなりされて、実践も随時やってきてはいるわけですが、これからは区民会議の考えを実践するステージをより推進し、地域的にも世代間にももっと広げて、いろんな形で拡充していく方策を考えなければいけないと思います。

特に、町内会・自治会も市民活動団体も高齢化が進んでいるので、シニアの方にご活躍いただくことはもちろん、若い世代、青年、壮年の人たちに少しずつでも関心を持って、多様なかたちで参加してもらいたいわけですが、それをどう進めていくかということがあるかと思います。

もう一つは、よりきめ細かい地域コミュニティレベルの活動や住民自治をどう行っていくかということです。これは以前からも今もやられてはいますが、小学校区あるいは中学校区単位の中で、場としても学校を拠点にしながら、幅広い地域コミュニティ活動、住民自治活動をさらにどう広げていけるのか。区の中のよりきめ細かな自治の推進という点が課題かなという気がしました。

**向坂** 今の区民会議の一番大きな課題としては、認知度をいかに向上させていくかということです。やはり区役所のあり方がどんどん変わってきているという部分を地域に発信していかないといけないと思います。それと、地域から受け入れられるためにも職員の人材育成をやっていく。地区担当制などは課題を把握するためにも聞くという姿勢が必要であり、そのスキルを持って地域に出ていける人材を区役所で育てていかなければなりません。

ハード面の整備も並行的に行いながら、区役所の機能強化に耐えられる体制をつくり、求められる区役所をつくりあげていく。これが、今、行政ができる努力だと考えています。

## 社会参加で健康づくり、自己実現

大下 2030年には3人に1人が65歳以上になるといわれていまして、これから高齢者施策の面での行政需要がどんどん増えていきます。それに備えるには高齢者が健康寿命を伸ばすことが大切です。

従来、食事と運動ばかり言われてきた健康づくりですが、最近一つ要素が加わって、食事と運動プラス「社会参加」、これが健康寿命を伸ばすということです。地域の一員として社会に参加し、生き生きと活動する。そこに「公」へとつながる参加と協働の仕組みがあるということは、健康寿命を伸ばす上で大きな力となります。

ですから区民会議をより充実させていくことは、参加と協働を通して自分も地域のためになるという、市民としてのやりがいと生きがい、健康づくりにつながっていきます。そのためにも、区民会議は、自分たちの地域の課題を自分たちで解決していこうという位置付けを、これからもきちんと維持していただきたいと思います。多くの市民が参加と協働によって生きがいを見い出して、健康寿命を伸ばし、到来する超高齢社会を生き生きと暮らせる社会をつくるために。

地域のために社会貢献すると、自分にも返ってくるものがある。これは自己実現につながります。自己実現は個人の問題という考えも一方にありますが、しかし超高齢社会の中では、そこまで視野に入れて行政は事業を行っていいのではないかと思います。区役所は、参加と協働の拠点であると同時に、人のつながりとコミュニティづくりの拠点、さらに健康と生きがいづくりの拠点でもあるのだと思います。

司会 本日は「政策情報かわさき」の特集として、「指定都市川崎における区役所のあり方」をテーマに座談会を行いました。

本日は、お忙しいところご出席いただきありがと

うございました。

(平成24年12月21日実施)

※1 地方制度調査会  
地方制度調査会設置法の規定に基づき、内閣総理大臣の諮問に応じ、地方制度に関する重要事項を調査審議するため内閣府に設置される。現在、第30次地方制度調査会が設置されている。

# 区民会議の取り組みと提案の実現に向けて



麻生区役所企画課 担当係長 白石 尚

## 1 はじめに

区民会議は、平成17(2005)年に施行した「川崎市自治基本条例」に、市民自治の充実を具体化するための仕組みとして位置付けられたものである。平成18年度に各区に設置され、現在は第4期を迎えている。

この間、各区では放置自転車、子育て支援、防災、環境緑化、地域コミュニティの活性化など、地域特性に応じた課題を審議し、審議結果が区民と区役所との協働事業に発展するなど、目に見える成果を挙げている。

一方で、区民会議の市民への浸透は十分ではない。平成23年度「かわさき市民アンケート」では、区民会議を知っているのは約2割。区民会議の参加意向は、7割以上が「参加したくない」とし、その理由として主なものは「時間の余裕がないから」、「仕組みがよく分からない」であった。

「区民会議を知らない」、「仕組みがよく分からない」とされるのは、歴史が浅いこともあるが、区民会議は行政区（人口20万人前後）を単位に設置されていて、町会・自治会ほど区民生活と密接に関わらないこと、東京特別区の区議会との違いが分かりづらいなどが理由として考えられる。また、前述のアンケートでは区民会議への期待として、審議結果の実現が約6割と最も高かった。区民に、区民会議への関心を持ってもらうには、存在を知ってもらうための広報の工夫もさることながら、区民と共に地域の切実な課題に取り組み、これまで以上に具体的な成果を区民に還元していくことが必要な状況である。

## 2 区民会議制度の概要

### 区民会議の趣旨

区民会議の役割は、区民の参加と協働により、地域の課題を解決するための調査審議を行うことである。これを区民の側に立って解釈すれば、区民会議は、単に区役所に個々人の要望を述べる場ではなく、区役所と一緒に（うまく活用して）地域課題を解決するために、区民で合意形成する仕組みとして活用できる。また、区役所の立場からすれば、区役所の把握する情報だけで事業を計画・実施するのではなく、区民が合意した内容を尊重し、区役所・地域・区民の役割分担に基づき事業に取り組めるというメリットがある。いずれにしても、条例で公式に位置付けられた「区民の合意形成の場」で区民と区役所の双方にメリットがあり、区レベルでの自治を拡充させる制度といえよう。

### 構成

区民会議の委員は20名で、地域で活動する団体からの推薦、公募、区長推薦により選出された区民で構成される。公募については、上越市の地域協議会<sup>\*1</sup>のような準公選制ではなく、応募した者の中から区役所が設置する選考委員会などを通じて決められる。公募は区民参加の機会を確保するためであり、団体からの推薦や区長推薦の委員については、地域の課題に実際に取り組んできた経験や学識的な視点を活かしてもらうことが期待されている。任期は1期2年で再任はできるが、構成員の固定化を防ぐため、各区で再任回数を制限している場合が多い。また、区選出の市議会議員および県議会議員は、区民会議参与として出席

できることが特徴となっている。これは、議員としての豊富な知識や経験、市政全体の観点からの助言を得ることを目的としている。

### 区民会議の審議の流れ

区民会議1期2年間の取り組みの流れは、課題の把握⇒審議課題・テーマの選定⇒課題解決策の検討⇒審議結果のまとめ、となる(図1)。審議結果は、「提案」や「報告」といった形で区長に提出される。

区民会議は諮問機関であるため、図1下半分の「課題解決への取組」は、区民や区役所が実践することになる。区長は審議結果を尊重し、区民との協働、関係機関との連携等を通じて、暮らしやすい地域社会の形成に努めるものとされている。なお、審議結果の尊重については、区長の努力義務であることが区民会議条例に明記されていて、「提案しただけ」に終わらないよう、制度的に担保されている。

また、川崎市では、市民自治と並行して区役所の機能強化に取り組んでいて、区長の権限で区民会議提案を事業化できるような環境が整えられている。「快適な窓口サービスの提供に加え、地域の課題を自ら発見し解決する市民協働拠点」を区役所の機能強化(区行政

改革)の基本的な考え方として、予算・組織・制度などの面から一体的に拡充させてきている(詳細はP.11・12を参照)。

提案の実現のために必要な予算については、区役所が独自に企画・執行できる「地域課題対応事業」の予算枠(平成24年度5,500万円)がある。これによって区民と区役所が協働する取り組みなどについて、スムーズな事業化ができるようになっている。

### 3 7区の取り組み状況

これまで区民会議でどのような課題が審議され、実践されてきたのか。7区の第1期から第3期までの審議テーマと取り組みの傾向を調べてみた。

まず、区ごとの全体的な審議テーマとして、「コミュニティ」や「つながり」をキーワードに掲げるケースが多い。高津区が「新しい形のコミュニティづくり～地域でつながる～」、宮前区が「明日のコミュニティづくり」や「宮前区らしさと地域特性を活かしたコミュニティづくり」、多摩区が「見直そう、創り出そう!思いやりの多摩区」、麻生区が「心が響きあう地域づくり」や「人と人と心をつなぐ地域づくり」などである。こうした全体テーマが設定された理由としては、個別の現象としての地域課題に対応するだけでなく、区民が協力し合って課題に取り組むことで豊かな地域コミュニティを形成し、さまざまな課題を地域で解決していく基盤をつくることを目指していると考えられる。社会的に言えば、ソーシャル・キャピタル(人々の信頼関係や人間関係の豊かさ)のレベルを上げる試みと捉えられる。

第1期から第3期までの個別の審議テーマは、各区の地域特性に応じて多種多様であるが、その中で多かったのは、「安全・安心」、「子ども・子育て支援」、「環境」の三つである。

#### 安心・安全

防犯や防災などの「安全・安心」は、7区で延べ9回審議テーマとして設定された<sup>※2</sup>。これは、地域の安全・安心の確保のためには、行政だけでなく、地域や家庭でも対策を行う必要があるという自助・共助意識の高まりを反映したものと考えられる。また、東日本大震災を通じ、「自分の命は自分で守る」という原則が

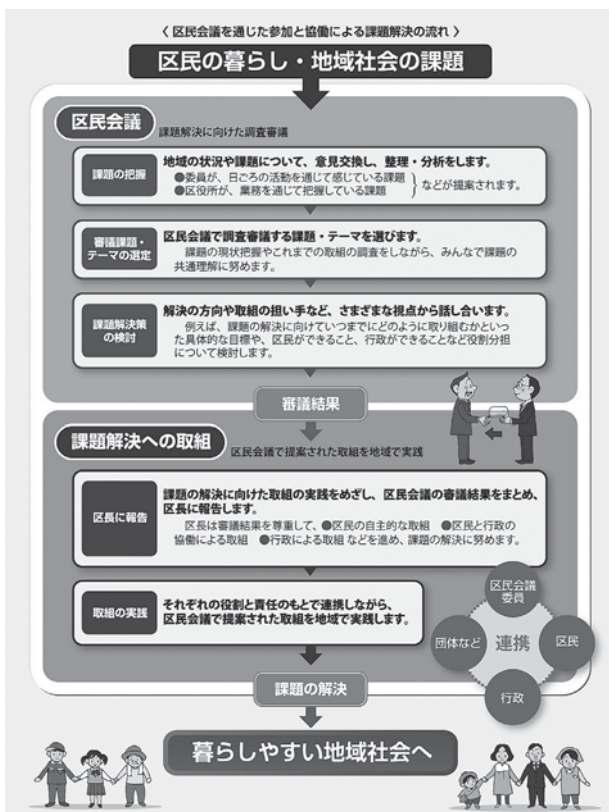


図1 区民会議の取り組みの流れ

再認識され、地域防災への関心がさらに高まったため、第4期では多くの区で地域防災が審議テーマとして設定されている。「安全・安心」に関する取り組みの実践例としては、避難所運営会議の立ち上げや防災訓練の促進、防犯ステッカーの配布、防災に関する研修・講座やイベントの実施など、自助・共助を活性化させる取り組みが多い。

### 子ども・子育て支援

「子ども・子育て支援」は、7区で延べ8回審議テーマとして設定された。本格的な少子化や核家族化が進む中でも、市内への若い世代の転入が続いており、子どもや子育てをする親を地域でバックアップしていくことが、共通の地域課題となっていることが背景にある。区民会議の審議結果に基づく実践例としては、子育てに関する情報発信の充実、子育て中の親子が交流できる機会の創出、子どもが遊べる場の提供などがある。

### 環境

地球温暖化防止や資源循環などの「環境」は、7区で延べ9回審議テーマとして設定された。環境への取り組みの視点は区によって異なり、地域特性を如実に表している。市内で最も気温が高いとされている中原区では、「地域で取り組む環境対策」として、ゴーヤーによる緑のカーテンや打ち水大作戦の実施など、地球温暖化対策に力点を置いたようである。一方、市内で最も緑地・農地面積の多い麻生区では、生ごみリサイクルを基軸とした地産地消や、管理の行き届かない緑地を保全する里山ボランティアの構築などが実施されている。

## 4 提案を実現させるために ～麻生区里山ボランティアの取り組み～

区民会議からの提案は区長に提出される。このため、主に区役所が実施すべき提案については、前述した区独自の予算によって事業化するなど実行に移せるが、区民に相当関わってもらわないと実施できない提案については、実施につながらなかったり、実施されても長続きせずに関わったりしてしまうことがある。

「提案後」についても、区民に主体的に関わってもらうことは、「市民自治」や「参加と協働」といった区民会議

の存在意義に合致するものであるし、区民会議への関心を高めることにもつながる。そのため、「提案後」に区民に関わってもらうという仕掛けを、区民会議で知恵を絞って提案に組み込んでおくことが重要となる。

第3期麻生区区民会議から提案され、平成24(2012)年から実施されている「麻生区里山ボランティア」は、区民会議提案の実践という点で、今後の参考になると思われる事例である。

麻生区区民会議の環境・緑化部会では、麻生区内は貴重な緑が集積している一方で、管理の行き届かない緑地が多く残されていることを課題として取り上げた。そして、区内で緑地管理保全団体のない手付かずの緑地(市有地)の保全を行い、かつ固定した場所に縛られない管理活動(数カ月で数カ所)を行う「里山ボランティア」を新たに組織化することが検討された。

この検討過程で特徴的なのは、実効性のある提案にするために、緑の保全活動に関する勉強会の座学で学んだのはもちろんのこと、高石特別緑地保全地区での里山研修会に参加し、保全作業の技術や保全活動開催のノウハウなどを現場で指導してもらったことである。

さらに、提案に向けた「里山ボランティア」のモデル事業も実施した。平成23(2011)年12月に月読神社周辺(麻生区下麻生1丁目)の市有地で、川崎市公園緑地協会や麻生区道路公園センターの協力により、竹の剪定、倒木の整理、廃棄物の撤去などが行われた。2時間半の保全活動でありながら、光を通す森となり、作業の成果が得られた。

モデル事業の検証を経て、提案として、①地域に限定されない里山ボランティアの構築、②「麻生区里山ボランティア」事業の推進、の二つがまとまった。この二つの提案は相互に関連しており、①を実現するための具体的な事業が②になる。事業の大きな流れは、まず地域に限定されない麻生区全体の緑を保全管理していく団体を立ち上げ、次の段階として地元住民へ管理を引き継いでいき、保全管理団体も増やしていくようなシステムを構築する。これにより、緑の保全活動を通じた新たなコミュニケーションの場が形成されることも目指す、というものである。

区民会議の提案としては区長に提出されたが、提案だけで終わることのないようにするために、提案に先



立って第3期区民会議委員の有志が行動を起こした。麻生区役所が地域課題解決の事業を公募で募集する「麻生区地域課題解決型提案事業」に、地域団体と委員の有志が協力して「麻生区里山ボランティア」事業を提案した。これが採択され、麻生区役所からの平成24年度の委託事業として里山ボランティアがスタートすることとなった。

運営の苦労は相当なものであり、麻生区役所道路公園センターの協力のもと、提案した地域団体と委員有志が区内の緑地を回り、作業候補地を選定した。さらに地元町会・自治会への説明、道具の調達、インストラクターの手配など多岐にわたる準備を粘り強く進めた。麻生区役所企画課も広報や関係部署との調整などで協力した。

こうして第1回目の作業が、6月に麻生区下麻生の月読緑地で開催され、下草刈りや竹の間伐などが行われた。その後も毎月第4日曜の午前に、栗木緑地、千代ヶ丘西久保緑地、東百合丘4丁目緑地、古沢都古緑地でも実施された。毎回20～30人程度の一般参加者があり、町会が積極的に参加した日には40人を超えたこともあった。このように、麻生区里山ボランティアは、毎回の反省を活かしながら区民主体の運営と地域住民を巻き込んだ活動につながってきている。

区民会議の提案を委員が団体・地域に持ち帰って実施してもらうのは、確かに理想的ではあるが、関係する団体自体が担い手不足に悩んでいる場合には、新たな取り組みにちゅうちょする面もある。新たなアクションを起こすために、区の事業提案制度を活用し、区民会議委員や団体、区役所が協力していく手法は、今後の参考になるだろう。

また、提案の担い手がないという問題について、もう一つヒントになるのが、市民館との連携である。



緑地保全作業をする里山ボランティア

提案の受け皿となる区民がいなければ、育ててみるというのも一つの方法である。「かわさき教育プラン第3期実行計画」では、『共に学び、楽しみ、活動する生涯学習社会を創る』を重点施策の一つに掲げ、区役所関係機関と連携を図りながら、市民館を拠点に、地域や社会の課題に応じた学習機会の提供することなどが盛り込まれている。こうしたことを背景に、市民館は、区役所が提案する地域課題解決に関わる人材育成について、積極的な姿勢を見せてくれる。その例が、宮前区で開講された「みやまえ情報サポーターズ養成講座」（詳細はp.27・28参照）である。また、麻生区においても、第3期区民会議から、地域活動の新たな担い手の育成や活動の活性化のため、既存講座の有効活用や地域人材育成の方向性について提言が出され、市民館や関係部署・関係機関によるプロジェクトチームを設置して、検討を進めているところである。

## 5 まとめ

区民会議の取り組みは緒に就いたばかりであるが、区民会議が市民自治のプラットフォームになれるかどうかは、区民を巻き込んでいく実効性のある提案をまとめられるか、それが区民主体の取り組みにつながるか、さらに継続していけるかどうかにか懸かっている。その意味で、区民が主役であることは間違いないが、それと同じくらい区役所がきちんとサポートできるかが決定的に重要であると思う。区民会議を、区民の合意形成の場として機能させられるか、裏付けのある提案がまとめられるか、提案を実施しようとする区民を表裏でしっかりとサポートできるかなど、区役所の真価も問われている。

### ※1 上越市の地域協議会

新潟県上越市では、平成17年1月の市町村合併に際し、合併特例法に基づき地域自治区を設置、その後平成20年4月からは地方自治法に基づく地域自治区を設置している。地域自治区には地域の意見の取りまとめを行う「地域協議会」が設置されるが、市長が地域協議会の委員を選任する際に各区の住民による投票を行い、その結果を市長が尊重することを条例で定めている。

### ※2 筆者が独自にカウントしたものであり、市の公式統計ではない。以下同じ。

# 宮前区地域人材育成指針

~「学び」と「実践」の機能的連携を目指して~



宮前区役所生涯学習支援課 担当部長 植村 稔

## 1 はじめに

川崎市では、区役所を「快適な窓口サービスの提供に加え、地域の課題を自ら発見し解決する市民協働拠点」とすることを掲げている。この取り組みとして、市では「協働型事業のルール」の策定、区における市民提案型事業の実施、市民活動拠点の整備・拡充、市民利用施設の区の管理運営などを実施してきている。

こうした流れの中、平成22年度に市民館の管理運営が区に委任されたことを受け、区行政における生涯学習・市民活動支援のあり方について再度見直しを行い、宮前区では平成24(2012)年2月、「宮前区地域人材育成指針」(以下「指針」という。)を作成した。本稿ではこの指針策定に至る背景や関連する取り組みについて紹介する。

## 2 指針策定の背景・経緯

宮前区では、平成6(1994)年から「宮前区生涯学習推進会議」<sup>\*1</sup>を立ち上げ、生涯学習全体に関わる意見交換や情報交換を行うなど、区役所と市民館で生涯学習の推進に関する自主的な連携を始めていた。しかし、生涯学習に係る共通課題が見えない、所管業務との関連が必ずしも明確でないなどの課題も生じていた。

そのような中、平成17年度には区役所に生涯学習支援課が設置され、平成22年度には市民館の管理運営が区役所に委任されるという組織改革があり、前述したとおり区行政における生涯学習支援、市民活

動支援のあり方が改めて問われる状況となった。

そこで平成22年度、生涯学習推進会議のもとに作業部会を設け、第3期実行計画の策定作業と歩調を合わせ、生涯学習支援、市民活動支援に関わる区行政の課題を整理し、今後の取り組みを区計画に位置付けるための作業を開始した。

課題としては、市民向け講座や事業の内容や対象の重複、市民活動の新たな担い手不足などが挙げられ、解決の方向性として、地域人材育成の視点から生涯学習推進体制の再整備と、それを実行に移すための指針づくりの必要性が示された。

これを受け、平成23年度の生涯学習推進会議において指針が策定されるに至ったのである。これまでも、市民活動支援に加え、シニアライフ支援では「大人の文化祭」、子育て支援では「ウェルカムクラス」(転入者への生活情報提供)、地域振興として「農」をテーマとした「C級グルメ」、「直売場マップ」など、地域人材育成をも視野に入れた、市民館と区役所、あるいは市民との連携事業が実施されてきており、その蓄積されたノウハウを整理・体系化する作業を行った。

## 3 指針の位置付けと内容

本指針は、市民に新たな権利や義務を付与するものではなく、生涯学習推進会議で運用・管理する内部規定として位置付けられている。また、特定の経歴やスキルを持つ地域人材像を掲げるのではなく、「地域社会への関心」や「地域における温かい人間関係」等、市民が自発的に活動しようとするエネルギー

一を醸成し、さまざまな活動の場で、多様な人材が育っていく仕掛けづくりを目指している点が特徴的である。

本指針では、市民が自治の担い手としての自覚を持ち、地域活動へ自ら行動し、地域課題を解決する喜びを感じながら「市民主体のまちづくり」を実践できるようになるために、地域人材育成の七つの基本的な考え方を示している(表1)。さらに、市民の参加・参画による各種事業を実施する際に留意すべき要点や方策九つが具体的に示されている(表2)。

表1 基本とする考え方

<p><b>参加機会の提供</b> テーマや場所、時間帯の設定を工夫し多様な参加の機会や活動の場を提供する。</p> <p><b>実践型の人材育成</b> 参加者による討議や発表、実践を通じた学習により内容の定着と主体的な行動を促す。</p> <p><b>後継者、次世代の育成</b> 次世代を担う市民層の地域参加を促し、後継者を育成するきっかけをつくる。</p> <p><b>相互理解・相互学習の推進</b> 活動分野、活動地域が異なる団体同士の連携、協働による新たな活動の展開を促進する。</p> <p><b>地域人材育成に係る情報の共有と発信</b> 市民参画による事業や地域人材の育成に係る情報の共有化を図り、発信する。</p> <p><b>区職員の人材育成</b> 研修等により職員の市民との信頼関係に根ざしたコミュニケーション能力等の向上を図る。</p> <p><b>会場の設定(地域特性の理解)</b> 区役所や市民館だけでなく、区内の各地区にある公共施設を積極的かつ有効に活用する。</p>
---

#### 4 主な取り組みと今後の方向性

宮前区では、表2の「地域人材育成の要点と方策」(9)で掲げたマニュアルを平成24(2012)年3月に作成し、実務担当者の理解を深め、事業を企画・実施する上での課題等を共有し、スキルアップを図ることを目的として、平成24年度に、区役所職員、生涯学習推進会議の関係者等を対象とした研修会を開催した。このマニュアルには市民や行政職員が講座や学級・イベントを企画し運営する上で、参考となる基礎的な情報がまとめられている。プログラムの組み方やスケジュールの立て方、企画会議を進めるための手法、講師の決定方法など丁寧に解説されており、事業に携わる初心者でも理解しやすい内容となっている。今回の研修会は生涯学習推進会議の関係部署の職員16名が参加し好評であったが、区役所一般職員の研修として範囲を広げてもよい内容であるとのうれしい評価もいただいた。今後は、市民へ対象範囲を広げ、本指針の考え方やマニュアルへの理解を広めていきたい。

平成24年度のもう一つの取り組みとして、「みやまえ情報サポーターズ養成講座」が挙げられる。この事業は、転入者向けの情報誌を作成する市民館の講座に参加した区民が、「みやまえ情報サポーター」として区の情報発信の担い手となり、さまざまな行政

表2 地域人材育成の要点と方策

<p>背景となる課題の把握(市民と行政の課題の共有) アンケートやヒアリング等により市民ニーズを把握し、事業実施の背景となる課題について行政と市民の双方で共通理解をもつ。</p> <p><b>獲得目標の明確化</b> 事業を通じ「どのような人材になってほしいか」という人材育成の視点における獲得目標を明確にする。また各事業には課題の解決という目的があり、地域人材育成の獲得目標は目的ではなく手段であることに留意する。</p> <p><b>人材育成の視点に立った評価</b> 求める人材を育成できたか否か、事業終了後に「ふりかえり」を行い、人材育成の視点からの評価を行う。</p> <p><b>関連部署との情報共有・積極的な連携</b> 生涯学習推進会議での情報共有や関連事業の所管課との連携により、事業内容等の重複を避け、相乗効果を生み出す。</p> <p><b>入口と出口の明確化</b> 「入口」においては対象とする市民層を明確にして企画や広報を行い、「出口」においては次のステップに向けて行政が市民に期待する役割を提示し具体的な支援を行う。</p> <p><b>地域人材の活用</b> 地域特性を熟知し、多様な能力・技術を持ち活動する市民、団体、組織等に、地域人材育成の観点から積極的に協働を求める。</p> <p><b>ネットワークの構築</b> 活動分野や活動地域が重複する団体間の交流を深めるため、行政はそのネットワーク構築のため仲介役としての役割を果たす。</p> <p><b>地域展開</b> 交通アクセスが悪い地区がある宮前区の特徴を考慮し、各地区の公共施設を活用して事業の企画・実施を行い、終了後における市民主体による各地域での実践活動の展開を促進する。</p> <p><b>マニュアルの活用</b> 市民参画で行う各種事業の企画・運営については、別途作成する「学級・講座、イベント等企画・運営の手引き」(以下「マニュアル」という。)を必要に応じて活用する。</p>
---

広報への参画を目指すもので、「スキルのある人を講座で育てる」という人材育成事業である。宮前区は転入者が多く地域になじみの薄い区民が多いため、区の魅力やまちの楽しみ方を紹介し、区への愛着を持ってもらい地域への参加を促すことを目的としており、宮前区第3期区民会議委員の提案によって事業化された。生涯学習支援課(市民館)と区役所企画課の共同事業であり、受講生(区民)、第3期区民会議委員、行政(市民館、企画課)が連携して進め、区民目線での転入者向けの情報誌「ぐるっとみやまえ」が平成24(2012)年12月に完成した。この事業の「ふりかえり」では、区民が当初に想定していた達成度のレベルと行政が区民に期待していた役割等に隔たりが見られ、その結果、受講生や関係した区民会議委員にとって、大変厳しいスケジュールとなるなど、さまざまな課題が指摘された。

市民企画事業では、そのスタート時点から達成度や事業目的、市民と行政の役割分担等について、十分な擦り合わせを行い、相互理解と共通認識を図る必要があるのではないだろうか。しかし、受講生たちの情熱は大変強固で粘り強いものがあり、最後まで事業をやり遂げ、素晴らしいアイデアと編集内容による、区民目線の転入者向け情報誌が完成したのである。あらためて「市民の力＝地域人材力」の持つポテンシャルが存分に発揮された結果といえよう。

「みやまえ情報サポーターズ養成講座」は、地域人材育成に係る具体的なモデル事業の成果の一例であ

るが、今後も引き続き、新たなモデル事業への取り組みを推進し、前述のマニュアルを参考として活用していく中で、地域人材育成に係る課題を検討することが必要であろう。

また、平成24年度は、新たに「こども文化センター」の指定管理者を生涯学習推進会議の構成員とする要綱改正により、生涯学習推進体制が整備された。今後は、実務担当者レベルで、日常的に、頻繁にワーキング会議を開催するなど情報交換を密に行うことが求められる。

## 5 おわりに

東日本大震災を契機として、ボランティア活動の広がりや、市民の自主的、主体的な地域社会への参加意識がさらに高まっている。本指針を市民参画事業の企画・実施に反映させ、確かな地域人材の育成と効果的・発展的な市民協働を推進していくことが、今求められている。「市民主体のまちづくり」と持続可能な地域社会の創造のために、この「指針」と「マニュアル」の内容がさらに充実していくことを願うものである。

※1 宮前区生涯学習推進会議  
区における生涯学習の推進体制の整備、連絡調整、啓発等を行うことを目的に平成6年に設置された。議長は区長が務め、保健福祉センターなど関係部課長の他、区内関係機関の各施設長等で構成されている。

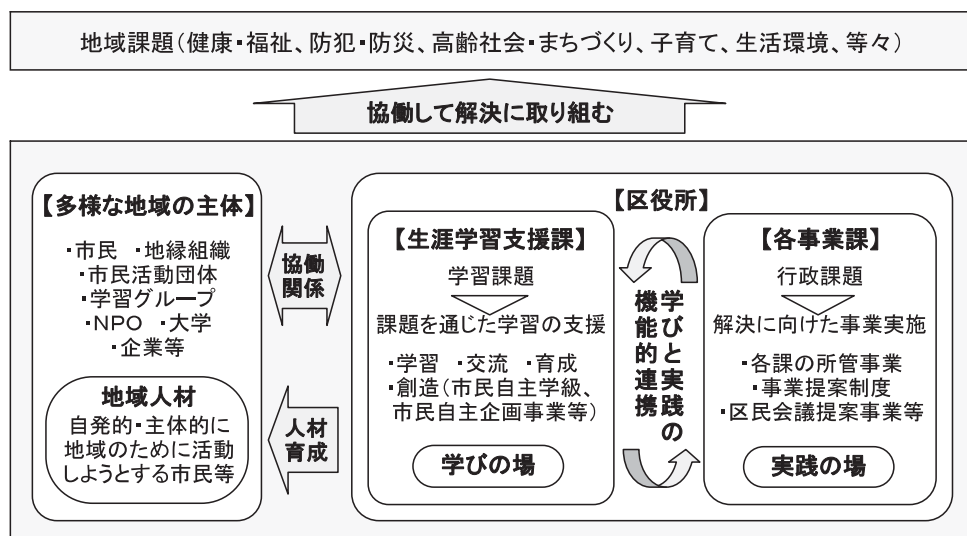


図1 市民協働の推進に向けた地域人材の育成と活用体制のイメージ

# 地域の子育てを支える ネットワーク



中原区役所こども支援室 課長補佐 富澤 美奈子

## 1 はじめに

子どもやその家庭を取り巻く環境は、核家族化、就労環境の変化、近隣関係の希薄化などにより大変厳しい状況にあり、育児不安を引き起こすような雑誌やインターネットなどの一方的な育児情報もちまたに溢れている。

中原区では、乳幼児を持つ親子を対象とした「子育てサロン」が、社会福祉協議会、民生委員児童委員、主任児童委員、ボランティアにより10年前から地域の身近な会場で開催され、現在区内16カ所となっている。さらに地域ボランティアによる自主サロン4カ所もしっかりと根付き、子育て中の親子を見守っている。子育てサロンをきっかけに一部の小・中学校では、学校と子育てサロンのボランティアが連携し、子どもたちに命の大切さを伝える命の学習を主体的に行っている。中原区は町内会、社会福祉協議会、民生委員等の連携が強く、地域の見守り力も高いため、子育て中の親子にとっても心強い地域であるといえる。

しかし一方で、武蔵小杉駅周辺を中心とした大型の再開発に伴い子育て世代の転入増加<sup>\*1</sup>が続いており、居住年数が短い方にとっては相談相手が限られてしまう地域でもある。さらに、子育て中の親子が安心して集まれる場や学び合える場の不足、子育てを支えるボランティアの不足、保育園の不足などが、長年区の課題として挙げられており、地域全体で子育てを支援する環境づくりの重要性が増している。

そして、区役所は「地域の総合的な子育て支援拠

点」として、区民ニーズに対応したサービス提供に向けて、地域の関係機関や団体と密接に連携しながら、地域における子ども・子育て支援の充実を図ることが求められており、平成17年度からは、こども総合支援担当を事務局として、子ども・子育て支援の充実のためのネットワークの構築が図られ、区民や関係団体・機関による情報交換・交流と課題解決等に向けた事業を区民と協働で展開している。

本稿では、その経過とともに発展してきた「子育てネットワーク(通称「なかはら子ネット」、以下「子ネット」という。)」について紹介する。

## 2 「子育てネットワーク」の組織概要

子ネットでは、中原区における就学前の乳幼児を対象とした子育て支援を推進することを目的に、中原区内の乳幼児の子育て支援に関わる機関・団体、ボランティア等の代表が委員<sup>\*2</sup>となり、情報交換や相互協力を行っている。子ネットは、子育てネットワーク会議(以下「子ネット会議」という。)と全体事業、子ネット通信部会、子育て自主グループ支援部会、交流事業部会、子育てボランティア部会の4部会で構成されている(表1)。年4回開催される子ネット会議では、各部会での取り組みに関する情報交換や課題の共有を図るとともに、地域の課題解決に向けた子育て支援事業を事務局である中原区役所こども支援室との協働で実施している。

### 3 子ネット会議の課題と平成24年度の活動方針

委員数が年々多くなるにつれ、会議が形式的な報告の場となってしまっていることが子ネット会議の課題として指摘されていた。一人一人の委員が発言する時間と委員同士の情報交換等が減り、委員からの声を子育て支援事業等に反映しにくくなっていたのである。

子ネット会議で全体事業や部会事業を、目的・目標に沿って点検し合うことは会議機能として重要であるが、各委員が大切にしていることや考えていること、課題と感じていることを出し合い、知恵を絞ってそれぞれのできるところで手をつないで支援し合うことも重要である。

そこで、平成24年度は、より委員の声を事業に反映しやすくするよう部会の活用を考え、部会の目的・目標を改めて明確にした上で部会活動をスタートし、活動の活性化と推進を図ることとした。

### 4 平成24年度の新たな取り組み

平成24年度、子ネット会議および各部会では前章で述べたように目的・目標を明確にして、次のような取り組みを行った。

#### 子ネット会議活動

交流の場に対する多様なニーズに応えるため、「すくすく交流広場」の開催など、親子の交流の場を提供した。また、全体事業の親子講座は親子の楽しい体験だけにとどまらず、地域の受け皿づくり（子育て自主グループづくり）までを目標とした講座内容にも取り組んだ。さらに、後述するように区民会議と連動した取り組みの一環として、「ママカフェ」の提案や親子体操を作成するなど、事務局のこども支援室と知恵を出し合い、区民ニーズに沿った新たな事業にも精力的に取り組んでいる。

#### 子ネット部会活動

##### 子ネット通信部会

隔月で発行している子育て情報紙「子ネット通信」の編集委員を募集したところ、子育て中のママ編集

表1 「中原区子育てネットワーク」組織概要(平成24年度)

部会名等	中原区子育てネットワーク会議と全体事業	子ネット通信部会	子育て自主グループ支援部会	交流事業部会	子育てボランティア部会
これまでの活動内容	年4回開催 情報交換やネットワーク事業の進行管理 <全体事業> 音楽事業・親子交流事業	「なかはら子ネット通信」の隔月発行 (8,000部/回) 編集会議を毎月開催	自主育児グループ交流会等の実施	なかはら子ども未来フェスタ開催に向け実行委員会との連携	子育て支援者(子育てボランティア)のスキルアップのための研修会の企画・開催と交流会の実施
これまでの課題	委員数の増加に伴い、会議が形式的な報告の場となりつつある	実際の活動部員が少なく、部員の負担増	紹介できる自主グループの不足	関係団体や機関との連携強化と内容の充実	ボランティアの心理的負担・世代間ギャップからくる不安等
平成24年度活動方針・目標	ネットワークの推進 交流の場に対する多様なニーズに対応	タイムリーな情報発信 子育てママの体験談など、子育ての不安に寄り添う記事の掲載	既存のグループ支援のみならず、新たな自主グループづくり	区内の子どもに関わる団体や機関が協力し、交流や情報交換をしながらイベントを行い、地域全体で子ども・子育てを支援	安心して継続する為のコミュニケーションスキルの向上 世代間ギャップを埋めるボランティアの横のつながりを深める 新たな子育てボランティアの育成支援
平成24年度の新たな取り組み内容	子育て交流事業 ・すくすく交流広場 ・ママカフェ	メンバーの拡大	新たな受け皿づくり(自主グループづくり)	さらなる地域資源の活用(父親の育児グループや地元中小企業によるイベント参加)	こども支援室主催の子育て支援者養成講座にて体験談と活動紹介を行う
部員	委員41名(行政委員12名を含む)	子育て中の区民 民間認可保育園 地域子育て支援センター 区保健福祉サービス課など	公立保育園 こども文化センター かわさき市民活動センター 社会福祉協議会 川崎市看護協会など	公立保育園 民生委員・児童委員 主任児童委員 地域子育て支援センター こども文化センター 国際交流センターなど	子育て中の区民 子育てボランティア4グループ 保育ボランティア 子育て支援推進実行委員会 社会福祉協議会など

部員が新たに11名加わった。ママたちが日常の子育ての中で本当に欲しい情報・本当に必要な情報（例えば、お薬の飲ませ方、ママ友のつくり方などの体験談）を掲載している。



### 子育て自主グループ支援部会

平成24年度はより広く、多くの親子に子育て自主グループの楽しさを知ってもらい、また、親自身に「自主グループを企画・運営してみたい」と感じてもらうと、活動を紹介するDVD作成に取り組んだ。現在、1歳6カ月健康診査時の待ち時間にこのDVDを放映し、広報に努めている。

さらに、平成23年度までは既存グループの活動支援が中心で、地域の親たちから「子育て自主グループに入りたい」などの問い合わせがあっても紹介できる自主グループに限られるなど、受け皿不足が課題であった。そこで24年度は、新たな自主グループ・地域の受け皿づくりを活動方針に盛り込み、部会活動をスタートした。自主グループづくりを目的とした親子講座は、部会員であるこども文化センターが主催者となり、子育てボランティア部会・こども支援室・区保健福祉センターなどの協力のもと、自主グループ活動への動機付けに向けての内容（活動紹介DVDの放映・既存グループ代表による活動紹介や体験談・参加者同士の交流を深めるグループワーク）を取り入れ、開催した。

### 子育てボランティア部会

平成22年度は子育て支援活動を行うボランティアのスキルアップのための講習会を行い、平成23年度はボランティアをつなぐことを目指してボランティア交流会を開催した。そこで平成24年度は、ボランティアが安心して活動を継続するためのコミュニケーション講座(3日間コース)を開催し、さらにはボランティアの横のつながりを深めるための交流会を2月に実施した。

また、区主催の子育て応援隊講座（ボランティア養成講座）において、部員自身が自らのボランティア体験や所属しているボランティアグループの活動などを紹介し、新たな子育てボランティア養成に向けての支援も行った。

### 交流事業部会

地域全体で子育てを支援する意識づくりを目指し、「なかはら子ども未来フェスタ」を平成18年度から毎年開催している。平成24年度も交流事業部会が中心となり、区内の子育て関係機関・団体、子育てグループ等の方々27名から構成される実行委員会を立ち上げ、11月にイベントを実施した。24年度は、地域の多様な資源を活かし、来場する親子に区内での子育てを一層楽しいものと感じていただけるようにと実行委員一同で知恵を絞り、土曜日開催のため参加が多い父親も楽しめるよう、父親の育児グループによる絵本の読み聞かせ講座や、区内の町工場の方々からなる「チーム等々力」の指導による工作などの新たな企画を取り入れた。



「なかはら子ども未来フェスタ」の様子  
父親の育児グループによる防災啓発の紙芝居

## 5 第3期中原区区民会議との連携

子ネットのメンバーの中には、区民会議委員を務めている方もおり、区民会議とも連携して事業を進めている。第3期中原区区民会議では、平成23年度に検討テーマの一つとして「地域における子育て応援体制づくり」が取り上げられ、その一環として、区役所の乳幼児健康診査の際に保護者を対象として子育てに関するアンケート<sup>\*3</sup>を実施した。

その結果を見ると、求めている情報としては「子どもの健康」に関する情報という回答が最も多い。また地域での交流場所で行ってほしい内容としては、「子育て相談」が第1位で、「子ども向け音楽」が第3位であった。利用している地域の施設や子育て支援施設は、「公園」という回答が最も多く、利用しているもしくは利用したことのあるサービスとしては「中原区の子育てサロンやボランティアによる自主サロン」という回答が最多であった。

これらのアンケート結果から、親子の健康づくりと仲間づくりにつながる取り組みに対するニーズが高いことをあらためて認識した。そこで平成24年度の子ネット会議では、いつでもどこでも気軽に親子で楽しめる健康づくりと仲間づくりのための体操、なかはら親子体操「ミミケロはっぴいダンス!」の作成と、母子で少しでものんびり、リラックス出来る場として「ママカフェ」の提案を行った。

ママカフェ開催に当たっては、子ネットの人脈を活かし、人材確保や広報など、運営における連携を図った。「久しぶりにゆっくりコーヒーを飲むことができました。泣き虫の娘がボランティアのママさんによく懐き、びっくりしました。このような場所が増えるとうれしいです」、「母親がお茶を楽しみながら、ゆっくりできる場所が今までなかったので助かります!週1回くらいあるとうれしいなあ…。ボランティアの皆さまありがとうございます」などの声をいただき、ママカフェは忙しい子育てからちょっと一息つける母親たちの心のオアシスになっていると思われる。また、なかはら親子体操は親子の健康づくり・仲間づくりにとどまらず、世代を越えて地域をつなげること、まちづくりに活用することも視野に入れ、区民と関係団体・機関を巻き込んでの普及を考えている。



ママカフェ  
SUUMO住宅展示場武蔵小杉にて、月1回無料で実施



なかはら親子体操「ミミケロはっぴいダンス!」の制作メンバー  
右から、原 維都子さん(日本コロムビアプロデューサー) / 筆者 / 濱田 理恵さん【編曲】 / 山野 さと子さん【メインボーカル】ファミリーソングシンガー) / 瀬戸口 清文先生【作詞・作曲・振付】元NHK体操のお兄さん、日本遊育研究所主宰、大妻女子大学教授) / 藤原 明美さん(日本遊育研究所専任講師、NHK「いないいないばあ!」体操指導)

## 6 おわりに

子ネットでは、「地域のあるべき姿」を区民や区内の関係団体・機関と共に語り合い、互いに共有し合い、各部会活動の充実を図って住民主体の活動として働きかけてきた。事務局であるこども支援室は小さな組織でマンパワーも限られているが、ネットワークを組むことでそれが何倍もの大きな力となり、事業によっては定例事業として定着している。その結果、交流の場は増え、より子育てに優しいまちになっていると思う。

今後も住民の声や関係機関のタイムリーな話題提供と共通認識を得る場として、子育てネットワークを大切な場として取り組んでいきたい。

- ※ 1 出生数は平成23年2,668人で市内第1位、人口増加率は中原区11.1%・全市7.4%
- ※ 2 平成24年度の委員数は、区民・関係機関委員29名・行政委員12名の計41名。本稿では乳幼児を対象としたネットワークを紹介したが、小学生以上を対象とした子ども支援ネットワークも別にある。
- ※ 3 3カ月児・1歳6カ月児・3歳児の健康診査に来所する保護者を対象として、平成23(2011)年10月21日～12月16日までの計14回実施し、対象数930名のうち537名から有効回答を得た。詳細は、第3期中原区区民会議報告書に掲載。



快適な区役所サービスを提供する取り組み

# 区役所サービス向上を目指して

~ 改定版「区役所サービス向上指針」と区役所での具体的な取り組み ~



市民・こども局区調整課 区民サービス係長 永石 健

## 1 はじめに

本市では、市民生活に密接に関わる区役所サービスについて、平成15(2003)年の高津区でのISO9001の認証取得を契機に、市民の皆さまに満足いただけるよう、その改善に向けさまざまな取り組みを進めてきた。

そして、こうした取り組みを施策として推進するため、「区行政改革の実行計画書」\*1における「めざすべき区役所像」のひとつとして「便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的・総合的な提供」を位置付け、混雑期の区民課等の窓口の臨時開設などの事業を実施してきた。

「区役所サービス向上指針」(以下「向上指針」という。)は、こうした取り組みをより一層推進するため平成20(2008)年4月に策定されたもので、各区ではこの向上指針に基づき、年度当初に取り組み方針を策定し、年度末にその取り組み結果を検証するといったPDCAサイクルを回すことにより、接遇研修の実施や案内パンフレットの作成、庁舎環境の整備など、継続的な改善を図ってきた。

平成23年度、より一層の区役所サービス向上を図るため、この向上指針の改定を行った。改定に当たっては、区役所による主体的な改定作業を進めるため、ワーキングチームに各区から2名ずつ参加してもらい、検討・議論を重ねた。次章ではその成果である改定版向上指針の内容について紹介する。

なお、向上指針改定作業の詳細については、平成24年(2012)3月発行の本誌第27号を参照されたい。

## 2 向上指針(改定版)の概要

向上指針が単なるスローガンにとどまらず、サービス向

上のよりどころとして効果的に活用されることを狙いとして、従来の指針に「区役所サービスの向上によりめざすもの」、「区役所サービス向上の理念」および「区役所サービス基準」を新設した。

川崎市は、区役所サービスを向上することにより、市民とともに暮らしやすい地域社会を築く協働のパートナーとして、市民と区役所との間に信頼関係を築き、深めていくことをめざします。

### 区役所サービスの向上によりめざすもの

<b>【基本的な使命】</b>
公共サービスの責任主体であるという自覚を持ち、全体の奉仕者として正確な情報に基づき公平・公正に区役所サービスを提供します。
<b>【市民の視点】</b>
市民が自らの課題を解決するためのサポートをしているという姿勢を持ちます。
<b>【市民と共感】</b>
市民が安心して話しやすい雰囲気をつくり、市民の話をよく聞いて受けとめます。
<b>【ニーズの把握】</b>
市民が何を求めているのか、市民の話をよく聞いて引き出すことに努めます。
<b>【適切なサービス提供】</b>
市民が目的を達成するために、すべきことを考え、手間を惜しむことなく誠実に行動し、適切なサービス提供や課題の解決につなげます。
<b>【快適な環境】</b>
市民が快適さを感じることができるよう、庁舎内施設の環境整備に努めます。
<b>【効率的運営】</b>
市民・区役所双方のトータルなコスト意識を持って取り組みます。
<b>【組織間の連携】</b>
職場内・部署間で相互に情報共有を図り連携を良くします。

### 区役所サービスの理念

#### 区役所サービス基準と区役所サービス向上目標

区役所サービス基準(以下「サービス基準」という。)は、区役所職員が必ず守るべき、当該年度のサービスの最低基準である。平成24年度は29項目を定め(表1)、職員は年間を通じてサービス基準の遵守に努めるとともに、その遵守状況等を踏まえ、項目の追加や修正など翌年度に向けた見直しを行うことで、区役所全体の段階的なサービス

の水準を引き上げることができる仕組みとなっている。

また、区役所サービス向上目標（以下「向上目標」という。）は、所属ごとに、前述したサービス基準をもとに、サービス基準と同じ項目でより高い水準を目指す目標を設定する他、新たな項目を設定することもできる。

向上目標は、人事評価における組織目標や個人の目標設定と関連させることで、個々の職員のやりがいや人材育成に結び付けて設定する仕組みとしている。

### 区役所サービス向上の推進体制

区役所サービス向上の取り組みを全庁的に推進する体制として、各区の区民サービス部長で構成する「区民サービス部長会議」の場を通じて全体のマネジメントを行いつつ、区役所での推進体制としては、区民サービス部長を委員長とする「区役所サービス向上委員会（名称は区ごとに異なる）」を設置し、区ごとの取り組みを進めている。

## 3 各区の取組事例

本章では、本号の別稿で個別に紹介できなかった、中原区、宮前区、麻生区の区役所サービスの取り組みをそ

れぞれ紹介する。

### 待合スペースの狭隘<sup>きょうあい</sup>の改善等 - 中原区役所

中原区は7区中最多の人口を抱え、3月から5月にかけての窓口の混雑緩和が課題となっている。区民課内で検討を重ね、待合スペースの狭隘の改善等の対策を実施した。

- ・限りあるスペースを有効に活用するため、利用度の低い機器の整理等を行い、正面玄関側のカウンターを2m程度セットバックするなど待合スペースの拡張を行った。また、総合案内を正面玄関近くのエレベーター前に移設し、来庁した市民が利用しやすい配置とするとともに、記載台を集中配置することで、平成23年度から全区に人員配置した「フロア案内」による申請書記載等の案内をスムーズに行えるようにした。
- ・「フロア案内」が混雑緩和に効果的であったことから、区独自で混雑期に増員配置した。
- ・来庁者の分散化を図るため、小杉行政サービスコーナーの利用促進を狙いとして、区役所ホームページ等での案内や区役所庁舎へ懸垂幕の設置等を実施した。

表1 平成24年度区役所サービス基準一覧表

場面	基準	
1 お知らせ	市民向けの広報については、幅広い年齢層の方に周知を図るため、様々な媒体を活用してお知らせしています。	各課
	ポスターやチラシ、通知等を送付する際には、誤発送や発送もれがないようチェックしています。	
2 電話対応	区役所で作成・送付するポスターやチラシ、通知等には、問合せ先の部署名を記載しています。	各課
	担当者が不在のときを含め、即答できない場合には折り返し、確実に返答しています。	
	電話は3回コール以内で受けます。それ以上お待たせする場合には「お待たせしました」と一言添えています。	
3 庁舎案内	電話を受ける・かける際には相手に対し、こちらが誰であるかを明確にするために「所属」「氏名」を名乗っています。	庁舎管理 担当課
	庁舎入口付近に総合案内を配置して、区役所の総合的な案内を行っています。	
4 対面対応	各階にフロア案内図を掲示しています。	各課
	清潔感があり節度ある身だしなみをしています。	
	関連する手続きについては、こちらからご案内しています。	
	御案内や御相談の際には、声の大きさや個人情報の取扱いなどプライバシーに配慮しています。	
	市民からお預かりした書類等をコピーする際には、本人に承諾を得てから行っています。	
	応対相手にこちらの名前がわかるよう、名札を着用しています。（※ただし、やむを得ない理由があると認められている場合は除く）	
信頼を得るため、相手を見て受け答えをしています。	各課	
市民からの質問や疑問点に対しては、責任を持ってお答えし、自分の担当で無い場合には担当へと確実に引き継いでいます。		
5 地域訪問	市民の苦情や要望に応じられない場合には、趣旨まで含めてその理由を丁寧に説明しています。	
6 庁内体制	訪問の際には玄関先での名乗り方にも気を付けるなど、訪問先のプライバシーに配慮しています。	研修担当課
	毎月、管理職会議等で、市および区で開催する行事について情報共有を図っています。	
	区役所への御指摘や苦情については、区役所内の管理職会議にて情報共有を図っています。	
	制度等の変更があった場合、関係職員で情報を共有・把握することで、市民からの問い合わせに対して適切に説明を行っています。	
7 共通	区役所ごとに、接遇研修指導者を中心に接遇研修を実施しています。	各課
	市民と接していない場面でも、常に市民の目を意識して行動しています。	
	市民には「です・ます」調を基本に対応しています。	
	業務で使用した個人情報は「川崎市個人情報保護条例」等に基づき適切に管理しています。	
	略語の使用は避け、専門用語は、分かりやすい言葉を使用して説明を行っています。	
区役所サービスの提供は法令に基づき公正に行っています。	本庁業務 所管課	
市民が快適さを感じられるか、年に1回、所属の庁舎環境を点検しています。		
市民ニーズの高い各種証明書は、区役所開庁時間外でも一定の時間、取得できるようにしています。		
	市民ニーズの高い届出については、毎月、区役所開庁時間外に日時を決めて区役所で手続きができるようにしています。	



レイアウト変更後の区民課付近記載台を集約したことにより、「フロア案内」の活動がスムーズになった。

若手職員の「ワーキングチーム」による検討 - 宮前区役所  
宮前区役所では、若手職員による「ワーキングチーム」を設置し、ハード・ソフト両面の課題をそれぞれ検討する班に分け、年度ごとに取り組みを進めている。これまでの主な成果は、次のとおりである。

- ハード面として、ポスター等の掲示物の一斉撤去による影響度調査を行うことで、各所属の秩序ある掲示を促進したり、チラシ配布用のラックの整理等を行った。また、夏の間、区民課窓口の交付待ちの番号札を「うちわ」にして待ち時間を涼しく過ごしてもらうようにした。
- ソフト面として、窓口での接遇ルールや問合せの多い業務をスムーズに案内できるように用件別の案内先を一覧にした冊子「宮前区役所職員の基礎知識Ⅰ・Ⅱ」を作成し、窓口の接遇ルールを定めたⅠは、全職員に配布・普及した。その後も新人職員や宮前区役所初任の職員に配布し、そうした職員を対象とした研修等でも活用している。



(左) 番号deうちわ  
(右) 宮前区役所職員の基礎知識

#### 「あさおWINシステム」の導入 - 麻生区役所

区民課窓口の混雑緩和と来庁した市民が待ち時間を快適に過ごせることを狙いとして、平成24(2012)年2月に、新たに「あさおWINシステム」を導入した。

このシステムの導入により、発券機から発券される番号札のQRコードを携帯電話で読み取ったり、専用のホームページにアクセスすることで、外出先や自宅からリアルタイムに呼出番号や待ち人数を確認でき、市民は待ち時間を買物などで有効に活用することができるとともに、窓口も順番待ちの市民が減ることで混雑緩和の効果があつた。

また、窓口を設置したモニターでは呼出番号の表示とともに、行政情報などを発信し、サービスの向上が図られた

ところである。

なお、システム導入業者が広告表示の収入によって機器の設置費用や運用経費を賄う仕組みとしたことから、本市の費用負担がないことも特徴的である。



あさおWINシステム(イメージ)

#### 4 おわりに

向上指針は、市民にとって最も身近な行政との接点である区役所のサービスが、市民との間で信頼関係を構築できるものでなければならないとの観点から、より実効性のあるサービス向上のよりどころとして活用されることを目的に改定した。

しかし、運用するのは職員であり、職員一人一人が市民の側に立ち、自分が提供するサービスがどうあるべきかを意識することが重要である。そのためにも、人材育成の取り組み等との連携によりさらに実効性を高めていくことが今後の課題であると考えている。

向上指針は区役所以外の職場でも応用することができるため、今後、全職場への広がりを期待して本稿を終わることとする。

※1 区行政改革の実行計画書

「区役所を快適な窓口サービスの提供に加え、地域の課題を自ら発見し解決に取り組む市民協働拠点」とすることを旨として、川崎再生フロンティアプラン実行計画および行財政改革プランに基づいて取りまとめた計画書。現在は第3期(2011~2013年度)実行計画書の計画期間中。

快適な区役所サービスを提供する取り組み - 川崎区、幸区、高津区、多摩区

# サービス向上の取り組み報告会

川崎区、幸区、高津区、多摩区の担当者に、それぞれの区でのサービス向上の取り組みについて編集部から具体的なお話を伺った。

**貴区における取り組みの概要を教えてください。**

**中原 川崎区** 川崎区には、全市における外国人の約37%が居住しており、これは、区民の20人に1人の割合です。平成23年度は約350名の外国人の方がこども支援室にお見えになっています。

そこで、外国人の方にも分かりやすいように、こども相談窓口では、川崎区子育てガイド「さんぽみち」を6カ国語で情報提供している他、在日外国人母子の会「ラビットクラブ」や日本語を学べる識字学級などをご紹介します。また、平成23(2011)年12月の区役所快適化リフォーム事業によって新たに設置した「こども多言語情報コーナー」では、さまざまな部署にある多言語情報の中から、子ども・子育て情報を提供しています。

その他、外国人保護者支援を目的として、委託による「通訳及び翻訳バンク事業」などを行っています。



川崎区役所こども支援室  
担当係長  
中原 真理子

**柳瀬 幸区** 幸区では、生活保護業務を改善するため、自分たちの発案で新たな実施方針を全くゼロから策定し、活用しています。生活保護業務は、対象者のニーズや支援内容が多様化し、複雑多岐にわたっている状況です。これまでは、生活保護法などの関係法令等に基づいて市が「実施方針」を策定し、各福祉事務所でも各区の実情等を踏まえ、課長と係長が中心となって事務所ごとの「実施方針」を策定していました。しかし従来の実施方針は、実務に直結した内容となっておらず、きめ細やかな行政サービス



幸区役所企画課  
課長補佐  
柳瀬 一路

や必要な支援が対象者に行き届いていないことに加え、効率的・効果的な業務の執行に支障を来していました。そこで、問題意識を持った若手職員が集まってプロジェクトチームを結成し、新たな実施方針の策定に取り組むこととしました。

**荻原 高津区** 高津区役所ではさまざまな事業やイベント、各部・課の取り組みなど職員として知っていてほしい情報を、職員同士で共有することで、窓口でのたらい回しを防ぎ、より親切で丁寧な窓口対応ができるようにと考え、平成23年度から庁内報「ゴーヤのちから」を発行しています。この名称には、「ゴーヤのように強く、ずぶとく、たくましく」「GO! GO! やるぞ高津区職員のちからUP」という意味を込め、職員による応募の中から決めました。



高津区役所こども支援室  
担当係長  
荻原 恭子

発行には、庁内報発行ワーキングチームとして選出された5人が当たり、6月から月1回年間10回、A4サイズ両面に印刷したものを毎月15日付で発行し、区役所の非常勤職員・臨時職員を含め全職員に提供しています。

**北澤 多摩区** 多摩区役所では、市民に親しまれ、分かりやすい窓口サービスの向上に取り組む一環として、総合庁舎案内表示等の整備を行っています。具体的には、1階アトリウムへの路面案内表示、庁舎内地下2階から11階まで設置した計38カ所のピクトグラムサイン、3基あるエレベーター内に設置した庁舎案内表示などで、各課への円滑な誘導

ができています。また、平成24(2012)年6月に1階アトリウム内に区民課証明発行コーナーをオープンさせたのですが、そのコーナー前と区民課窓口に表示用のモニター画面を3カ所設置して、行政情報の発信も可能な番号表示システムを新たに導入しました。



多摩区役所区民課  
課長補佐  
北澤 淳

**築田 多摩区】** さらに、子ども連れの来庁者が安心して手続きできる窓口環境を整備するため、待合フロアへのキッズコーナーの設置という事業も展開しています。キッズコーナー内の清掃等日常的な管理は、区民課と保険年金課の職員でローテーションを組み、一体となって行っています。



多摩区役所区民課  
築田 史乃

**実現に向けてどのような苦勞や工夫、成果がありましたか？**

**中原 川崎区】** こども相談窓口で多言語の面接用語ファイルを使用したところ、必要な手続きと基本的な情報の提供はできるものの、ニーズが見えにくく、相手に合わせた身近な情報までは提供しにくいことを感じました。ちょっと聞ける工夫が満足度を高めると感じています。



こども多言語情報コーナー[川崎区]

また多言語に組織的に対応するために、タブレット端末と通訳翻訳アプリを活用した窓口対応の可能性について参考となりそうな実践事例を調査しています。情報化時代のコミュニケーションツールを活用し、対面の良さを残しつつどう多言語で対

応していくか、検討しているところです。

また、「こども多言語情報コーナー」を設置する時は、市民・子ども局人権・男女共同参画室発行の「川崎市の多言語広報資料一覧」を活用して情報を集めました。コーナーの設置から半年後、地域で外国人支援を行っている団体の方が定期的に情報収集にいらしていることが分かり、少しうれしく思いました。ただ、情報の更新など正確な情報を継続的に提供していくことの難しさを感じています。

**柳瀬 幸区】** 生活保護業務の新たな実施方針策定に当たっては、既定概念にとらわれず、若い職員の柔軟な発想と運用面を重視することにしました。プロジェク

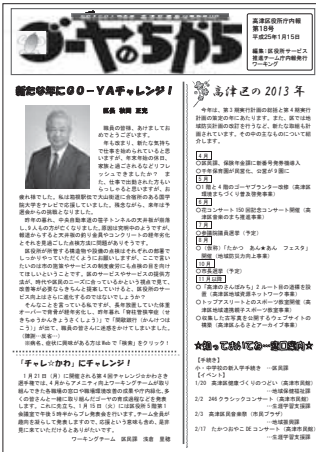


トチームはまず、従来の実施方針を徹底的に読み込み、さらに国の動向や他都市の実態調査、毎日の新聞記事のチェックなどで情報収集も入念に行いました。また、優先順位をつけてページ数を半減させ、具体的な手順や方法を示す工夫を採り入れることで、機動性の高い、「顔が見え、心の通う実施方針」とすることに努めました。

当初は、市の統一した方針の方がよいのではと思われましたが、幸区独自の課題に特化した実施方針を策定したことで、市民目線に近いきめ細やかな行政サービスが実現しました。また、業務が具体化して「見える化」したため、決裁の戻しや小さなミスもなくなりました。

積み上げてきた実績が職員の自信やモチベーションの向上につながり、窓口での応接に変化が現れたことも、大きな収穫だと思います。

**荻原 高津区】** 庁内報「ゴーヤのちから」発行に当たっては、①部や課、職員相互のつながりや連帯感が醸成されているか、②業務の再点検になるか、③窓口案内に活かせるか、④時期(季)を捉えているか、を意識しながら進めています。トップの考え方や



庁内報「ゴヤのちから」  
【高津区】

ます。

庁内報で紹介した新しい施設や事業を話題にしている職員の声を聞くと、つながりが区役所全体へ広がっていることを実感できます。毎回ファイリングして業務に活かしたり、区長・副区長のコラムを楽しみにしている職員もいて、掲載記事の選択は今後も重要だと感じています。

ワーキングメンバー自身も、チームとして一つの事業を遂行する方法や、情報紙作成のスキルを学んでいます。

**北澤【多摩区】** 新たな区民課番号表示システムでは、行政情報も発信することができます。モニター画面で地元企業等の広告を放映して広告費等を得ているため、システム導入時の設置費用や維持経費等について区としての費用負担はありません。新たな広告を流す際には、広告ガイドラインに沿った放映広告かどうかの審査を行っています。これは区民課としては初めての業務ですが、関連部署にも照会して提案企業に



(左上) 行政情報の発信も可能な新番号表示システム  
(左下) 路面表示  
(右上) キッズコーナー  
【多摩区】

思いが全職員に伝わるように、区長や副区長のコラムを掲載したり、好評の『知っておいてね 窓口案内』では、間違えやすい窓口案内を載せています。個人の写真や名前入りの記事を掲載して、顔を合わせることの少ない部署や職員同士をつなげるための工夫も行ってい

ガイドラインの基準を正しく理解してもらえるよう、試行錯誤しながら取り組んでいます。

1階アトリウムへの路面案内表示については、区役所快適化リフォーム事業の全体的な工期の遅れなど問題もありましたが、来庁者がそれを見て直接区民課証明発行コーナーに向かい、区民課窓口の混雑緩和につながっています。

**築田【多摩区】** キッズコーナーでは絶えず子どもが遊んでおり、窓口で手続きを待っている子ども連れの来庁者にとっては、それまでそういった場所が全くなかっただけに、非常に有益なものになっていると思います。

他に紹介したい貴区での取り組みはありますか？

**中原 川崎区】** 外国人市民の支援という話からはそれですが、こども相談の窓口フロアにはキッズコーナーを設置するスペースがなく、保育士さんに相談して、傘立のあった場所に手



手作りの「タッチハウス【川崎区】

作りの「タッチハウス」版を取り付けました。限られたわずかな空間ですが、子どもたちが楽しむ様子も度々見られます。さらに、季節感が出るよう毎月ちよとした装飾を施すなど、快適な窓口環境を整えています。

また、川崎区全体の取り組みとして、平成24(2012)年10月から快適な環境整備を目指して「かわさきまちなかクリーンアップ大作戦」が始まりました。有志職員により月1回、早朝に区役所周辺歩道等の清掃を行うのですが、職員の一人一人が快適空間を自らつくるという主体性を持って、積極的に参加する雰囲気が生まれてきています。

**柳瀬 幸区】** 幸区では、「区役所サービス品質向上推進事務局」を設置して定期的に研修活動などを行っています。

中でも、「サービス品質マネジメントシステム」は、ISO規格に沿った手法で、サービスの改善と向上の

ために構築した幸区独自の仕組みです。職員は、日頃の執務・応接・サービスの姿勢について、『幸S30』チェックリストに基づき、30項目を自己点検することで、“しあわせ”を感じてもらえるサービスの提供に日々取り組んでいます。

**荻原 高津区** 高津区には庁内報発行ワーキングの他に「研修ワーキング」「区役所アメニティ向上ワーキング」があります。「研修ワーキング」では、窓口対応や応接能力を高めるための研修を実施して、全職員が同等の接遇意識と高い接遇能力の習得を目指しています。「区役所アメニティ向上ワーキング」では、来庁された方の視点に立った快適な設備や窓口環境になるようにと、夏季のゴーヤ育成・エコ対策や職場点検を定期的に行い、結果を各部署に報告しています。各部署では、報告書を受けて指摘箇所を確認して改善します。日々の業務に追われていると職場内では気付きにくいことも、第三者の視点で見てもらうことで、改善点が明らかになります。来庁された方にとって快適な環境は、私たちにとっても快適な環境であると思います。

**北澤 [多摩区]** ここでご紹介した事業は近年の取り組みですが、多摩区区民課としての窓口サービス改善の推進は、平成16(2004)年のISO9001認証取得後から展開しており、現在では区民課だけでなく、区役所全体のサービス向上に資する内容となっています。

**さらなる区役所サービス向上のためのお考えをお聞かせください。**

**中原[川崎区]** 川崎区役所には、川崎市国際交流協会による3カ国語の外国人相談がありますが、まだ区役所の窓口業務との連携には至っていません。言葉が通じないことが原因で適切な支援につながりにくい状況があることを考えると、例えば、相談コーナーをオープンカウンターにして、ちょっと聞きたい、ここが分からないということに応じたり、窓口相談や手続きを支援する回遊型の外国人相談などとして発展させると、外国人市民へのサービス向上につながると考えています。

**柳瀬[幸区]** “「事」に「仕える」のが「仕事」である”ということを一人一人の職員が意識すれば、窓口対応は一変します。決まった流れに沿ってただ処理する「業務」ではなく、「仕事」として対応すると、来庁者の方に「あの人に対応してもらって良かった」と感じてもらえるような対応になると思います。これは、私が以前区画整理事業を担当していた時、市民の方に教えていただいたことです。

また、職員がボランティア活動や、地域の町内会・自治会やNPOなどで社会貢献活動を行うことを推進するのも大切だと思います。異業種の方々との交流は、視野を広げるきっかけにもなりますし、市民目線で業務を検討できるようになります。仕事に一生懸命取り組むことはもちろん、積極的な社会貢献活動により、業務改善を図る「きっかけ」を自分に与えることや、貢献した喜びを感じることも重要ではないかと思っています。

**荻原 [高津区]** 来庁された方が求める、さまざまな情報や相談の具体的な内容は担当課でなくては分かりませんが、それでも職員一人一人が、コピー機、多目的トイレ、授乳室、休憩用の椅子などの設備の場所や、他部署の業務や内線番号を知っていることで、より親切な対応ができます。こうしたことが区役所サービス向上にとって、とても大切であると考えます。

**北澤 [多摩区]** 区役所全体のサービス向上ということでは、区民課のような窓口主管課だけの対応ではもはや限界があり、各課の連携が重要となります。

多摩区では、平成23年度末の川崎市区役所サービス向上指針の改定に伴い、これまで区民課のみが事務局となっていた「窓口サービス改善検討会」を廃止し、平成24年度から新たに総務課・区民課を事務局とした「サービス向上委員会」を立ち上げ、各課がスクラムを組み区を挙げてサービス向上を進めています。

**ありがとうございました。**

**【編集部より】**

本記事の作成に当たっては、5人の記事を編集部で再構成した。なお、中原区、宮前区、麻生区の事例については、本書p.34・35で紹介しているのでご参照いただきたい。

祝！川崎区40周年を記念して



# 「歴史文化と花のまち かわさきく」 の取り組み



川崎区役所企画課 担当係長 佐々木 朗子

川崎区は平成24(2012)年4月に区制40周年を迎えた。この節目の年に当たり、これまでの地域の歩みや魅力を見つめ直し、区民が地域への愛着と誇りを高め、これからも希望や期待を持ち続けることができるまちづくりを目指し、さまざまな周年事業を行った。その際、キャッチフレーズに掲げたのが「歴史文化と花のまちかわさきく」である。

“歴史・文化・花？”とを感じる方のために、はじめに、「歴史」「文化」「花」についてそれぞれ簡単に記述する。

## 1 川崎区の「歴史」

川崎区と聞いて、臨海部の工場群を思い浮かべる方は多いのではないだろうか。川崎区域は明治時代末期から大規模な工場の進出が進み、以降「工都川崎」の中心として発展を続けてきた。第2次世界大戦後も高度経済成長期の日本の重化学工業の基幹を担ったが、一方で区が誕生した昭和47(1972)年頃には、公害が社会問題となり、市民生活優先に向け転換期を迎えていた。その後は市民、企業、行政が連携して公害を克服し、さらには環境技術の開発にも積極的に取り組みを進めた。その結果現在では、キングスカイフロント<sup>\*1</sup>におけるライフサイエンス・



工場の夜景

近年は臨海部の工場などを訪ねる産業観光も注目を集めている。

環境分野での研究開発をはじめ、最先端のものづくり技術や環境関連技術が集積する、「環

境調和型工業地域」として発展している。

## 2 川崎区の「文化」

工都としての発展は、それを背景とした文化も育んできた。その一つに、日本の近代化に貢献した産業・交通・土木等に関わる構造物等や、産業発展に寄与してきた機械・設備・製品等が数多く残っていることが挙げられる。区では、区全域を展示場に見立て「かわさき産業ミュージアム」として、これらの資源を保存・活用する取り組みを行っている。

また、平成25(2013)年に「東海道かわさき宿交流館」<sup>\*2</sup>の開館が予定されている東海道川崎宿や、川崎大師平間寺等の歴史的資源を有するとともに、新しい文化として、日本最大級のハロウィンパレードやアジアンフェスタなどのイベント、「音楽のまち・かわさき」を旗印にした多くの音楽イベントも開催されている。最近では、川崎球場でアメリカンフットボールの公式試合が盛んに行われており、多数のアメフットファンが訪れている。このように、最先端技術のまちであるとともに、古今さまざまな文化を併せ持つところが、区の大きな魅力といえる。

## 3 川崎区の「花」～区の花・区の木の設定～

「花」は、区制40周年を記念して制定した区の花・区の木に由来する。制定は、第3期区民会議から「地域緑化の推進、区民の環境意識の向上、区のイメージアップ」等の地域課題への活用を目的に提案された。区は提案を受け、区民や学識経験者等で構成される選考委員会を設置し、委員会での審議



平成25年1月1日現在

川崎区の特徴紹介	
人口/世帯数：217,337人/106,596世帯	中休愚（多摩川の治水工事の功労者）、佐藤惣之助（赤城の子守唄六甲おろしの作詞）、坂本九（日本で唯一の全米No.1歌手）、池上幸豊（川崎の殖産興業に尽力） 名所：川崎大師平間寺、東海道川崎宿ほか
面積：40.25km <sup>2</sup>	
区の花・木：ひまわり・ビオラ（花）、 <sup>いちよう</sup> 銀杏・ <sup>ちようじゆうろうなし</sup> 長十郎梨（木）	
ゆかりの人：小泉次大夫（「二ヶ領用水」開削の功労者）、田	

と、子どもから高齢の方まで幅広い年齢層の区民からの約2,500通に及ぶアンケート結果を踏まえ、区の花を「ひまわり」と「ビオラ」に、区の木を「<sup>いちよう</sup>銀杏」と「<sup>ちようじゆうろうなし</sup>長十郎梨」に決定した。

このように多くの区民の参加のもとに制定した区の花・区の木を、さらに多くの区民と共に地域課題の解決に活用を進め、花と緑のあふれるまちを目指すという思いを込め「花のまち」とした。

制定された区の花・区の木のロゴマーク



#### 4 40周年を迎えて

##### 写真展「川崎区の40年」の実施

まず、区制40周年記念事業の皮切りとして、これまでの区の歩みを多くの区民と共に見つめ直し、地域への愛着を深めてもらうきっかけとなるよう、区制施行当時の区内の様子を写した写真を中心に写真展を開催した。延べ約6,700人が来場し、当時の懐かしい写真に、来場者相互で話が弾む姿が見られた。

##### 歴史文化と花のまちフェスティバル

11月24日には「歴史文化と花のまちフェスティバル」と題し、記念行事を開催した。

40年前の市政ニュースや写真で区制施行当時の様子を振り返るとともに、「川崎区の特徴を生かした魅力あるまちづくり」をテーマとした工学院大学の倉田直道主任教授による記念講演や、「歴史文化と花のまちづくりに向けて」をテーマとしたパネルディスカッション等を通じ、区の歴史的・文化的資源や区の花・区の木を活用した魅力あるまちづくりについて、参加した区民の方々と共に考え、共有する場とすることができたと考えている。

##### 「花」のまちづくり

区の花・区の木制定後は、積極的な活用を目指し、区民と協働で取り組みを進めている。平成24年度は、区の花・区の木としての普及と定着を第一に、公園等での区の花「ひまわり」の植栽、区の花「ビオラ」の名を冠した定期コンサート、市役所通りの区の木「<sup>いちよう</sup>銀杏」の紅葉を背景とした音楽会、さらには地域の子どもたちによるパレードや梨の配布等による区の木「<sup>ちようじゆうろうなし</sup>長十郎梨」まつり等を40周年記念事業として



実施した。

区の木  
<sup>ちようじゆうろうなし</sup>「長十郎梨」  
まつりの様子

#### 5 おわりに

かつては工都として発展してきた川崎区も、近年工場の移転と跡地への大規模マンションの建設が進み、子育て世代の転入が増えている。一方で、高齢化率や単身世帯の割合も高く、地域住民相互の交流の希薄化や孤立化が課題となっている。地域の魅力の共有や、区の花・木の植栽等を通じた共同活動は、地域の一体感を強めるきっかけになるだろう。これからも、地域の魅力や区の花・木を活かしつつ、区民会議からの提案や市民提案型事業をはじめとする区民の参加と協働により、地域の課題解決に取り組み、区民が希望や期待を持ち続け、いつまでも安心して健やかに暮らせるまちづくりを進めていきたい。

- ※1 キングスカイフロント  
「殿町地区」の開発エリアでは、ライフサイエンス・環境分野における研究開発から新産業を創出する「国際戦略拠点」の形成が進んでおり、「キングスカイフロント」と名付けられている。京浜臨海部ライフインベーション国際戦略総合特区の区域にも指定されている。
- ※2 東海道かわさき宿交流館  
東海道川崎宿に関する歴史、民俗等の資料の展示を行うとともに、市民相互の交流を推進し、もって市民の文化の振興に寄与するため、平成25年秋の開館に向けて整備が進められている。

祝！幸区40周年を記念して



# 地域の「つながり」を築くために

~ 区誕生40周年をきっかけにして ~



幸区役所企画課 池田 智裕

## 1 はじめに

平成24(2012)年は、川崎市が指定都市に移行したことに伴い、幸区が誕生してからちょうど40年目の節目の年であった。かつては明治後期頃から長く工業都市として栄えてきたが、昭和47(1972)年の区誕生以降は、その様相を徐々に変えていくことになる。工場の区外移転に伴う跡地開発により、大規模集合住宅やオフィスの建設が進み、川崎駅西口には、ミュージア川崎シンフォニーホールや、商業施設・ラゾーナ川崎プラザなども相次いで誕生し、一層のにぎわいを見せるようになった。また、鹿島田地区や、新川崎地区にも相次いで大型マンションが建設され、特に子育て世代が多く区内に転入した。新規居住者の増加はライフスタイルの多様化を招き、既存の地域コミュニティの希薄化へとつながっている。

そこで幸区では、区誕生40周年をきっかけとし、区民の区への愛着を高めるとともに、地域コミュニティの再生に向け、地域のつながりを感じられるような取り組みを実施することにした。

## 2 区への愛着を高める~区の歴史と未来を通して~

### 40周年記念誌の発行

まず、区の歩んできたこれまでの歴史を振り返り、区のことをもっと知ってもらうことで、区への愛着を高めてもらうため、区民で構成される「幸区ふるさと編集委員会」と区が協働で幸区誕生40周年記念誌「語り継ぐさいわい さいわいの今・未来」を制作・発行した。すると多くの人が記念誌を求めて区役所窓口を訪れるなど区民の関心は高く、地域のこと

についてあらためて知ってもらう良いきっかけとなった。また、記念誌の内容を映像化したDVDも制作しており、貸し出しを行って、今後より多くの区民に映像を通じ区の歴史に触れてもらえる機会を提供し、区への愛着を高めてもらいたい。

### 区の木・花の制定

次に、区をもっと身近に感じてもらい、区に対する親しみや区民の一体感などを高め、これからも住み続けたい幸区のシンボルとなる区の木・区の花を制定した。制定に当たっては、区民で構成する「区の木・区の花選考委員会」を設置して木と花それぞれの候補を五つずつ選定し、区民による投票を行った。その結果を受け、区の木には「ハナミズキ」、区の花には「ヤマブキ」をそれぞれ制定した。区の新たなシンボルとして活用していくため、区内にある川崎総合科学高等学校デザイン科の生徒の協力によりロゴマークも作成し、幸区民祭で公表した。また、夢見ヶ崎公園で開催された日吉まつりでは、区の花「ヤマブキ」の記念植樹が行われた。



「しあわせあふれる幸区」という願いもこめて作成した区の木・区の花のロゴマーク

## 3 区民の「つながり」を築く

### 幸区子ども環境展の開催

区民の環境意識の高まりや、区内に先端技術を有する企業が多いことから、企業・団体等と連携し、

平成25年1月1日現在

## 幸区の特徴紹介

人口/世帯数：156,522人/72,190世帯

面積：10.09km<sup>2</sup>

区の花・木：ヤマブキ(花)、ハナミズキ(木)

トリビア：「幸」の地名は、明治17年に観梅のため、明治天皇の御

幸があったことを記念して名づけられた旧名「御幸」の一字を残したもの。  
名所：ミュージアム川崎シンフォニーホール（音楽のまち・かわさきのシンボル）、夢見ヶ崎公園（60種を超える動物を間近に見ることができる市内唯一の動物園がある）、ラゾーナ川崎プラザ（大型商業施設）など

子どもを対象として、体験しながら楽しく環境について考え学んでもらう、「幸区子ども環境展」を10月28日に開催した。開催に当たっては、区内在住で再生可能エネルギー研究の第一人者である牛山泉足利工業大学学長をはじめ、キヤノン株式会社やパイオニア株式会社など区内35の企業・団体等に参加を依頼し、協力を得ることができた。開催当日、天気はあいにくの雨であったが、1,000人を越える来場者があり、メインステージでの牛山学長による風車博士のおもしろ実験、体験コーナーでの独立行政法人新エネルギー・産業技術開発機構(NEDO)によるソーラーカーづくりや、パイオニア株式会社による紙皿のスピーカーづくりなど、どれも大盛況となった。この環境展の開催によって、子どもたちが、実際に体験しながら参加することで、環境問題に興味を持ってもらうきっかけづくりができた。

また、地域とのつながりという面では、まず、環境展に参加した企業・団体同士が相互に交流し、つながりを築くことができた。さらには、区役所が体験型の環境展を主催することにより、区民に区の取り組みを知ってもらい、区政をもっと身近に感じてもらう機会とすることができ、参加した区民と区役所のつながりも築くことができたと感じている。



実施した各体験ブースは、定員を上回る参加者が続出するほどの人気であった。

## スタンプラリーの開催

他に、区内の商店と連携し、地域コミュニティの

活性化と区内商店の振興を目的として「お店めぐり“しあわせ”スタンプラリー&クーポン」を10月から12月にかけて開催した。具体的には次のような仕組みである。

- ① 商店街ごとに参加する店舗を募る（参加は店舗単位）。スタンプラリーの台紙を、さいわい広報特別号として新聞折り込みにて配布する。
- ② 参加店舗は40周年にちなんだ商品・サービスを企画する。
- ③ 当日、参加者はスタンプ台紙を持って区内の商店で商品・サービスを購入し、スタンプを押してもらい、スタンプ五つで参加店舗の代金割引や商品のサービスなど特別なサービスが受けられる。

この取り組みによって、参加した商店から「スタンプラリーのおかげで、これまでお店を知らなかったお客さんが店を知り足を運ぶきっかけができて非常にありがたかった」とのお言葉をいただくことができ、区役所、各商店、区民のつながりを築くことができたと感じている。

この二つのイベントの開催によって、地域のつながりを築くきっかけ作りができ、希薄化が進む地域コミュニティの活性化に貢献できたのではないかと思う。

## 4 おわりに

今回、区誕生40周年をきっかけにした、区の課題を解決するための取り組みを進めてきた。幸区内には、今後も大型マンションの建設が予定されており、新規居住者が増えていくことから、もっと地域を身近に感じ、愛着を持ってもらえる取り組みや、地域コミュニティの活性化に向けた取り組みを継続していくことで、区民が「しあわせ」を感じ、住み続けたいと思えるまちづくりを進めていかなければならないと感じている。

祝！中原区40周年を記念して



# 区制40周年記念の取り組み

~世代をこえて人がつながるなかはら~



中原区役所企画課 担当係長 **園田 健太**

## 1 中原区にとっての40年

中原区は、川崎市が指定都市に移行した昭和47（1972）年4月1日におよそ19万9千人の人口でスタートした。区制施行当時は、富士通やNEC、不二サッシなどの大企業が立地し、多くの労働者でにぎわうまちであった。その後、等々力緑地内に昭和63（1988）年に「市民ミュージアム」が、平成7（1995）年に「とどろきアリーナ」がそれぞれ開館するなど、市の中心に位置する中原区に市を代表する公共施設の整備も進んでいった。さらに、最近10年は民間を主体とした武蔵小杉駅周辺の再開発事業が進み、人口も3万人以上増加し、市内7区で最も人口の多い区となっている。古くから住んでいる人にいわせれば「目覚ましい変貌ぶり」を遂げているところである。

このような環境変化の中で迎える中原区制40周年を、長年住んでいる区民には、より地域へ愛着を持ってもらうとともに、新たな区民には中原区の歴史を振り返り、他の区民と交流してもらう良い契機とするため、1年を通してさまざまな記念事業を計画し、実施することとなった。

## 2 実施方針・実行計画の策定

区役所企画課では、区制40周年を1年後に控えた平成23（2011）年4月には「中原区制40周年記念事業実施方針」の策定に着手した。5月には、区役所企画調整会議で決定し、この方針に基づき平成24年度予算案の作成に取り掛かった。まず、実施方針では、基本方針5点と記念事業の枠組みを定めた（表1）。

この方針を策定することで、区役所全体で記念事業に取り組むことや既存事業を冠事業として最大限活用していくことを確認し、予算化への方針を明確にした。

次に、平成24年度事業の予算も固まってきた平成24（2012）年3月には「中原区制40周年記念事業実行計画」を策定した。この実行計画では、基本方針で定めた記念事業の枠組みに具体的な事業名を当てはめていき、中原区制40周年記念事業としてのラインナップが確定した。主な事業は表2のとおりである。

表1 中原区制40周年記念事業実施方針の主な内容

<b>1 基本方針</b>	
(1)	区役所全体で記念事業に取り組み、特に実施段階では多くの区民の参加を促し、区民との協働により、40周年を記念する。
(2)	大きな変貌を遂げる中原区が新たな10年に向けて飛躍するために、区役所と区民が一体となって、事業に取り組む。
(3)	区の歴史、文化、産業、自然、人材等の既存の地域資源を活用した事業を実施し、魅力が輝き、活力にあふれるまちづくりへの風土を醸成する。
(4)	記念事業にふさわしい既存のイベントを「冠」事業として実施する。
(5)	中原区の魅力を再認識する機会とする。
<b>2 記念事業の枠組み</b>	
(1)	メイン事業
(2)	区主催事業
(3)	区民主催事業
(4)	広報事業

表2 主な記念事業

<b>1 メイン事業</b>	<b>3 区民主催事業</b>
・区制40周年記念写真集の発行	・中原区民祭の開催
<b>2 区主催事業</b>	・市民提案型事業の実施
・第3期区民会議市民報告会の開催	<b>4 広報事業</b>
・NHKのど自慢公開放送	・タウンニュースへの特集記事掲載
・なかはらパンジーボウルの開催	・40周年デザインロゴの活用

## 3 さまざまな取り組み

### 記念写真集の作成

記念事業では、メインに記念写真集の作成を位置付けた。昔をよく知る地域の高齢者が他界し、まちの歴史を語り継ぎ、また、歴史資料を所蔵している人が減ってきている。区役所では、これまで歴史写真を集めたことがないため、減りつつある歴史写真を集約した冊子を作成することで、再開発が進むまちの姿と昔のまちの姿を重ね合わせ、

平成25年1月1日現在

## 中原区の特徴紹介

人口/世帯数：236,509人/118,248世帯  
 面積：14.81km<sup>2</sup>  
 区の花：パンジー  
 名所：等々力緑地、多摩川河川敷

トリビア：「中原」という名称は、江戸時代に中原御殿（平塚市）と江戸を結ぶ中原街道の中継地の仮御殿が小杉にあったことに由来。



40周年記念写真集

区をより一層知ってもらいきっかけとすることとした。作成に当たっては、区民を中心とした23名の委員で中原区区制40周年記念写真集編集委員会(委員長：村上直法政大学名誉教授)を設置し、平成23(2011)年7月から平成24(2012)年3月までに会議を計13回開催した。区民の熱意により、完成した写真集は平成24(2012)年5月に販売を開始し、現時点で約2,500冊を売り上げ区民の貴重な財産となっている。

区をより一層知ってもらいきっかけとすることとした。作成に当たっては、区民を中心とした23名の委員で中原区区制40周年記念写真集編集委員会(委員長：村上直法政大学名誉教授)を設置し、平成23(2011)年7月から平成24(2012)年3月までに会議を計13回開催した。区民の熱意により、完成した写真集は平成24(2012)年5月に販売を開始し、現時点で約2,500冊を売り上げ区民の貴重な財産となっている。

## 区民会議市民報告会となかはらミュージカル

区民の立場から区制40周年を考える取り組みとして、区民会議のテーマを「中原区制40周年を迎えて」とし、審議を行った。区民会議からは、区制40周年の取り組みとして、「世代をこえて人がつながるなかはらー未来に夢と希望を託してー」をテーマとするよう提案があり、区民会議委員の企画により、区内企業や子どもたちが多数参加する区民会議市民報告会を開催した。特に、多くの区内企業の参加はこれまでの区役所のイベント等ではなかった取り組みであり、参加企業からはこれを機にぜひつながりを継続していきたいと喜びの声をもらったところである。

さらに、市民提案型事業において、区制40周年記念の事業を実施できる市民団体を募集したところ4団体の事業が採択され、そのうちの一つ「なかはらミュージカル」では5歳から70歳までの区民約70人が公募でキャストとなり、世代間の交流を深めるとともに、中原区をふるさととして育つ子どもたちの郷土愛を育んでいこうとしている。



幅広い年代のミュージカル出演者

## 「NHKのど自慢」公開放送

40周年記念イベントの中で、区民にとり大きな思い出となったのが、「NHKのど自慢」公開放送の開催である。川崎市内では、市制80周年記念で平成15(2003)年1月に教育文化会館で開催して以来、約9年ぶりの開催となった。等々力緑地内で開催する中原区民祭と同じ10月21日にとどろきアリーナで開催したことで相乗効果もあり、また、天候にも恵まれたことで、近年まれに見る人出で区民祭がにぎわったと区民祭実行委員も喜んでいて。

## 全体を通じて

他にも、記念切手の作成や20を超える冠事業の実施など、区内のさまざまな資源を活用した記念事業を計画し、実施してきた。中原区の40周年記念事業の特徴としては、「NHKのど自慢」や法政大学と富士通のアメリカンフットボールチームが対戦する「なかはらパンジーボウル」などの大型イベント、区民会議発や市民提案型など区民主体の記念イベント、そして、記念写真集の作成という区の足跡を残す取り組みなどをバランス良く実施していることが挙げられるであろう。

これらのさまざまな事業を実施できたのも、今まさにまちが大きく発展しており、盛り上がっている中原区民の参加と協働があったからこそであると考えている。

## 4 50周年に向けて

区民は自らの手でまちを盛り上げ、まちを形づくっていく。区役所としては、周年記念事業を区民とともに企画、実施することで協働によるまちづくりへの機運を盛り上げる良い契機となっている。

区制50周年を迎える2022年には、現在進行中の武蔵小杉駅周辺の再開発事業はほぼ完成していることが予想される。その時、中原区がどのようなまちになっているか。また、どのような周年事業を実施できるか、大変楽しみである。

祝！高津区40周年を記念して



# 区制40周年から未来へつなぐ 「ひと・まち・記憶」



高津区役所企画課 担当係長 佐藤 園子

## 1 はじめに～一枚の写真が語るもの～

「うちに、高津の古い写真がいろいろあるから見にきませんか」。区制40周年の前々年度の平成23(2011)年1月、大山街道沿いの旧家で先々代が高津町長を務めていた方からの連絡でご自宅に伺うと、そこには大正から昭和初期にかけての行政に関わるたくさんの写真があった。中でも目を引いたのが下の写真である。

「この写真は75年前の昭和12年4月1日に高津町が川崎市に合併した時のもので、写るのは当時の町長、助役の他、町会議員です」。この建物は昭和44(1969)



建物エントランス上部には「高津町役場」の文字

年まで現在の大山街道ふるさと館の場所にあった（庁舎は昭和44(1969)年に現在のてくのかわさきに、その後平成4(1992)年に現庁舎に移転した）。ふるさと館1階にはこの建物の20分の1の模型が展示しており、写真と模型を見比べることも可能だ。

昭和12(1937)年に高津町は厳しい財政状況などを背景に川崎市と合併した。威厳ある表情で写る町長らの胸中には複雑な思いもあったであろう。たった1枚の集合写真であるが、ここから私たちはさまざまな情報を受け取り、思いをはせることができる。このお宅には他にも大正期の青年団の活動を記録した写真など、まちの歴史をひも解く貴重な写真が保管されていた。もっと広く区民に呼びかけることで、たくさんの興味深い写真が集まるのではないかと、そしてそれ

らの写真から私たちは多くのことを学べるのではないかと。この1枚の写真から高津区制40周年記念事業の柱、まちの記憶を未来に伝える取り組み「高津区ふるさとアーカイブ事業」が始まった。

## 2 区制40周年はきっかけ

それまでも、地域に残る古い写真や資料の保存活用は、大山街道や久地円筒分水など一部の事業において限定的には行われていた。しかし体系的な収集体制が取れない中、年々貴重な資料が散逸する状況にあった。くしくも、翌々年度には区制40周年を迎える。古い写真を大々的に募集するには良いタイミングに思えた。そこで区制40周年を一つの契機として捉え、まずは平成23年度に事業の基本方針を定め、区制40周年を迎える平成24年度には収集した写真を使った記念誌を発行する計画を立てた。

基本方針の策定と記念誌の編集に当たっては区民委員の他学識委員として、国立情報学研究所連想情報学研究開発センターの中村佳史助教を迎え、古写真を使ったワークショップなども開催した。ワークショップでは、今昔の写真を参加者のコメントとともに見比べられるマップを作成し、その成果をiPhoneアプリ「たかつぶらり」として平成24(2012)年5月から一般に公開している。この取り組みはまだまだ試行的なものであるが、若年層や新住民が気軽にアクセスできる手段として、今後も地図や写真などのコンテンツを充実させていく予定だ。

平成25年1月1日現在

## 高津区の特徴紹介

人口/世帯数：221,720人/104,505世帯

面積：17.10km<sup>2</sup>

区の花・木：すいせん(花)、うめ(木)

ゆかりの人：岡本太郎(芸術家)、濱田庄司(陶芸家)

名所：久地円筒分水(国登録有形文化財)

トリビア：溝口駅の3つの円筒分水を知っていますか？(答えは区制40周年記念誌69ページに)

## 3 テーマでつながる記念事業

ここで高津区の区制40周年記念事業の全体について少し触れたい。他区では区の木や花の制定などが記念事業として行われているが、当区では10年前の30周年の年に区の木(うめ)と花(すいせん)が既に制定されている。また、周年事業として40年という節目はいささか中途半端ではないかという区民の声も聞こえ、高津区では区制40周年を50周年へ向けた通過点として捉え「未来に伝えたい高津の記憶」をテーマに、前述の記念誌発行の他、写真展や記念イベントの開催などを一連の記念事業として展開することとした。

8月に高津市民館で開催した記念イベントでは、市民文化大使である高津区出身のピアニスト小原孝さんをゲストにお迎えし、「わたしの好きな高津」をテーマにトークコンサートを催した。また、イベント前半では記念誌発行の予告編的に、区内の古い写真やアーカイブ事業の紹介、まちの人と魅力を撮影した映像の放映を行った。昭和30年代の溝口駅や津田山駅など懐かしい写真が映し出されるたび、会場からはざわめきが起り、イベントとしては大きな盛り上がりを得られたといえる。



40周年ロゴは区役所内若手職員によるプロジェクトで検討。区のシルエットに大山街道、円筒分水などをモチーフとして配した。



イベント会場で未来へのメッセージを書く子どもたち

## 4 いよいよ記念誌発行へ

写真の収集については前々年度から準備を進めていたこともあり、編集段階で1,500点ほど収集できてい

た。記念誌のコンセプトとしては、集まった写真をただ並べるのではなく、「区の歩みを迎えるビジュアルヒストリーとすること」を編集委員会で掲げており、写真の選定とテーマごとの振り分け、まちの歩みの概略のまとめという作業は簡単なものではなかった。編集作業を通じて強く感じたのは、昭和初期以前の写真もそれなりに現存するが、残念ながら写真の内容を分かる方が既に亡くなってしまっているケースが多いということ。この企画があと10年早ければという声もあったが、今やれることを精一杯という思いで作業を進めた。今回の記念誌の編集で特に力を入れたのがインタビュー記事で、二子三業地に唯一残る料亭のおかみ(90歳)から大変貴重なお話をお聞かせいただいた。ご興味のある方はぜひ記念誌の「高津の粋な文化」のページをご覧ください。



オールカラー80ページ。区役所売店のほか文教堂書店で販売中

## 5 おわりに～区制50周年へ向けて～

平成24(2012)年12月14日に記念誌「たかつ ひと・まち・記憶」が発売開始となった。販売の協力をいただいた文教堂書店さんからは、現在のところ売れ行きも好調と伺っており、担当としてはホッとしているところである。古くから高津区に住まう人にとっては懐かしく、新しく高津区の住民となられた方にとっては高津区を知る入門書としてもお役に立てる一冊に仕上がっていると思う。

平成25年度には収集した写真をデジタルアーカイブとしてまとめ、インターネットからアクセスできるWEBサイトも作成する計画である。また、まちの古老からの聞き取り調査も少しずつ進めていく。区制50周年そして、市制100年に向けて着実に展開する「高津区ふるさとアーカイブ事業」に、今後も注目をしていただきたい。

祝！宮前区30周年を記念して



# 宮前区誕生30周年記念の取り組み

～絆を深めてもっと大好きなまちへ～



宮前区役所地域振興課 地域活動支援係長 永田 泰雄

## 1 はじめに



宮前区は、昭和57(1982)年7月に高津区から分かれて誕生した市内で最も新しい区である。かつては農村地帯であったが、東急田園都市線沿いを中心に緑豊かな自然を活かした良好な住宅地が多く形成され、現在では22万人を超える人々が暮らす多彩な魅力にあふれたまちとなっている。

そんな宮前区では、平成24(2012)年7月1日に区制30周年を迎え、平成24年度中を「記念イヤー」として「宮前区誕生30周年記念事業」を展開中である。これまでの経過と取り組み状況について紹介する。

## 2 事業計画の立案から実施まで



### “オール宮前”で「誕生30周年」を祝う！

区制30周年記念事業の実施計画については、より区民に身近な関わりを持つ地域振興課の担当となり、平成23年度に入り予算措置もない中で検討を始めた。立案に当たりまず悩んだのは、事業名称についてであった。個人的感覚として、「区制」という多くの区民にとっては、“行政都合による他人事”というイメージが先行し、主体的な参加協力が期待できないのではないかという懸念があったためである。結果としては、より区民に親しみを持ってもらえるよう「誕生」というワードを用いることとした。

計画に当たっては、①区役所はもとより区民・団体・事業者など多様な主体による“オール宮前”での取り組みとすること、②事業に視覚的な統一性を持たせるために記念ロゴマークおよびキャラクターを制定し活用すること、③費用対効果の高い情報発信を目指してメディアからも注目されるような取り組みとすること、という3点に特に留意するとともに、事業構成、推進体制を表1のとおりとした。

表1 「宮前区誕生30周年記念事業」事業構成及び推進体制

事業構成	区事業	「記念式典」・「特別事業」・「冠事業」
	民間事業 =「協賛事業」	対象：区内に活動の拠点を置く市民、団体、事業者が主催する事業で、多くの区民が参加でき、地域の活性化につながるもの(商業目的も可) 支援内容：名義使用、ロゴマーク等の使用、広報支援(経済的支援なし)
推進体制	実行委員会	記念事業推進の中心的組織及び意思決定機関 - 区内の主要団体で組織
	庁内プロジェクト	ロゴマーク等の募集・絞り込み、特別提案事業の実施等 - 30周年にちなみ、宮前区とともに入庁30周年を迎える地域振興課長を座長とし、おおむね25歳から34歳まで(いわゆる“アラサー”)の職員での構成
	庁内体制	総務課：実行委員会の事務局及び記念式典等 企画課：記念事業広報 地域振興課：全体企画及びプロジェクト事務局

### 職員のチカラで！記念ロゴ&キャラ制定

記念事業のシンボリック的存在となる記念ロゴマークおよびキャラクターの制定に当たっては、区役所職員から募集を行い、プロジェクトチームによる絞り込み作業を行った後、実行委員会で決定するという手法を採り、平成23(2011)年12月27日に対外発表を行った。



左：記念ロゴマーク

右：記念キャラクター「宮前兄妹(兄：メロー、妹：コスミン)」

ロゴマークおよびキャラクター制定後、これらを活用した啓発グッズ制作に向けた機運が庁内外で高まり、平成23年度内にステッカー・着ぐるみ等を制作することができた。また、職員用の名刺サンプルやパネル、缶バッジ、Tシャツ、キャップ、お面、区民課窓口カード、公用車用マグネット、職場表示看板などさまざまなオリジナルグッズを職員の創意工夫で制作し、キャラクター等の周知と周年記念事業の機運盛り上げを図った。

なお、「宮前兄妹」の着ぐるみについては、非着用時におけるPR



平成25年1月1日現在

宮前区の特徴紹介	
人口/世帯数：222,488人/93,864世帯 面積：18.60km <sup>2</sup> （伊豆七島の神津島とほぼ同じ） 区の花・木：コスモス(花)、サクラ(木) 名所：影向寺、カッパーク鷺沼	特産品：宮前メロン トリビア：区内に踏切はひとつもないが、「電車とバスの博物館」には実際に運行する急行列車と連動した踏切がある。

効果の獲得を目指し、地元工務店の協力のもと、区役所2階の区民課待合スペース内で常設展示している。また、区における使用だけでなく、協賛事業主催者への貸し出しも行っており、さまざまな場面のPRに役立っている。



職員手づくりの「宮前兄妹」CAP

### 3 主な事業についての紹介



これまでに実施された事業のうち、特に話題性のあった事業を事業構成別にいくつか紹介する。

#### ウォーカーとコラボした30周年記念誌

市内で最も高い15歳未満人口割合など、「若い区」というイメージのある宮前区にふさわしい「区民向け記念誌」として制作。読者平均年齢35.8歳と若い世代に人気のある「川崎市ウォーカー」と連携し、フリーペーパー版ご当地ウォーカーを目指した。区内に多い直売農家、イベントカレンダーやトリビアなどの豊富な情報に加え、行政刊行物では取り上げにくいグルメ情報についても、「川崎市ウォーカー」編集部のオススメ情報という切り口で掲載することができた。区役所などへの設置の他各種イベントで配布し、狙いどおり若い世代を中心に好評を得ている。

#### 盛大に祝った「宮前区誕生30周年記念式典&まつり」

区誕生30周年を迎えた7月1日には区役所周辺を会場として、宮前区誕生30周年記念式典と記念まつりを開催した。さまざまな協賛事業者による出店や記念誌にも登場した「囲碁将棋」をはじめとする吉本興業所属鷺沼在住の“鷺沼芸人”たちがイベントを盛り上



区民向け記念誌として制作した「宮前区30th SPECIAL BOOK supported by 川崎市ウォーカー」。表紙の「宮前兄妹」は区内外のイベントなどでも大活躍！

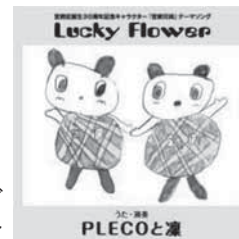
げ、1万8,600人の来場者が盛大に区誕生30周年を祝った。

#### “アラサー”プロジェクト特別提案事業

庁内プロジェクトチームメンバーが提案した37事業の中から、メンバー間投票と区長プレゼンにより絞り込まれた3事業（ヘヴィメタルを活用した音楽事業、地元農産物を活用したグルメコンテスト、小学生に区の魅力を再発見してもらうことを目的としたスタンブラリー）を実施。若手職員が中心となり実施した。

#### 民間のパワーを実感「協賛事業」

区民等が主催する協賛事業においては、12月末時点で34の区民・団体・事業者から46事業を実施いただいている。とりわけ、キャラクター「宮前兄妹」を活用した表2の事業については、メディアにも多く取り上げられ、PR効果の大きい事業であった。



「宮前兄妹」テーマソング Lucky Flowerのジャケット

表2 「宮前兄妹」を活用した協賛事業例

実施主体	内容
駿河屋製菓	「ココア甘納豆」を「宮前兄妹」のお八ナ甘納豆としてオリジナルシールを貼って販売
リヨンコッペ館	顔はクリームパン、体はメロンパンの「宮前兄妹」を販売
郵便局	オリジナルフレーム切手「宮前区誕生30周年」を販売
NEXCO中日本	ロゴマーク及びキャラクターをデザインしたWelcome懸垂幕とポスターを東名川崎料金所建屋と出口ブースにそれぞれ設置
ティチク エンタテインメント	区内の小学生がボーカルを務める「宮前兄妹」のテーマソング「Lucky Flower (ラッキーフラワー)」の制作

### 4 さいごに



30周年記念事業については現在も実施中であり、平成25年度には多様な主体により実施された多彩な記念事業を一冊にまとめた記録誌の制作も検討している。今回の周年記念事業が、宮前区民としての誇りや一体感の醸成を図り、さらなる区政発展の契機となることを祈念したい。

祝！多摩区40周年を記念して

# 水と緑と学びのまち



多摩区役所企画課 奈良 俊太郎

## 1 はじめに

多摩区は、北部に多摩川が流れ、南部に多摩丘陵が広がっている。低地部には、多摩川を主水源とする二ヶ領用水が流れ、多摩丘陵に位置する生田緑地には約120haの豊かな緑と「岡本太郎美術館」や「日本民家園」などの教育文化施設が存在している。さらに、平成23(2011)年から平成24(2012)年にかけては、「藤子・F・不二雄ミュージアム」が開館し、「かわさき宙と緑の科学館」がリニューアルオープンした。また、区内には、専修大学、明治大学、日本女子大学の3つの大学(以下「3大学」という。)があることも特徴となっている。まさに、多摩区は「水と緑と学びのまち」といえる。

## 2 多摩区制40周年記念事業

昭和47(1972)年4月1日、川崎市が指定都市へ移行したことに伴って多摩区は誕生し、平成24(2012)年4月1日に区制40周年を迎えた。これを契機に、区の特徴である「水と緑と学び」にあらためて触れることで、区の魅力の再認識を促し、多摩区を故郷として愛着を深めてもらうため、多摩区制40周年記念事業として、さまざまな取り組みを行うこととした。その柱は、①多摩区制40周年記念ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の制定、②冠事業の募集・実施、③「水と緑と学び」に関連した事業の実施、である。以下で、これら三つの柱について説明したい。

## 3 三つの柱

### 多摩区制40周年記念ロゴマークの制定

区制40周年を契機としたさまざまな取り組みを行うに際しては、まず、平成24(2012)年が多摩区誕生から40周年の節目の年だということを広く知ってもらう必要がある。さらには、区民相互に一体感を高め、記念すべき節目として区を盛り上げていこうという雰囲気になることが理想である。そこで、ロゴマークを制定した上で、区制40周年の広報用フラッグや懸垂幕を作成し、登戸駅ペDESTリアンデッキ等へ設置を行うなどして、周知、啓発に努めた。

多摩区では、市で募集するインターンシップに加えて、3大学の学生を対象としたインターンシップを区役所内で行っている。ロゴマークは、その実習の中で、大学生が多摩区のイメージを勘案して発案・作成したものを原案として、区でデザイン化を行った。「水と緑と学び」をコンセプトとしたデザインとなっており、青い川は多摩川や二ヶ領用水など豊富な水資源を、緑の若木は生田緑地など豊かな自然をイメージしている。赤い鉛筆は「かわさき宙と緑の科学館」、「藤子・F・不二雄ミュージアム」、「岡本太郎美術館」や「日本民家園」などの教育文化施設や大学、高校が多い特徴を表し、色を赤とすることで、若者の情熱を表現している。また、「水と緑と学びのまち」という多摩区の特徴をメッセージとして入れ、地元の魅力の再認識を図っている。



多摩区制40周年記念ロゴマーク

平成25年1月1日現在

**多摩区の特徴紹介**

人口/世帯数：213,109人/103,556世帯  
 面積：20.39km<sup>2</sup>  
 区の花・木：ハナミズキ・ナシ(木)、モモ・スマレ(花)  
 ＊好評配布中の多摩区観光ガイドブック「はなもす」の名前

は、この頭文字を合わせた造語です。  
 特産品：多摩川梨、桃、のらぼう菜  
 ゆかりの人：藤子・F・不二雄氏  
 名所：生田緑地ばら苑

**冠事業の募集・実施**

区では、市民参加による地域主体のまちづくりを進め、地域の課題を発見し、解決できるようさまざまな事業を実施している。このうち、広く区民を対象とした事業に「多摩区制40周年記念」と冠を付けて実施している。また、区役所の事業に限らず、民間や各種団体が主催するイベント・大会などを対象として、平成25(2013)年3月まで冠事業を募集し、ロゴマークの使用を呼びかけている。現在、約30の事業が冠事業となって実施されており、ポスターやホームページなどの広報物にロゴマークが多く利用されている。冠事業の募集・実施は、その事業名を目にした人や、その事業の参加者に多摩区が誕生して40周年であることを広く知ってもらえると同時に、各事業の認知度向上に有効な広報手法であった。

**「水と緑と学び」に関連した事業の実施**

多摩区の特徴である「水と緑と学び」に関連した事業については、特に力を入れて実施しており、新規の事業も立ち上げた。まず、「水と緑」に関して紹介する。自然環境の保護や地球温暖化の防止といった環境対策関連事業について、区民により慣れ親しんでもらい、日々の生活の中で意識してもらうことを目的として、平成24年度から「多摩区エコロジーライフ事業」を愛称として実施している。その中で、これまでも実施してきた事業に加え、環境に関する体験やさまざまな取り組みの紹介を通して、若年層の意識向上を図る「夏休み！たまエコフェスタ」や、家庭で身近に取り組める地球温暖化対策を紹介し、啓発・推進を図る「地球温暖化対策パネル展」などを新規に実施した。

また、市民活動団体による公益性の高い活動を募集・選定し、区の事業として委託する区民提案型委託事業「磨けば光る多摩事業」の一つとして、平成24年度は、使用済みてんぷら油を精製したバイオディ

ーゼル燃料で走るエコバスに乗って、環境関連施設の見学や環境活動の学習を行う「子どもも大人も楽しく学べるエコバスで体験型環境学習事業」を実施した。

次に、「学び」に関しては、文教都市としてふさわしい地域社会づくりを目指し、3大学と多摩区役所で構成する「多摩区・3大学連携協議会」において、地域における具体的な連携策について定期的に協議して、大学の持つ知的資源や人材を活用したさまざまな取り組みを行っている。その中で新たに、各大学で公開講座やキャンパスツアーを行う「3大学知的探訪」を実施した。



「夏休み！たまエコフェスタ」での打ち水イベント

**4 おわりに**

以上の三つの柱を中心として、区制40周年記念事業を実施してきた。そのそれぞれの取り組みを通じて、区を盛り上げると同時に、区の魅力をあらためて確認することができた。

物事にはさまざまな区切り、節目があり、従前も行われてきたことを振り返る良い契機となる。

今回は、区制40周年という分かりやすい節目であったが、多様にある節目の意味も含め正しく理解した上で、これまでの取り組みを見直し、適切に対応をしていく必要がある。

多摩区が「水と緑と学びのまち」としてさらに発展していくよう今後も尽力したい。

祝!麻生区30周年を記念して



# 地域資源を活かして、 区制30周年を盛り上げる

麻生区役所企画課 主任 佐伯 治子



## 1 はじめに

麻生区は、昭和57(1982)年7月1日に多摩区から分区して誕生し、平成24(2012)年に区制30周年を迎えた。

区の特徴として、特に新百合ヶ丘駅周辺は、昭和音楽大学、日本映画大学、アートセンターなど芸術関連施設が多く、「アルテリッカしんゆり」、「麻生音楽祭」など、年間を通じて多くの行事が開催されている文化・芸術のまちである。

また、6大学(昭和音楽大学、玉川大学、田園調布学園大学、和光大学、日本映画大学、明治大学)との公学協働ネットワークによる学術資源、エレクトロニクスや先端技術の研究開発施設が集まる「マイコンシティ」などの産業資源、「王禅寺ふるさと公園」、大型農産物直売所「セレサモス」など豊かな自然や農業資源、「麻生スポーツセンター」、「川崎フロンターレ」の練習場や選手寮など地域に密着したスポーツ資源も存在し、これらの地域資源を活かしながら、魅力あるまちづくりを推進している。

## 2 区民の意見を反映するために

平成4(1992)年の区制10周年には区のシンボルマークを制定し、区制20周年には区役所屋上に太陽光パネルを設置するなどの記念事業を行った。今回の区制30周年に当たっては、区の強みである地域資源を活用し、区民と共に記念すべき年を盛り上げていくことを考えた。

区民の意見で、実施する周年事業を決めてもらいたいと考え、官民40団体の委員で構成する実行委員

会(中島豪一委員長)を立ち上げた。まちづくり、大学・教育・こども、産業、スポーツ、地域団体等、これまで区の歴史をつくってきた、またこれからの区の発展を担っていく各分野の方々と構成された実行委員会である。

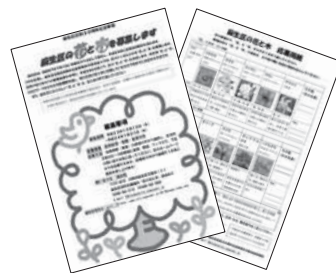
## 3 30周年記念事業

### 区の花と木の制定

記念事業として、まずは麻生区の特徴を端的に表し、その魅力を区内外にアピールするものとして、区の花と木を制定することになった。制定後は、区民の皆さんに愛着を持ってもらい、イベントなどで活用してもらうため、制定の過程においてもその意見を尊重するような方法をとることにした。

周年事業を盛り上げていくため、前年の平成23(2011)年12月から花と木の種類の公募を開始し、区に縁のある花と木を5種類ずつ代表として候補に挙げ、応募用紙、ファクス、メールやホームページからの応募を広く呼びかけた。

その結果、ヤマユリ(山百合)が応募数の約79%、禅寺丸柿が約67%という圧倒的割合で得票し決定。ヤマユリは、現在も区内各地での植栽など保護育成の取り組みが行われている花で、百合丘の地名の由来になったとの説があり、昔から区内に自生している。禅寺丸柿は区内全域に多く植えられ、現在も食されて



区の花と木の募集

平成25年1月1日現在

麻生区の特徴紹介

人口/世帯数：172,439人/73,297世帯  
 面積：23.11km<sup>2</sup> 区の花・木：ヤマユリ(花)、禅寺丸柿(木)  
 トリビア：「麻生」の地名は、8世紀頃から朝廷への貢ぎ物だった麻布の原料である麻を産したことよるといわれている。

歌(唄)：「あさおまつり唄」は、区制10周年を記念して作られ、区民まつりなどで歌い、踊られている。区のイメージソング「かがやいて麻生」は、麻生音楽祭の第20回の開催を記念して作られた歌。

いる柿の木で、柿生の地名の由来になったとの説があり、麻生区原産で日本最古の甘柿の品種といわれている。なお、ヤマユリと禅寺丸柿は、ともに新百合ヶ丘駅南口のユリテラスにある彫刻「ふるさとの詩」のモチーフに使われるなど、以前から区民に身近で馴染み深い花と木である。

この花と木にさらに愛着を持っていただき、イベントなどで積極的にアピールしていくために、ロゴマークを作成することになった。デザインの選択は感覚的なことが大きく、簡単な図柄は覚えやすいが特徴が出しにくくなる、実写に近い図柄は特徴を出しやすいがサイズが小さいと分かりにくくなるなど、人によって選択する基準はさまざまである。ここでも、区民の意見を取り入れてロゴマークを決定することとし、デザイナーに依頼して作成した3種類のロゴマークから一つを選んでもらう方法で、公募を実施した。

その結果、応募数の約6割を占めたデザインに決定した。ヤマユリは爽やかな白い花色、禅寺丸柿は丸みを帯びた実の鮮やかさが浮き立たつようなイメージしたデザインである。

今後は、新たな区のシンボルとして区内外にアピールするとともに、区のイメージを高め、地域の一体感を深めるようなイベントなどで使用していただくよう広報していく。



区の花・区の木のリゴマーク

冠称をつけたイベントで盛り上げ

区が主催するものだけでなく、民間、各種団体が主催するイベントや大会に「麻生区区制30周年記念」という冠称をつけて開催してもらい、区は広報の面で協力することとした。30周年を機に開催された、全国各地の禅寺丸柿に関心のある人・団体が集まり

交流する「禅寺丸柿サミット」や、麻生区が誕生したいきさつ、発展の過程、これからの展望などを討論する「麻生区の30年の歴史とこれからの語るパネル討論会」など、約80件のイベント・大会が記念の年を盛り上げてくれた。

地域資源と連携した記念事業

7月1日に麻生市民館で開催した記念式典は、文化・芸術のまちにふさわしく、伝統ある麻生音楽祭と連携して開催した。新百合ヶ丘を拠点とする市民オーケストラ「麻生フィルハーモニー管弦楽団」によるコンサートが引き続き行われ、区民と共に祝う華やかな式典となった。

また、30周年を記念した記録集(写真集)は、公募で提供していただいた写真を使用し地域団体が製本用原稿を作成し、記念DVDは、映像について専門の日本映画大学で作成するなど、区内の地域資源を目いっぱい活用させていただき、記念事業を実施することができた。

最後に、周年事業の実施に当たり、地域の方々には、企画立案、広報などにご協力をいただいた他、多数の団体・個人の方からご寄附をいただき、記念すべき年を盛り上げることに感謝申し上げます。



式典を盛り上げた麻生フィルの演奏

# 川崎市地域防災計画の見直しについて



総務局危機管理室 担当係長 土谷 豊

## 1 はじめに

平成23(2011)年3月11日午後2時46分、宮城県牡鹿半島の東南東沖約130kmの海底を震源として発生した東北地方太平洋沖地震は、日本における観測史上最大の規模となるマグニチュード(Mw) 9.0を記録し、震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北約500km、東西約200kmの広範囲に及び、この地震の発生により、三陸海岸では浸水高10~15m前後、岩手県宮古市では最大遡上高40.5mにも上る大津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部の一部に壊滅的な被害をもたらした。

本市においても、最大震度5強の揺れを観測するとともに、死者1名および17名の重軽傷者、一般住家133棟の一部破損、23万戸以上の停電、2件の火災、21件のエレベーター停止、川崎港における1.6mの異常高潮位、スロッシング<sup>\*1</sup>による16基の石油タンク等の被害、11件の液状化による噴砂の被害等が発生した。

また、首都圏の多くの主要駅周辺では、帰宅困難者が発生し、大きな社会問題となっている。

このような状況の中、今回の東日本大震災<sup>\*2</sup>を

踏まえ、川崎市地域防災計画(震災対策編)(以下「地域防災計画」という。)をはじめとする本市の防災対策を早急に見直す必要が生じたことから、学識経験者で構成する「川崎市防災対策検討委員会」において、新たに「東日本大震災対策検討部会」を設け、集中的に検討することとしたところである。

なお、この部会を設置するに当たり、東日本大震災の発生を受けて、本市でも課題となった津波、液状化、長周期地震動による被害に適切に対応していくために、平成23年(2011)年7月から表1のとおり、2名の委員を追加し拡充を図った。

## 2 地域防災計画とは

地域防災計画は、災害対策基本法第42条に規定する国の防災基本計画に基づき、川崎市防災会議が作成する本市の防災対策の骨格となるもので、神奈川県地域防災計画等との整合を図りながら作成される。

計画の構成は、①地震防災に関する「震災対策編」、②風水害の防災に関する「風水害対策編」、③鉄道災害、危険物等災害、高速道路災害等の防災に関する

表1 川崎市防災対策検討委員会 東日本大震災対策検討部会委員( = 部会長、 = 副部会長、( )= 今回拡充した委員)

目黒公郎	東京大学生産技術研究所 / 大学院情報学環	教授
田中 淳	東京大学大学院情報学環	教授
( )古村孝志	東京大学大学院情報学環 / 地震研究所	教授
( )桑野玲子	東京大学生産技術研究所	准教授
村尾 修	筑波大学大学院	准教授
加藤孝明	東京大学生産技術研究所	准教授
庄司 学	筑波大学大学院	准教授

「都市災害対策編」、④関連する例規、要綱、協定等を掲載した「資料編」、の4編によるものである。

今回は、東日本大震災の発生を踏まえ、このうち「震災対策編」と「資料編」を修正の対象としている(図1)。

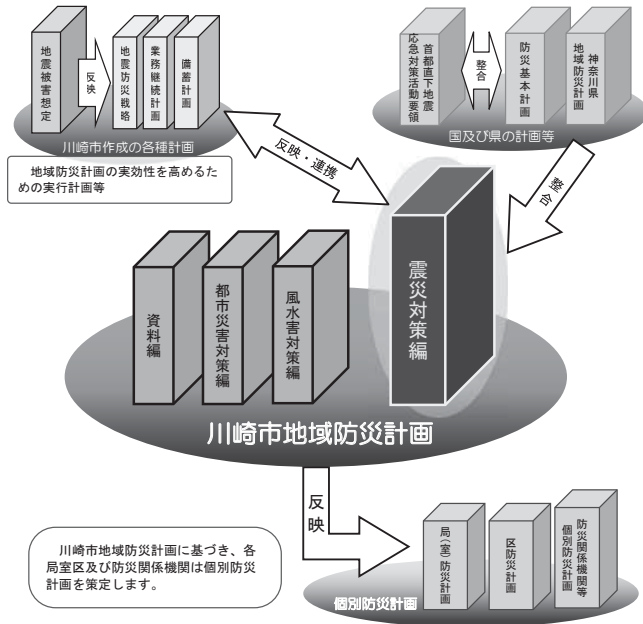


図1 川崎市地域防災計画と他の計画等との関係

### 3 地域防災計画見直しの基本的な考え方

地域防災計画は、平成22年度から修正作業を進め、平成23(2011)年7月の公表を目指していた。

しかしながら、平成23(2011)年3月11日に東日本大震災が発生したことを受けて、当初予定していた公表を見送り、大震災を踏まえて修正方針を変更するとともに、2段階に分けた修正を行うこととし、次のとおり修正の方向性を定めた。

- ① 東日本大震災や、発生の切迫性が指摘されている首都直下型地震を踏まえ、津波や帰宅困難者への対応など、本市で課題となった事項について、必要な対策などを追加する。なお、地震被害想定の見直しによらず、修正が可能な事項については早急に修正し、中長期的に対応すべき事項については第2期修正として、平成25年度上半期をめどに修正する。
- ② 前回修正(平成18年度)からの時点修正および国や県の計画の修正内容を反映する。
- ③ 資料編を充実させる。

まず、①については、東日本大震災の発生を受けて、本市でも課題となった津波対策、帰宅困難者対策、男女共同参画の視点への配慮、土砂災害・宅地災害対策および自主防災組織などの育成等について、新規または内容の拡充を図ることとした。

次に、②については、平成22年度末に公表した本市の「地震被害想定調査」、「地震防災戦略」、「業務継続計画」、「備蓄計画」を反映するとともに、国の防災基本計画や、県の地域防災計画の修正内容についても、併せて反映することとした。

最後に、③については、震災対策編の修正内容を踏まえ、最新の内容に修正するとともに、内容の充実を図ることとした。

なお、こうした考え方については、平成24(2012)年2月に公表した「『東日本大震災対策検討部会』中間取りまとめ」の中で、詳細に記載し、順次見直しの作業を進めてきたところである(図2)。

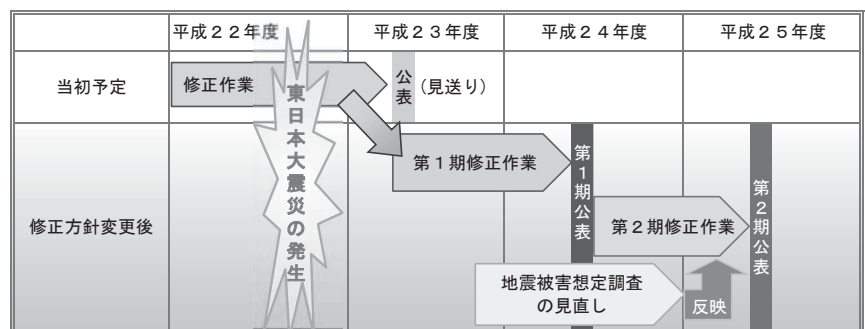


図2 川崎市地域防災計画見直しのスケジュール

#### 4 地域防災計画(震災対策編)第1期修正 (平成24(2012)年7月10日公表)の概要

前章でも述べたように、東日本大震災を受けて早急に対応が可能な事項を中心に対策を講じることで、川崎市民の安全・安心を確保すること等を目的として、次の修正方針に基づき、第1期修正を行った。

- ① 被害想定調査結果にかかわらず、早急に対応すべき項目を修正することにより、市民の安全・安心の確保を図る。
- ② 修正を早めることにより、各局室区の計画等への早期反映を促す。
- ③ 関係機関の計画等への反映を早めることで、関係機関における防災機能の強化を図る。

まず、①については、前述した見直しに当たっての基本的な考え方に基づき、東日本大震災において本市でも課題となった津波や帰宅困難者への対策等について、早急な対応を図ることで、市民の安全・安心の確保を図ることとしたものである。

次に、②については、地域防災計画を早急に修正し、これに基づく各局室区の個別計画も早期に見直すことで、庁内の災害対応能力の強化を図るものである。

最後に、③については、ライフライン事業者、鉄道事業者、道路事業者等で構成される指定公共機関などの防災計画を②同様に早急に修正することで、関係機関における防災機能の強化を促進するものである。

なお、第1期修正において、具体的に加筆・修正を行った項目については、次のとおりとなっている。

特に、帰宅困難者対策の推進、津波対策の推進、高層集合住宅の震災対策については、東日本大震災を受けた主な対策として、大幅な加筆等を行った。

#### 【第1期修正において具体的に加筆・修正を行った項目】

##### 帰宅困難者対策の推進

あらゆる機会を通じて「むやみに移動を開始しない」ことの普及・啓発促進、事業所等に対する働きかけ、公園の活用・整備の考え方についての検討

##### 津波対策の推進

津波避難施設の指定・拡充および陸間(りくこう)など海岸保全施設の改良等についての計画的な実施

##### 高層集合住宅の震災対策

市・市民・事業者の責務・役割の明確化と、震災対策用施設の整備誘導

##### 男女共同参画の視点への配慮

被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮、地域防災活動における女性の参画推進

##### 震災に対応するための情報システムの整備

災害応急対策の円滑な実施等を目的とした総合防災情報システムなどの整備、運用に携わる職員の機器操作の習熟

##### 緊急地震速報の伝達

市役所および区役所庁舎等の市施設における緊急地震速報の活用

##### 緊急速報メールによる情報伝達

緊急速報メールを活用した文字による迅速な情報提供

##### 児童生徒の保護についておよび臨時休業の措置

震度5強以上の地震が発生した場合における児童・生徒の保護についておよび、臨時休業の措置を新たに策定

#### 5 地域防災計画第2期修正(平成25年度上半期公表予定)に向けて

平成25年度上半期をめぐりとした地域防災計画第2期修正の公表に向け、地震被害想定調査結果等を反映し、地域防災計画全体を見直すことにより、本市の地震災害対策をさらに強固なものにするため、現在、次のような修正方針に基づき、作業に取り組んでいる。

- ① 現在実施している地震被害想定調査や、同調査結果に基づき修正を行う地震防災戦略、備蓄計画、業務継続計画等の各種防災計画等を反映し、発生切迫性が叫ばれている首都直下型地震や、津波警報発表時等の対策を強化する。
- ② 臨海部における災害の未然防止と被害の拡大防止を図り、地震・事故等の災害から、市民の生命、身体、財産を保護することを目的に、平成



24年度末をめどに新たに策定作業中の「川崎市臨海部防災対策計画」を反映し、臨海部における総合的な防災対策を強化する。

- ③ 今回の震災対応の検証等を踏まえ、自助・共助に基づく地域防災力の強化や、対策本部等、行政の災害対応力の強化に向けた各種項目の修正などを実施し、市民・企業・行政の役割分担と協働による危機管理体制の強化・充実を図る。

## 6 おわりに

大正12(1923)年に発生した関東大震災をきっかけに「防災」という言葉が生まれたとされている。以来、どこかで災害が発生するたびに、私たちはこの言葉を耳にしてきた。

しかしながら、科学技術が発達した21世紀の今日においても、災害を未然に防ぎ、災害による被害を0(ゼロ)にすることは難しい。ましてや、地震を正確に予知することは困難を極める。

災害への取り組みは、自助・共助・公助の三つがしっかりと機能することで、大きな力を発揮する。公助を担う行政組織の一員として、地域防災計画の見直し・修正を行う上で、行政の独り善がりとなつてはならず、パブリックコメント手続制度の活用など、広く市民から意見を聞き、反映していくことが大切である。今後、地域防災計画第2期修正案を、さまざまな機会を通じて皆さまにお知らせし、多くの建設的な意見をいただけるようお願いすることとなるが、私たち市役所職員も、第2期修正案がより良いものとなるよう、今まで以上に気持ちを引き締めて修正作業に臨まなければならない。

今後、地域防災計画第2期修正案をもとに、一層の「防災」への取り組みを進めるとともに、併せて「減災」をキーワードとして、被害を軽減し、市民の生

命および身体を守り、安全・安心を確保できる、災害に強いまちづくりを推進していきたい。

※1 スロッシング

液体を入れた容器が振動した場合に、液体の表面が大きくうねる現象。  
地震の揺れによって石油タンクなどで大きなスロッシングが生じると、浮き屋根が破壊され、漏洩や火災などの災害を引き起こす原因となる。

※2 東日本大震災

平成23(2011)年3月11日に発生した東北太平洋沖地震による災害およびこれに伴う原子力発電所事故による災害については、「東日本大震災」と呼称する。

# 高層集合住宅の震災対策の推進

～ 自助・共助・公助の取り組み～

まちづくり局企画課 担当係長 北村 岳人



## 1 はじめに

東日本大震災では、市内の高層集合住宅<sup>\*1</sup>においてもエレベーター、水道および電気といったライフラインが停止し、高層階に居住する市民の日常生活に支障を来した事例があった。今後30年以内での発生確率が高いとされる東海地震をはじめ、首都直下型地震などの震災への備えが急務となっていることから、東日本大震災における首都圏の被害状況を鑑み、安全で安心して暮らせるまちづくりへの取り組みの強化が一層求められている。

この経験から、震災によりライフラインが停止した場合においても、高層階の居住者が自立生活できるよう、生活必需品や避難等に必要な用具の備蓄スペースを確保し、低層階部分には停電時でも利用可能なトイレを設置する必要性を認識した。

こうした状況に対応するため、自助・共助・公助の考え方にに基づき、高層集合住宅の震災対策として「高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱」（以下「要綱」という。）を平成24(2012)年3月に制定し、同年7月1日に施行した。

本稿では、要綱の内容と取り組みについて紹介する。

## 2 本市における高層集合住宅の現状と他都市の状況

川崎駅周辺や小杉駅周辺をはじめ、市内各地で高層集合住宅が供給され続けており、今後も市街地再開発事業や民間開発による新たな建築が予定されている。

既存の市内の地上10階以上の共同住宅（店舗併用を含む）の棟数は、合計749棟である（表1）。

一方、東京都中央区や港区などでは、建築主に対して災害対策用の施設等の設置を条例などで基準を定める他、大阪市では防災力強化マンションの認定制度を設けている。東日本大震災を踏まえ、本市においても高層集合住宅の震災対策の必要性が高まり、平成23年(2011)年春先からまちづくり局内を中心に要綱制定に向けた制度設計を進めた。

表1 川崎市内の地上10階以上の共同住宅(店舗併用を含む)の棟数(平成22(2010)年都市計画基礎調査)

(棟)			
川崎区	幸区	中原区	高津区
283	142	100	100
宮前区	多摩区	麻生区	計
22	43	59	749

## 3 要綱策定に当たったの基本的な考え方

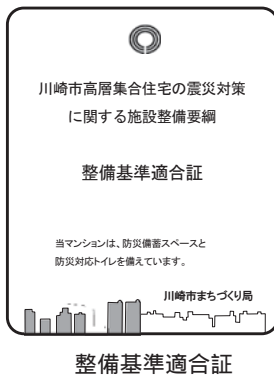
市民の基本的責務として、地震の発生に備え、家庭において最低3日分の食糧や飲料水等の備蓄の確保に配慮することが求められている。自助・共助・公助の考え方により、市民・事業者・行政がそれぞれの責務と役割を果たし相互に連携して協力していくことは重要である。万が一の震災に備え、ライフラインが復旧するまでの間、高層階の居住者が自立した生活を送れるよう、高層集合住宅を建築する事業者に対して、震災対策用の防災備蓄スペースの確保や、低層階に停電時でも利用可能な防災対応トイレの設置に努める制度を制定し、整備誘導を推進し

ていくこととした。

整備誘導方策として、防災備蓄スペースと防災対応トイレの整備を実施した場合には、災害時に対応した住宅であることを示す適合証を交付し、事業者の同意を得てホームページで公表することとした。

また、建築基準法に基づく許可基準で、防災備蓄倉庫については、既に容積率の緩和<sup>※2</sup>の対象となっていたが、防災機能の確保を図るため、停電時でも使用可能な防災対応トイレを許可対象施設へ追加することや、防災備蓄倉庫の設置に関する容積率緩和の手続きの簡素化を図るため、建築基準法に基づく許可に係る包括同意基準を要綱の施行に併せ制度化した。

こうした動向を踏まえ、国内での防災意識の高まりや、防災備蓄倉庫の設置事例が増加している状況を考慮し、国は、防災備蓄倉庫を容積率の算定に算入しないこととする建築基準法施行令を平成24(2012)年9月に施行した。



#### 4 要綱の内容と施行後の動向

##### 概要

要綱は、地階を除く階数が10以上の建築物のうち、共同住宅の用途に供するもの（共同住宅以外の用途を併用する場合を含む）を対象とし、事業者は、高層集合住宅を新たに建築しようとするときは、居住者の震災対策の用に供する震災対策用施設（防災備蓄スペースおよび防災対応トイレ）の整備を行うよう努めるものとしており、いわゆる努力規定とした。

防災備蓄スペースは、震災時の備えとして必要な備蓄品を共同で備蓄するためのもので、地階を除く階数10以上の階の居住者が利用可能な位置（各居住階からの最長歩行距離が2層以内）に設置することとしている。

防災対応トイレは、直結給水方式その他停電時に使用可能な設備等を有するトイレとし、当該高層集

合住宅内に設置する場合以外に、敷地内の別の建物に設置する場合、同じ団地内の別棟に設置されている場合、あるいはマンホールトイレを設置する場合が考えられる。

要綱制定過程におけるパブリックコメントの中で、既に建築確認を取得している物件であっても、基準を満たす対策を講じた場合には、整備基準適合証の交付を受けたい意見が寄せられ、高層集合住宅の震災対策を推進していくため、既存の高層集合住宅や新築工事に着手している場合であっても施設整備基準に適合する場合には、新築のケースと同様に整備基準適合証の交付等が可能となるよう要綱を制定した。

居住者が容易に確認できる位置に、震災対策用施設であることが一目で分かるように記載した表示板を設置してもらうことも要綱で定めている。

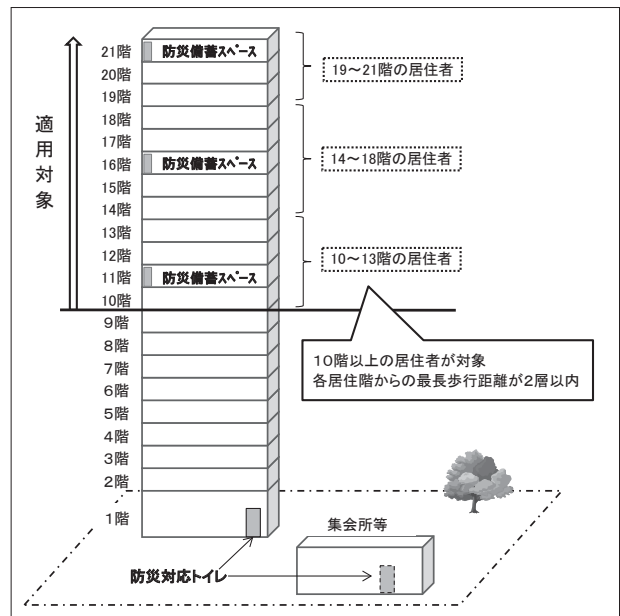


図1 震災対策施設の整備イメージ(21階建ての場合の一例)

表2 震災対策用施設

施設	整備基準
1 防災備蓄スペース	所要の食料、飲料水、簡易トイレおよび生活必需品等を備蓄できる大きさを有すること。 停電時に使用可能な照明器具等を備えたものであること。 地階を除く階数10以上の階の居住者が利用可能な位置（各居住階からの最長歩行距離が2層以内ごと）に設置すること。
2 防災対応トイレ	居住者が共同で使用できる避難階の共用部分に、停電時に使用可能な照明器具等を備えた防災対応トイレを1箇所以上設置すること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 高層集合住宅内部に設置できないものの、隣接する同じ敷地内の別棟の建築物の内部に、防災対応トイレを設置することができる場合 防災住民組織（町会、自治会等を単位として自主的に結成された防災組織をいう。）が同じ団地内の別棟の建築物の内部に、利用可能な防災対応トイレを設置する場合 高層集合住宅内部に設置できないものの、敷地内の下水道マンホール内に直接廃棄する簡易設置タイプの防災対応トイレを設置することができる場合

### 維持管理等のガイドラインの策定

具体的な維持管理方法に関するルール作りについては、管理組合や居住者で自主的に検討してもらうことが必要であるため、維持管理等のガイドラインを要綱の制定に併せて策定した。

その内容としては、防災備蓄スペース（機能、容積、備蓄品等）や防災対応トイレ（設置位置や場所、機能等）などの日常の維持管理に関すること、備蓄品の選定や計画的購入・更新に関すること、震災発生時における防災備蓄スペースの開閉方法等が含まれる。

### 要綱制定後の動向

要綱制定後、市民説明会や個別相談を行うとともに、パンフレットを作成し、制度の普及啓発に向けた取り組みを進めている。

### 適合証の交付

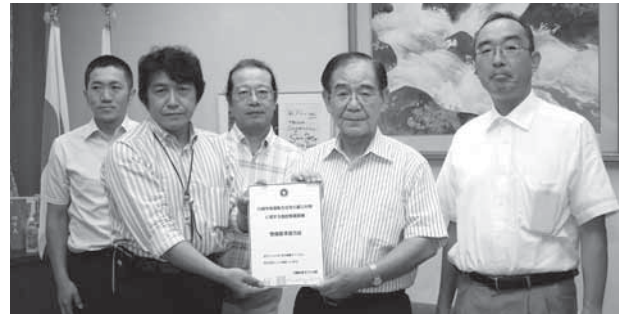
平成24年(2012)年9月5日には第1号の適合建築物として、既存の高層集合住宅に対し適合証を交付した。この高層集合住宅は、武蔵小杉にある「パークシティ武蔵小杉ミッドスカイトワー」で、各階のゴミ置き場を活用して防災備蓄スペースを設け、キャビネットに食糧や飲料水、簡易トイレ等を備蓄している。

各住戸には、エコキュートを設置しており、震災

時には貯留水を飲料水等として使用することが可能である。また、防災対応トイレは、1階の共有スペースに3カ所設置し、停電時でも利用できるよう直結給水方式で懐中電灯を備えている。今後は5階に1基設置している無線機を各階の備蓄スペースにも備え、震災時における安否確認の充実を図り、日頃からの住民による絆を深め、何か困った時にはお互いさまの気持ちで助け合う試みが進められている。

また、隣接する小杉駅周辺での高層集合住宅では、NPO法人小杉駅周辺エリアマネジメント<sup>※3</sup>による、地域住民が主体となった防災面でのマンション間の横のつながりが進められている。

本市としては、この第1号の事例がモデルケースとなって、市内の他の高層集合住宅にも広がることを期待している。



第1号となる適合証交付



第1号の適合建築物（パークシティ武蔵小杉ミッドスカイトワー）の防災対応トイレの表示（左）と備蓄スペース（右）

建築基準法や都市計画法を活用した場合の誘導方策  
建築基準法に基づく総合設計制度<sup>※4</sup>や都市計画法による地区計画などを活用した場合における誘導方策として、総合設計制度の許可基準については、防災備蓄倉庫および防災対応トイレの設置を義務化する改正を平成24(2012)年7月に施行した。また、地区計画等の手法を用いて都市型住宅を計画する場合には、事業者等との協議の中で、防災備蓄倉庫等の設置を指導・誘導することとしており、地区計画の

計画書に記載することで、設置の担保を図っている。

### 今後の課題

東日本大震災を機に、市民の防災意識が高まっていることは、平成24年度第1回市民アンケート調査からも実感できる。「懐中電灯など停電の備え」の他、「3日以上のお米や飲料水の備蓄」を東日本大震災後に新たに行うようになった、と回答が寄せられた。

特に高層集合住宅は、規模や大きさ、世帯数、世帯構成などさまざまなケースがあり、また、自助の概念から各世帯で食糧を備蓄すべきであるといった考え方もあることから、今後、共助とどのようにバランスを図るのが課題である。ライフラインが停止すると高層階に居住する住民が孤立する恐れがあることから、家庭で日頃の備えを考えて実践しておくとともに、居住者や管理組合で自発的に検討を重ね、定期的な防災訓練も実践していくことで、住まいの価値が向上すると考える。

要綱施行から半年が経過し、新築の高層集合住宅への震災対策用施設の整備を誘導する他、既存の高層集合住宅に対する普及・啓発の働きかけも行っていく必要がある。自主防災組織の「防災備蓄資器材購入助成制度」や「活動助成」の活用も住民意識が向上する方策として積極的に利用してほしいと考える。

条例化あるいは義務化については、防災備蓄スペース等の整備状況やその効果を見極めながら、その必要性を今後検討していく。

## 5 高層集合住宅の最近の動向～防災と環境～

最近の傾向として、特に高層集合住宅では、防災力を高めた住宅づくりが求められている。こうしたニーズに応えるために、マンション事業者は、飲料水の確保や非常用発電機、備蓄倉庫の設置はもちろん

ん、液化化対策、太陽光発電、太陽熱を利用したガス温水システムといった環境面での対策を進めている。さらに、震災対策や維持管理のマニュアル作成を支援する例もある。いわば、「防災」と「環境」がテーマとなっている。

さらに、マンション全体のスマート化として、各住戸にHEMS<sup>※5</sup>を採用したエネルギーの見える化や、EV車と充電器を連携して電力のピークカットを行うなどの取り組みが進められている。

いずれにしても、こうしたハードの整備にとどまらず、居住者間のコミュニティの形成や醸成が重要であり、日頃から住民間の関係を密にすることで、災害時の対応が円滑に運び、ひいてはマンション全体の価値の向上にも寄与すると考える。

## 6 おわりに

関東大震災後に帝都復興院総裁だった後藤新平は、東京の100年先を見据えた復興に取り組んだ。先人の経験と知恵がありながら、このたびの東日本大震災の復興が思うように進まないことに、歯がゆい思いがしてならない。

その後藤の持論である「自治三訣」に、『人のお世話にならぬよう(自助)、人のお世話をしよう(共助)、そして報いを求めぬよう(奉仕)』という言葉がある。高層集合住宅あるいは戸建住宅のどちらに居住していても、日頃からの備えを実践し、いざという時に、自分の身を守りつつ、お互いに助け合う心が持てる川崎市民でありたい。

いつまでも住み続けたいと思われる川崎市のまちづくりを進める行政マンとして、これからもその役割を果たしていきたい。

1 高層集合住宅  
消防法第8の2の規定により、高さ31mを越える建築物とされており、概ね10以上の階が相当する。要綱では、地階を除く階数が10以上の建築物のうち、共同住宅の用途に供するもの（共同住宅以外の用途を併用する場合も含む）と定義した。

2 容積率緩和  
容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合)を算定する際、延べ面積に算入しないことができる容積率制限の特例。

3 NPO法人小杉駅周辺エリアマネジメント  
小杉駅周辺の超高層マンションの住民を対象として、平成19年(2007年)に設立。地域に根ざした取り組みとして、コミュニティづくりや良好な

住環境の実現をはじめ、地域防災力の向上にも力を注いでいる。

4 総合設計制度  
敷地内に一般の歩行者等が利用できる空地などを設けることにより、市街地の整備改善に貢献する建築物について、建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく許可を受けることで、容積率等の割増しを受けることができる。

5 HEMS  
Home Energy Management System。家庭におけるエネルギー管理を行う機器。電気やガスをはじめ、太陽光発電などの情報を一括して収集・管理することで、エネルギーの見える化と最適なエネルギー利用の自動制御を行う。

# ミュージア川崎の「再興」に向けて

～ホール復旧に要した約2年間～

市民・子ども局市民文化室 担当係長 齋藤 正



## 1 はじめに

東日本大震災の影響を受け、甚大な被害に見舞われた「音楽のまち・かわさき」のシンボル、ミュージア川崎シンフォニーホール(以下「ホール」という。)は、平成25(2013)年4月1日にリニューアルオープンすることとなったが、休館を余儀なくされた約2年間は、ホールを復旧する期間であるとともに、これまで築き上げてきた「音楽のまち・かわさき」の灯を絶やさぬための期間でもあった。

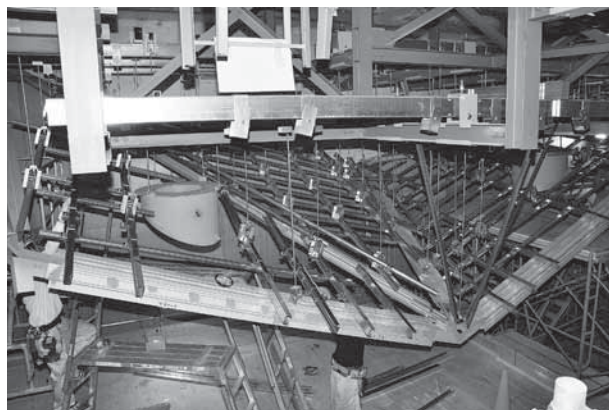
## 2 なぜ復旧に2年もの月日を要したのか

ホール復旧工事は平成23(2011)年10月からの着工であったが、ホール天井被害後、まず取りかかったのは、被害を拡大させないための応急措置とともに、復旧工事と並行して実施された原因把握のための被害調査であった。有識者に依頼したこの調査は、約1年をかけて行われたが、被害原因の把握とともに、その結果を新しい天井設計に反映させるためのものでもあった。また、調査結果を反映した設計は、有識者による評価を受けるとともに、工事請負業者による天井実物加振実験も行われた。ホール復旧のための安全への取り組みはこのとおり万全に行われたのだが、さらに世界的に評価の高かった音響性能を復元させることについても多くの時間を要することとなった。

また、ホール天井の天井仕上げ材等の約7割が脱落したホール内では、天井部材とともに緊結されていた空調設備、電気・通信設備等も落下し、その衝

撃や荷重により、客席、床、壁、舞台吊物機構等が損傷を受けていた。さらに天井脱落部分に限らず、天井全てを新しく耐震性を向上させた天井とするため、脱落していない箇所についても限られた空間で安全を確保しながら慎重に解体・撤去作業が行われた。これらの作業に多くの時間を要することになり、新しい天井の施工に着手したのは平成24年度に入ってからとなった。

安全な天井施工を行うためのスタートラインにつくまで、これほどの時間を要するほど、被害は甚大だったのである(工事が完了したのは平成24年(2012)年12月25日であった)。



新しい天井の施工状況

## 3 「音楽のまち・かわさき」の灯を絶やさぬために

ホールが使用できない中、「音楽のまち・かわさき」の灯を絶やさぬために、本市のフランチャイズオーケストラである東京交響楽団、ホール指定管理者、市内音楽大学等の協力を得ながら、「フェスタサマー

ミュージア」等ホールで行ってきた公演を、他施設を用いての代替公演事業として行い、市民へ良質な音楽を提供し続けた。会場が変更となることで、さまざまな制約が伴いはしたが、ホール以外の施設で公演を行うことは、新たな客層を獲得する機会ともなり、「音楽のまち」のさらなる取り組みの可能性を感じさせるものとなった。また、この事業に併せてホール天井耐震安全性についてのパネル展を行い、来場者に直接安全性を伝えるとともに、復旧状況については市HP、広報紙「Resound」、市政だより等で公開し、ホール天井の安全性のPRにも注力した。このような中、友好都市であるオーストリア・ザルツブルク市およびザルツブルク音楽祭からは20万ユーロ、また国内からも多くの支援をいただき、合計で約2,300万円もの寄附が寄せられた。平成25(2013)年4月7日に行われるリニューアルオープンコンサートでの市民招待や東京交響楽団PRコーナーの設置など、今後のホール、「音楽のまち・かわさき」の発展のために活用していく予定である。

#### 4 リニューアルオープンの1年、そして開館10周年へ

リニューアルオープンの年となる平成25年度は、4月1日の式典を皮切りに、リニューアルコンサートをはじめ、魅力ある公演を取り揃えている。特に11月には、「奇跡の1週間」として世界三大オーケストラ、「ウーン・フィルハーモニー管弦楽団」、「ベルリン・フィルハーモニー管弦楽団」、「ロイヤル・コンサートヘボウ管弦楽団」が公演を行うこととなり、新聞等でも大きく取り上げられた。また、ホール公演だけではなく、休館中に代替公演事業として行ってきた他施設での公演を継続させるとともに、さらに、新たな展開として、市制記念日でもあり、ホール開館日である7月1日を「ミュージアの日」として、小中学生を対象としたイベント等を行っていく予定である。今後、寄附金等も活用しながら、リニューアルにふさわしい1年となるよう、また「音楽のまち・かわさき」のさらなる推進が図れるよう、シンボル施設であるホールを中心とした取り組みを行っていくものである。

ホール被害から約2年という期間を要することとなったが、無事にホールが復旧し、リニューアルオープンを目前とした今、これからはこのような取り組みを通じて、再びホールに足を運んでいただくことが、真の意味での復旧であると考えている。

復旧工事完了前に行われた東京交響楽団の試験的な演奏(サウンドチェック)の後、同楽団桂冠指揮者である秋山和慶氏からは、「開館当初の響きが戻っており、年月を経て乾燥を重ねることにより、以前にも増してさらにすばらしい響きになると確信しています」とのコメントが寄せられている。世界的に評価の高い音響性能が復元された安全なホールで、ぜひとも良質な音楽に触れていただきたい。

リニューアルオープンの1年、ホール復旧に寄せられた多くの方々のご支援に感謝しながらホールの魅力を発信し、平成26(2014)年の開館10周年へとつなげていきたい。



復旧工事完了後のホール(震災前と同形状)

## 防災特集

# 区役所の危機管理担当

～ 防災の観点から ～

高津区役所危機管理担当 担当係長 **並木 麻**



「高津区役所危機管理担当です」。この発声しにくい電話応対もようやく板についてきた。

平成24(2012)年4月、各区役所に「地域安全」「地域防災」という二つの担当で構成される“危機管理担当”が誕生した。防災、災害対応、防犯や交通安全など市民の安心・安全に関わる業務を一つの部門に一元化し、組織的にも区長、副区長直轄とすることで情報伝達・意思決定の速度を向上させ、現場の最前線で市民の命や財産を守る立場にある区役所の危機管理体制の強化を狙ったものである。防災に関しては、従来総務課が担っていた区災害対策本部の設置・運営を前提とした区の内部統制に関する業務と、地域振興課が担当していた地域における自主防災組織の活性化や市民啓発等、地域防災力の強化に関する業務を、この危機管理担当において一気通貫で取り扱う。

各区では「区地域防災計画」を策定し、それぞれの地域特性に対応した活動を行っている。高津区の特徴の一つ「防災ネットワーク会議」は、区内の公共機関、公立私立学校、民間企業、医療機関等が、相互に連携・協力して大規模災害時の混乱を最小限に食い止めるための情報共有の場として平成23(2011)年11月に立ち上がった。その後、帰宅困難者対策や医療救護所等の部会を設け、より具体的な課題解決に向けて協議を進めている。

また、訓練・研修の充実にも取り組んでいる。4月の人事異動後、間を置かず5月に実施している区災害対策本部設置訓練や、阪神淡路大震災を実際に体験した人たちのヒアリングをもとに開発された「クロスロード」というゲームを採り入れた職員研修など、個々の職員が災害時の役割を理解し体得するためのより実践的なプログラムを、高津消防署と連携してノウハウを吸収しながら実施

し、区災害対策本部の強化を図っている。

今後はさらに、他区の先進的な活動についても、“いいとこどり”で積極的に取り入れていく予定である。防災関連施設や要援護者の位置情報、自主防災組織訓練、避難所運営会議等の地域の防災に関する情報を、川崎市統合型地図情報システムやホームページを活用し共有している多摩区の事例や、防災フェアの実施やまちづくり協議会との連携で防災ニュースを定期発行するなど、区民向けの啓発に力を入れている宮前区の取り組みなどが参考になると考えている。

地域防災力の向上のためには、本部機能の強化はもちろん、各地域の避難所運営会議の活性化、市民の防災意識の向上などまだまだ多くの課題がある。これらの解決・前進に向けては、区民や地域の自主防災組織はもとより、地元事業者、総務局危機管理室をはじめとした関係局、他の区役所や自治体など、さまざまな主体との連携が不可欠である。区役所の危機管理担当がこれらの「地域防災ネットワーク」のハブ機能を担い、より実効的なものにしていくことで、着実に防災に強いまちづくりを進めていかななくてはならない。



平成24年度高津区防災ネットワーク会議の様子



# 生田緑地におけるパークマネジメントの展開

～ 指定管理者制度の活用と総合的なマネジメント体制の構築に向けて～



総合企画局公園緑地まちづくり調整室 担当係長 坂本 篤史

## 1 はじめに

生田緑地は、昭和16(1941)年に川崎都市計画緑地第1号として指定された緑地であり、川崎市の北西部、多摩丘陵の一角に位置する市内随一の緑の宝庫である。小田急線向ヶ丘遊園駅から約1kmと近く、JR南武線および小田急線登戸駅やJR南武線宿河原駅からも徒歩圏にあり比較的アクセスの良い位置に立地している。

多様な動植物、歴史的な遺跡などが残されているとともに、展望台のある枳形山広場などさまざまな公園施設の他、川崎市岡本太郎美術館、川崎市立日本民家園、かわさき宙と緑の科学館（川崎市青少年科学館）、平成23(2011)年9月にオープンした川崎市藤子・F・不二雄ミュージアムといった個性豊かな文化施設が立地している。

この川崎市にとって貴重な地域資源である生田緑地について、市民のコンセンサスのもとに生田緑地の将来像を考え、その将来像に向けて日々成長と変化をもたらすよう管理運営を行えるようなマネジメント体制を構築しようというのが、生田緑地におけるパークマネジメントの趣旨である。



緑豊かな生田緑地

## 2 パークマネジメントとは

パークマネジメントとは、「公園の魅力や可能性を発掘し、資質を向上させる視点から管理を行い、その結果を評価して、継続的に“業務の改善”を行っていく仕組みのことである」<sup>\*1</sup>と捉えられる。平成15(2003)年の地方自治法改正により導入された指定管理者制度は、一般的に利益を生み出しにくいと考えられる都市公園にも導入されるようになった。そのことにより、都市公園も単なる維持管理の対象というだけではなく、都市公園を自治体としてどのようなビジョンを持って民間事業者に管理運営させたいのかが問われるようになった。自治体は市民のコンセンサスをもとに公園の将来像を明確にし、指定管理者が、その将来像を実現するために自治体と連携してマネジメントサイクルを構築して、管理運営を行っていく時代になりつつある。一般的に、このような流れを捉えて、パークマネジメントという言葉が使われるようになってきている。

## 3 川崎市におけるパークマネジメントの検討体制

本市においても、大師公園など都市公園に指定管理者制度を導入しているが、市民のコンセンサスをもとに公園の将来像を明確にし、その将来像に向けた仕様書を表して、管理運営におけるミッションを明確にした上で、指定管理者が中心となってマネジメントを行っていくという、一般的なパークマネジメントの取り組みはこれまで行われていない。

本市では、平成21年度から総合企画局に公園緑地

まちづくり調整室を設置し、川崎を代表する都市公園である富士見公園、等々力緑地、そして生田緑地の三大公園緑地について、大規模施設の改修等に伴う再編整備を進めるとともに、周辺のまちづくりと連携した取り組みを行ってきた。三大公園緑地のうち、生田緑地については、大規模な施設の更新を伴う再編整備が平成24年度中には完了することから、再編整備後の新たな管理運営体制についても、パークマネジメントの視点から具体的な検討を進めてきた。本市最大の都市公園である生田緑地において、生田緑地独自のパークマネジメントを検討・実践し、その成果を他の大規模公園にふさわしい形にアレンジして展開させていくというのが川崎市におけるパークマネジメントの当面の目標である。

#### 4 生田緑地を取り巻く状況と生田緑地ビジョンの策定

平成22(2010)年に生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が日本で開催されるなど、生物多様性の重要性が一般に広まりつつある一方で、生田緑地においては、平成23(2011)年9月の川崎市藤子・F・不二雄ミュージアムのオープン、平成24(2012)年4月のかわさき宙と緑の科学館(青少年科学館)と中央広場のリニューアルオープン、情報発信拠点としての東口ビジターセンター・西口サテライトのオープンなど、ここ数年で新たな施設の設置や既存施設の大規模改修など、再編整備が大きく進められた。

そのような状況から、生田緑地の豊かな自然環境と地域資源としての役割が重要度を増す中で、生田緑地の価値と魅力を維持・向上させていくためには、生田緑地が目指すべき将来像からあらためて議論する必要が生じていた。

そのため、本市では、平成20(2008)年5月に「生田緑地運営の基本的考え方」を策定するとともに、平成21(2009)年11月に「生田緑地ビジョン策定検討委員会」を設置し、東京都市大学の涌井史郎教授を委員長に迎え、生田緑地に関係する学識経験者、市民団体、地域団体、公募市民など、さまざまなステークホルダーの参加を得ながら、市民懇談会の実施やパブリックコメントの実施など、市民のコンセンサスのもとに「生田緑地ビジョン」を平成23(2011)年

3月に策定した。

生田緑地ビジョンは、これまでの経緯などを踏まえ、生田緑地に関わるさまざまな主体が共通の想いを持って活動や取り組みを進めることができるよう、誰もが共有できる生田緑地の目指すべき将来像を示す構想として策定したものである。

生田緑地ビジョンの基本理念(生田緑地のめざす将来像)は、「豊かな自然・文化・人・まちが共に息づき緑がつなげる持続可能な生田緑地の実現」であり、「緑地の存在効用(保全)を前提とした利用効用(利用)との調整により、両者が好循環するしくみをつくる」ことにより目的の実現を図ることとしている。



生田緑地の情報発信拠点「東口ビジターセンター」

#### 5 生田緑地におけるパークマネジメントの展開

生田緑地ビジョンに記載されている施策の基本方向は、管理運営に関することが中心となっている。中でも、「横断的な管理運営体制の構築」と「協働のプラットフォームの構築」を生田緑地におけるパークマネジメントの基本的な仕組みづくりと捉え、平成25年度からの実現に向けて、具体的な準備を進めてきた。

ここでは、パークマネジメントの主要な要素となる指定管理者制度の導入に絡めて、「横断的な管理運営体制の構築」を中心に述べていきたい。

平成20(2008)年5月に策定した「生田緑地運営の基本的考え方」においては、生田緑地の現状について、「生田緑地の持つ自然的資源や文化施設の魅力など、生田緑地全体の魅力が十分に発信できていない」と分析している。その対応方策として、生田緑地全体の魅力と利便性の向上を図るとともに、その魅力

を持続可能なものにする運営の仕組みの構築に向けて、「所管ごとの管理運営の枠を越えた横断的な管理運営体制の確立」、「指定管理者制度など民間活力の導入による専門的なノウハウの活用」、「緑地全体の魅力としての一体的な情報発信の推進」などを示している。

生田緑地ビジョンにおいては、「横断的な管理運営体制の構築」として、あらためて多様なステークホルダーや市民の意見を伺い、議論しながら、施策の方向性として決定したものである。生田緑地においては、緑地と各文化施設の管理が施設ごとに、いわゆる縦割的に実施されていることから、施設間の連携が十分に機能せず、効果的な情報発信ができていない状況があった。生田緑地の魅力が十分に発揮されていなかった状況を改善するために、生田緑地全体の広報や緑地と各文化施設の維持管理業務等を統合して、指定管理者制度による一体的・総合的な管理運営体制を構築するとともに、独自の運営展開が確立している博物館の学芸業務等の分野については、既存の活動を踏まえた運営を推進するというものである(図1)。

## 6 横断的な管理運営体制の構築に向けた課題

生田緑地ビジョンで方向性は定まったものの、実際に横断的な管理運営体制の事業スキームを構築し

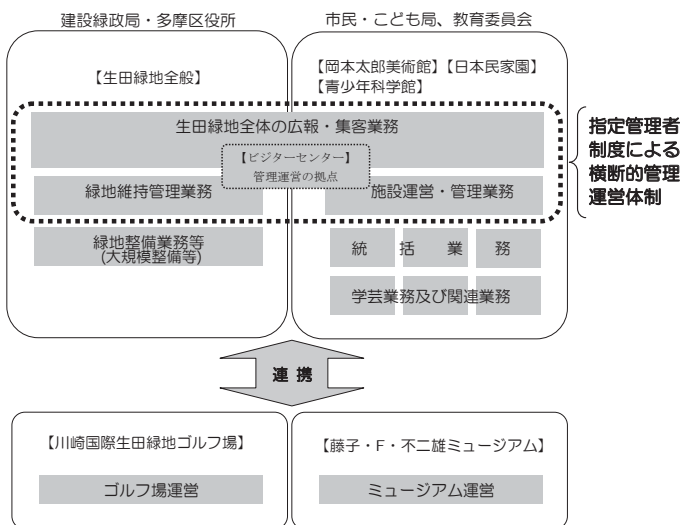


図1 横断的な管理運営体制のイメージ

ていく中で、特に指定管理者制度の導入という具体的な議論をめぐっては、多くの課題が存在した。そのような時にいつも考えたのは、生田緑地ビジョンにおける基本的な考え方である「豊かな自然・文化・人・まちが共に息づき緑がつなげる持続可能な生田緑地の実現」という原則に立ち戻ることであった。指定管理者制度の導入による効率性の追求よりも、民間の専門性や創意工夫で生田緑地がいかに生田緑地ビジョンの基本理念に近づいていけるのかという点に重きを置いて事業スキームを構築してきた。施設の所管局が複数にまたがっているという手続き的部分での課題も大きかったが、生田緑地の魅力の根源である自然環境と文化的資源を確実に守っていくということが、横断的な管理運営体制により生田緑地の魅力向上を図るための前提条件であり、主に次の2点を重要な課題と捉えていた。

### 協働型の緑地管理と指定管理者制度の親和性

生田緑地においては、市民と行政の協働による緑地管理が活発に行われており、市民活動団体等の主体的な活動により、貴重な自然環境が保全されている。この貴重な自然環境を将来にわたり保持していくためには、そのような活動を継続・発展させていくことが望まれており、そのことは、生田緑地ビジョンにおいても施策の方向性として明記されているが、それを指定管理者制度のもとでどのように実現していくかということは、横断的な管理運営体制の事業スキーム構築における最も大きな課題の1つであったと言える。

一般的な印象として、指定管理者として民間企業が入ると、利益追求が主となり、来園者を増やすことばかり考えて自然環境の保全がおろそかになるのではないかと、指定管理者は市民活動団体等の活動成果を自分達の成果として宣伝するのではないかと、といった疑念を抱かれがちであり、実際に市民活動団体等からもそのような心配の声が聞こえてきた。この点を踏まえ、指定管理者制度のもとで協働型の管理を行っているいくつかの公園を視察し、事例研究を行うとともに、市民活動団体等からも直接意見を伺いながら、どのような指定管理者ならば生田緑

地ビジョンに記載されている目的を達成できるのかを検討してきた。そのような検討過程を経て、本市としては、「自然の管理について十分な実力を持ちつつ、長年に渡る市民活動団体等による活動を尊重し、その活動を後方支援していくような指定管理者」ならよいのではないかという結論に行き着いた。

そのため、仕様書においては、「市民との協働による取組を尊重し、継続・発展させること」、「生田緑地の貴重な自然環境を、次世代にまで継承できるように保全するために、市民との合意形成を図りながら、順応的管理を心がけて適切な植生管理を推進すること」といった理念的なことはもとより、緑地の業務責任者には、動植物に関する専門的知識と公園管理の業務経験を有する人材の配置を必須とし、さらに、業務責任者と同様の専門性を有する人材を緑地の協働業務を専門に行うコーディネーター的な役割として置くことを必須とした。この協働業務の担当者は、指定管理者の導入に伴い新たに設置するものであり、その人件費相当分については、生田緑地と各文化施設の管理を統合して行うことにより見込まれるスケールメリットの一部を再投資する形で、指定管理料に上乘せを行った。

また、指定管理者制度の導入を機に、市民活動団体等に会議室や倉庫の貸し出しなどを行えるよう、生田緑地管理事務所を「ボランティア拠点」として改修し、その運営も指定管理者に委ねることとした。

このような仕様書の構成により、協働型の緑地管理を円滑に進め、いかに貴重な自然環境を保全していけるかという点が指定管理者の選定における重要な評価項目となった。

#### 博物館施設と指定管理者制度の親和性

文化施設の中でも博物館施設は、指定管理者制度が適さない施設の代表例として論じられることが多い施設である。理由としては、博物館活動の根幹である資料の収集や調査研究、展示の実施といった学芸業務は、専門性が高く、長期的な視点での取り組みが必要であり、5年間などの期間では人材の確保や育成が困難なため対応しきれないということが挙げられる。事実、他都市においては、指定管理者制度を導入したものの、自治体の直営に戻したという

事例も存在している。そのような中で、近頃、増えてきているのは「島根方式」と呼ばれている、島根県が最初に導入した、学芸業務は自治体が直接行い、施設維持管理、広報・利用促進などに業務範囲を限定して指定管理者制度を導入する方式である。生田緑地の三つの博物館施設（岡本太郎美術館、日本民家園、青少年科学館）についても、過去に指定管理者制度の導入が検討されていたが、学芸業務を安定的に実施する体制をどう構築するかが課題となり、導入を見送った経緯がある。

そのため、前述の「生田緑地運営の基本的考え方」を策定した頃から、生田緑地の三つの博物館施設については、この「島根方式」を前提に指定管理者制度による横断的な管理運営体制の構築を想定していた。生田緑地ビジョンにおいてもその考え方を踏襲し、学芸業務を直営で行う方式での指定管理者制度の導入の方針を明記している。

このような事業スキームとした中でも、指定管理者が、維持管理の面から美術品や文化財の保護という効率性とは相反する側面がある業務に関わっていくことについては、学芸業務を担う市職員からは、効率性の追求により軽視されていくのではないかという危惧の声が聞かれた。例えば、国指定の重要文化財等を有する日本民家園については、過去に民家園外から花火が打ち込まれ、初期消火が遅れたために、重要な古民家が焼損したことがあるが、このようなことを防止するために、有人による夜間巡回警備を実施している。これについては、指定管理者の事業提案の自由度を下げることに必要だが、現在行っている有人の夜間巡回警備を必須とし、必要な最



世界最高水準のプラネタリウムを有する  
「かわさき宙と緑の科学館（川崎市青少年科学館）」

低人数まで仕様書に記載することとした。このようにすることで、重要な文化財や美術品の保護を徹底する事業スキームとした。

## 7 生田緑地マネジメント会議について

生田緑地ビジョンにおいて位置付けられた、「協働のプラットフォーム」の具体的な形として、平成23年度から生田緑地マネジメント会議準備会を設置し、平成24年度末に生田緑地マネジメント会議を設置する方向で検討を進めてきている。生田緑地マネジメント会議とは、生田緑地に関わる、市民活動団体等、地域団体、商店街、大学など、さまざまな主体が生田緑地の運営を担っていくための組織であり、行政、指定管理者も一員として参加し、それぞれが協議調整しながら生田緑地の運営を行っていくものである。市と指定管理者が事務局として、会議の運営を行っていく予定である。

## 8 おわりに

生田緑地のパークマネジメントは、指定管理者による横断的な施設のマネジメントと生田緑地マネジメント会議による多様な主体の参画によるマネジメントを車の両輪とし、総合的なマネジメント体制として平成25年度から実行段階に移っていく。さらには、総合企画局公園緑地まちづくり調整室が担ってきた生田緑地のパークマネジメント業務を公園部門に移管し、行政側も緑地整備業務等も含めた総合的なマネジメントに対応できるよう生田緑地を専門に扱う組織整備を行う予定である。

平成24年度末までの状況としては、指定管理者の選定を終え、協働型の公園管理や文化施設の運営の実績を有する事業者を指定することができ、協働管理の充実、さまざまなメディアとの連携による緑地全体の広報・情報発信、地域連携による多様な自主事業の実施などの提案を受けているところである。また、生田緑地マネジメント会議についても、準備会での運営ルールづくりを終え、組織体制が固まったところである。

今後においては、指定管理者を中心として、生田

緑地の魅力の根源である自然環境と文化的資源をしっかり守った上で、施設間の連携、多様な主体間の連携を深め、効果的な情報発信など、これまで述べたような課題を一つ一つ解決することにより、生田緑地ビジョンの基本理念である「豊かな自然・文化・人・まちが共に息づき緑がつなげる持続可能な生田緑地の実現」に向けて、日々成長と変化をもたらしながら管理運営が行われることを期待している。



生田緑地の枅形山展望台

※1 田代順孝・中瀬勲・林まゆみ・金子忠一・菅博嗣 編著 (2011)「パークマネジメント 地域で活かされる公園づくり」p.14 学芸出版社

# 個人住民税の寄附金控除の対象となる 特定非営利活動法人の条例指定

～ 指定に当たっての基準設定の考え方～

市民・こども局市民協働推進課 担当課長 和田 敏一



## 1 はじめに

特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)は、さまざまな分野において活発に活動しており、複雑化・多様化した地域課題の解決や豊かな地域社会づくりに大きな役割を果たしている。しかしながら、その多くは資金不足の悩みを抱え、人材不足もあって事業展開に制約を受け、情報発信も不十分な状況にある。その結果、法人の活動への支持が広がらず、寄附等が集まらないまま、資金不足が解消されないという悪循環に陥っていることが課題となっている。

こうした中、平成23(2011)年6月の地方税法等の改正により、個人住民税の控除対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を、各自治体が条例で指定することができる制度、いわゆる「条例指定制度」が創設された。この制度の導入の判断や指定の基準等は、自治体の裁量に委ねられているが、行政等を介さずに市民からNPO法人への直接の寄附を促進する仕組みづくりは、「川崎市市民活動支援指針(平成13(2001)年9月策定)」の基本的な考え方である「市民社会の中で市民同士が相互支援」していくシステムを構築することであり、より自律的な市民活動の推進につながるものである。このため、本市においては、川崎市市民活動推進委員会における検討や市民意見交換会の開催、本市所管法人へのアンケート調査、パブリックコメント手続の実施等を通じて幅広い意見を取り入れつつ、平成24(2012)年6月、基準等に関する条例等を制定し、全国でも先駆的に制度の導入を図り、同年12月に初めての条例指定を行った。



市民意見交換会の様子

## 2 NPO法人制度の概要

条例指定制度を理解する上で、NPO法人制度全般について、これまでの経過とともに把握しておく必要があることから、ここではその概要を記すこととしたい。

### 認証制度

平成7(1995)年1月に阪神・淡路大震災が発生し、市民ボランティアが大きな力を発揮した。これを契機に、平成10(1998)年3月、市民活動団体が簡便に法人格を得られるよう、特定非営利活動促進法(以下「NPO法」という。)が制定され、NPO法人の「認証制度」がスタートした。NPO法人の認証とは、申請書の書面がNPO法の要件に基づいて作成されていることを行政庁が証明するというもので、その活動内容に対していわゆる「お墨付き」を与えるものではない。それ故に、認証を受けただけでは、社会福祉法人等に付与されているような寄附金控除に係る税制上の優遇措置はない。

## 認定制度

平成13年(2001)10月、資金不足に悩むNPO法人が、多様な税制優遇を受けられるよう「認定制度」が創設された。しかしながら、基準が非常に厳しかったことなどから、数度にわたる基準緩和が行われたものの、平成23(2011)年3月末日時点で認定を受けたのは、全国で246法人であり、全体に占める割合は約0.5%にとどまっていた。そのため、同年6月、「新しい公共」の担い手となるNPO法人を支援することを目的として、基準が大幅に緩和されるとともに、所得税と個人住民税を合わせて寄附金額の最大約50%の税額控除が受けられるようになるなど、制度の抜本的な見直しが行われた。

## 条例指定制度

前述したとおり、条例指定制度は、各自治体がNPO法人の名称等を条例に記載して指定することにより、当該自治体の個人住民税(市民税6%、県民税4%)の控除対象となる寄附金を受け入れる法人とすることができる制度である。また、法人事務所がある自治体で条例指定を受けると、認定制度の基準のうち、最も難しいとされるPST基準(パブリック・サポート・テスト:法人が広く市民からの支持を受けているかを示す指標)を満たすことになるため、認定を受けやすくなるというメリットがある。本制度を導入している自治体は、まだ少なく、認定制度に準じた厳格な基準を設定しているところから、自治体の区域内に事務所がある法人であればよいという寛容なところまで、状況はさまざまである。

## 3 条例指定に当たっての基本的な考え方

条例指定制度は、自治体の責任と判断により指定を行う制度であり、指定する基準も各自治体が独自に設定するものである。本市においては、具体的な基準設定に先立ち、対象法人や留意点について、次のとおり基本的な考え方を整理した。

### 対象とすべき法人の考え方

本市では、市民と行政による豊かな市民社会の実現に向け、「参加と協働による市民自治のまちづく

り」を推進するため、市民活動に対するさまざまな支援を行っている。条例指定の基準設定に当たっても、この点を重視し、地域に根ざした活動を行うNPO法人を幅広く指定の対象とすることにした。

### 制度設計に当たって留意すべき事項

制度設計に当たっては、次の点に留意して、本市の制度に反映させた。

- ① 市民同士の相互支援が促進されるような制度とすること
- ② 透明性や公平性の確保のため、条例等で可能な限り基準を明確化すること
- ③ NPO法人の事務負担軽減等に配慮した簡素な制度とすること
- ④ 県と市が基本的な考え方を共有し、柔軟に対応できるような制度とすること

## 4 指定基準の考え方

### 条例指定のための判断基準

条例指定されると税制優遇を受けられるため、指定NPO法人には一定の基準を満たす「公益性」があることが必要である。また、市民からの寄附金を適正に活用するという点からも「運営面での健全性」が求められる。このため、神奈川県と考え方を共有して、前者を判断する「公益要件」と、後者を判断する「運営要件」の二つの判断基準を設けることとした。

### 認定基準との関係性

認定制度の基準は、寄附金控除の対象となるNPO法人の判断基準として確立されており、参考となる指標である。また、条例指定を受けると、市内に事務所がある法人は、認定基準のうち、公益性を判断する主な基準であるPST基準を満たすことになる。そのため、条例指定制度の運営要件を認定制度のPST基準以外の「その他の基準」と共通化すれば、条例指定を受けた法人が認定申請に際して新たに課される基準が少なくなり、法人の事務負担の軽減を図ることができる。これらのことから、条例指定制度の基準は、基本的に認定基準を準用し、様式等も可能な限り共通化を図ることとした。

## 市内における公益的活動の実績

これは、NPO法に規定された「不特定かつ多数のもの」の利益の増進に寄与する活動、すなわち「公益的活動」を、市内において継続的かつ確実にやっていることを確認するための基準である。NPO法人はさまざまな活動を行っており、一律の指標で活動の実績を判断することは適切でないと考えられる。このため、毎年提出され、広く一般に公開されている事業報告書等とともに、法人が作成している既存のパンフレットなど、活動実績を客観的に証明できる書類により、外部委員からなる新規設置の審査会において総合的に判断することとした。

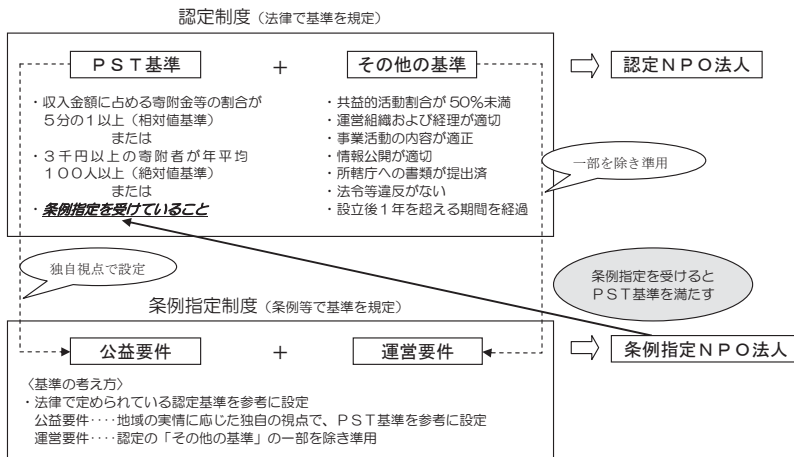


図1 認定制度と条例指定制度の基準の関係

### 「公益要件」の考え方

条例指定制度の公益要件の難易度は、地域で活動するNPO法人を支援するという制度趣旨や、認定・条例指定制度の税優遇の差異からも、認定制度のPST基準より一定程度緩やかにすべきである。一方、条例指定を受けるとPST基準を満たすことから、公益要件を安易に緩くするというのではなく、地域の実情に応じた自治体独自の視点で、一定の合理性をもって設定することが適当である。そのため、本市においては、次の二つの基準を設定することとした。

### 地域における支持

これは、NPO法人の活動への地域における支持により、一定の公益性があることを客観的に判断する基準である。「市内における公益的活動の実績」が確認されただけで、法人に寄附金控除の対象とするだけの公益性があると判断するのは、不十分であると考えられる。このため、透明性や公平性を確保するために、地域における法人の活動に対する市民の広い支持があることを明確化する一律の数値基準を設

表1 具体的な数値基準の比較

	認定制度( P S T 絶対値基準 )	条例指定制度( 地域における支持 )
数 値 基 準	3,000円×100人	3,000円×50人 または 1,000円×100人( 選択制 )
寄附者等の範囲	個人および法人・団体	次のいずれかに該当する個人( 1 ) ・市内に住所を有する者 ・市内在勤・在学者 ・市内で公益的活動を行っている者
「寄附」の範囲	対価がなく、任意性があり、寄附者等の氏名と住所が明らかなもの ・寄附金 ・会費( 賛助会費 ) ・現物寄附( 換金するなどして、活動計算書に計上されたものに限る )	対価がなく、任意性があり、寄附者等の氏名と住所が明らかなもの ・寄附金 ・会費( 正会員の会費( 2 )、賛助会費 ) ・現物寄附( 換金が原則、換金できない場合は実勢価格を審査会が適正か判断 )

- 「寄附者等の範囲」については、市域が細長い地域特性等を勘案し、「市民」の定義を川崎市自治基本条例と同様の考え方により広く捉えている。
- 「正会員の会費」については、認定制度の絶対値基準の判定では、総会での表決権等に対価性を有するとされるため、算定対象外である。一方、条例指定制度では、他に会員特典等の対価がなければ、法人の活動に参画していることに着目し、算定対象としている。



けることとした。これは、市民自らが法人の公益性を判断するという考え方ともいえるものであり、現時点では数値基準を満たせない法人でも、これを目標として支持の拡大に努めてもらうことにより、相互支援を促進するという考え方に基づいている。また、他の所轄庁等の認定を受けたNPO法人については、国の制度により「公益の増進に資する法人」と認められていることから、市内における公益的活動の実績があれば、この基準を満たすこととした。

なお、具体的な数値基準については、その法人の活動に賛同して、一定の金銭的な負担(支援)をしている市民の数で客観的に判断することとし、認定制度のPST基準を参考に、本市の所管法人に対して実施したアンケート調査の結果や市民意見等を踏まえて設定した。その際、PST絶対値基準では算定対象外となる正会員の会費も対象に含めるなど、地域で活動する法人の実態に即したものとしている。

#### 「運営要件」の考え方

前述したとおり、「運営要件」の設定に当たっては、認定制度のPST基準以外の「その他の基準」を基本とし、一部を除き準用することとした。

なお、法令等には明確に違反しないものの、NPO法の趣旨に反して、特定の個人や団体の利益につながっていると認められる活動を行うNPO法人を、条例指定の対象とするのは適当でない。認定制度では、行政職員が法定の基準に則って審査を行うことから総合的な判断を行う余地が少なく、明確な法令等違反がなければ基準に適合するという不合理が生じる可能性がある。そのため、本市の条例指定制度では、法人の事業活動が、特定の個人等(法人の役員やサービスの受益者だけでなく、経費の支出先等までを含む)の「不当な利益につながるものでないこと」という独自の基準を設け、社会通念に照らして、審査会で公平・公正に判断することとした。

## 5 おわりに

このたびのNPO法人関連の制度改正は、NPO法成立以来の抜本的な改革であったが、一般にほとんど知られていないのが現状である。また、市内にお

けるNPO法人の活動の認知度も1割程度にとどまっている(「平成24年度第1回かわさき市民アンケート」より)。

このような状況の中、制度的にはNPO法人への寄附を促進する環境が一定程度整ったが、それだけで寄附が自然に集まるものではない。実効性の低い制度とならないよう、制度の周知を図ることはもちろんであるが、今後は、実際に寄附を促進させるような取り組みを、行政としても推進する必要があると考える。

また、NPO法人自身についても、これまで以上に情報発信に努め、市民の共感を得て寄附を募ることによって活動の幅を広げてもらいたい。NPO法人の多くは、本来の活動に熱心なあまり、広く一般の支持を集めることによって活動に広がりを持たせることに手が回らず、事務処理等もおろそかになりがちである。市内で活動するNPO法人が、認定や条例指定を受けるために基準を満たすよう努力することにより、特定非営利活動の健全な発展が図られ、市内での市民活動がより一層推進されることを期待している。



PRアニメーションによる寄附促進の広報  
(市HP内「NPO法人応援ページ」への誘導)

# 未来を切り拓く 新川崎・創造のもり からのイノベーション創出に向けて

～ナノ・マイクロ産学官共同研究施設「NANOBIIC」の誕生～



経済労働局産業振興部創造のもり担当 前田 知寿佳

## 1 はじめに

平成24(2012)年、JR新川崎駅の南側にある「新川崎・創造のもり」に、ナノ・マイクロ産学官共同研究施設「NANOBIIC(ナノビック)」がオープンした。

本稿では、川崎市が産学官連携の拠点づくりを推進している「創造のもり」において、今どのような事業が展開されているのかを紹介する。

## 2 産学官連携推進拠点「新川崎・創造のもり」とは

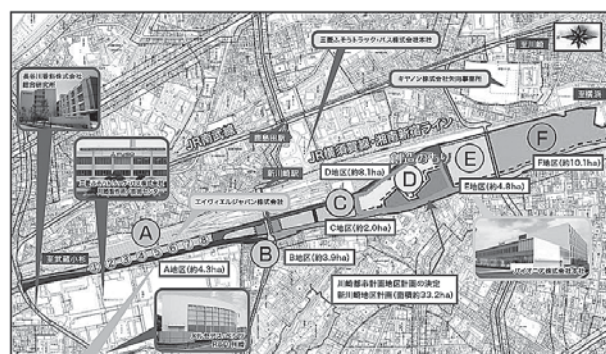
川崎市では、産学官の連携を通じて新しい科学技術や産業を創造し、次代を担う子どもたちが科学・技術への夢を育む場づくりを目指して、新川崎D地区(約8.1ha)において、先端研究開発拠点「新川崎・創造のもり」の整備を推進している。

現在の「創造のもり」が立地している周辺一帯は、かつて東洋一の規模を誇った新鶴見操車場があった



平成24年にオープンしたナノ・マイクロ産学官共同研究施設「NANOBIIC」

場所である。新鶴見操車場は、昭和59(1984)年、流通構造等の変化に伴いその機能が廃止され、約42haが遊休地となった。遊休地のうち、川崎市域に位置する約30haについては、ものづくり・研究開発機能の強化を通じた産業の創出・育成および市民利用機能の整備を図る地区として、「新川崎地区地区計画」を定め、A～Fの6つの地区に区分し、それぞれの特性を踏まえた土地利用を推進している。新川崎地区の西に位置するA地区では研究開発型のもの



上：新川崎地区の状況(A～F地区、立地企業)  
下：着実に進展を続けているD地区「新川崎・創造のもり」

づくり企業の誘致、隣接するB・C地区では、都市型住宅機能の導入等を図っており、D地区の「創造のもり」においても、平成11(1999)年の「新川崎・創造のもり計画」の策定以降、研究開発機能の拠点形成を図るため、段階的に整備を進めている。

「新川崎・創造のもり」の第1期事業は、平成12(2000)年7月の慶應義塾大学の先導的研究施設「K<sup>2</sup>(ケイスクエア)タウンキャンパス」の開設に始まった。超高速プラスチック光ファイバーの研究を専門とする小池康博教授をはじめとし、我が国トップクラスの科学者たちがここを拠点に、日々最先端の研究活動に取り組んでいる。

続いて平成15(2003)年1月、第2期事業として、K<sup>2</sup>タウンキャンパスの隣接地にベンチャービジネス創出支援施設「かわさき新産業創造センター(KBIC)」を開設した。KBICにおいては、ものづくりに取り組む企業を中心に、大学発ベンチャー企業など、19社10研究室(平成25(2013)年1月現在)が入居しており、研究および企業活動を行っている。



新川崎・創造のもり地区



左：慶應義塾大学の先導的研究施設  
K<sup>2</sup>タウンキャンパス

右：ベンチャービジネス創出支援施設  
かわさき新産業創造センター(KBIC)

### 3 ナノ・マイクロ産学官共同研究施設「NANOBIIC」の誕生

平成24(2012)年4月、第3期事業として、先端技術であるナノ・マイクロ技術分野の産学官共同研究施設「NANOBIIC(ナノビック)」研究棟がオープン、次いで同年9月、750㎡の大型クリーンルームを備える「NANOBIIC」クリーンルーム棟がオープンした。

「NANOBIIC」では、4つの大学からなる組織「4大学ナノ・マイクロファブ리케이션コンソーシアム」(以下「4大学コンソーシアム」という。)や「東京大学社会連携講座(日本アイ・ビー・エム東京基礎研究所)」他、ナノテクに関連する企業が、ナノ・マイクロスケールの加工・計測が可能な最先端のナノテク機器<sup>※1</sup>を設置し、超微細な世界の研究に取り組んでいる。

クリーンルームとは、超微細な加工を施す際に障害となる小さなちりやほこりを排した空間である。入室時には、衣服や身体から出るほこりを防ぐため、クリーンスーツと呼ばれる特殊な防塵服を着用し、エアシャワーを浴びる。ちなみにクリーンルーム内では化粧は厳禁、ファンデーションなどの微粒子が空气中に飛散しやすいからなのだという。超微細な研究を行うためには、こうした細心の注意を払わなければならない。

今回、本市で整備した「NANOBIIC」のクラス100、クラス10000<sup>※2</sup>のクリーンルームにおいても、室



「NANOBIIC」  
クリーンルーム(クラス100)



「NANOBIIC」  
クリーンルーム(クラス10000)

内の空気の清浄度を保つため、天井にたくさんのフィルターが取り付けられており、クリーンな空気が天井から床へ循環する構造になっている。

なお、ここでは、非常にデリケートな実験を行うため、室内の温度や湿度も24時間一定にコントロールされている。

#### 4 次世代のものづくり基盤技術 ナノ・マイクロテクノロジー

ナノサイズとは1mの十億分の1、マイクロサイズとは1mの百万分の1の大きさのことを指すが、物質には、極めて小さくすることにより、私たちの目に見える大きさでは見られなかった特殊な性質を観察できるものがある。その超微細・超精密な領域で見られる物質の特性を利用し、設計通りにデザインすることで、人の役に立てる技術をナノ・マイクロテクノロジーという。

私たちの生活には、携帯電話やデジタルカメラなど、身近なところでナノ・マイクロテクノロジーが応用されており、将来的にも今後の成長分野である医療や環境分野を中心にさらに拡大することが見込まれている。例えば、少量の血液で体に負担をかけず、どこでも健康状態の確認ができる健康診断チップの開発や、高効率の太陽電池の開発など、私たちの生活がより便利で快適になる技術革新が実現できるといわれている。今後の日本の産業の発展においても、次世代のものづくりの基盤となる重要なキーテクノロジーとして注目されている技術なのである。

#### 5 「新川崎・創造のもり」をナノ・マイクロテクノロジーの開発拠点に

川崎市には、古くから優れた技術力を有するものづくり企業が集積していることは、ご存知かと思うが、実は200を超える研究機関が川崎市内に立地しており、川崎市における就業者人口に占める学術・開発研究機関の従事者割合も1.18%と、他の指定都市の平均0.44%と比較しても、非常に高くなっている。また近年、川崎市では、従来のものづくり技術のさらなる高度化、精密化に取り組む中小企業など、

他に先駆けてナノ・マイクロテクノロジーに取り組む企業の活発な動きが見られている。

現代日本のものづくり産業は、グローバル化の進展とそれに伴う市場構造の変化により、ここ数十年の間、アジア諸国をはじめとした国々との厳しい競争の中で、突破口を探している状況である。日本のものづくりの良さ、繊細で、丁寧で、正確な技術を、そして、日本人ならではの知恵と発想を、競争力につなげていく仕組みの構築が重要だと考える。

「新川崎・創造のもり」におけるナノ・マイクロ産学官共同研究施設整備事業の狙いの1つは、高度で先端的な研究と優れた技術力を有したのものづくり産業が融合することにより、さらなる付加価値を高めるものづくり産業につなげることである。

「NANOBIIC」においては、基礎研究から試作、開発までのプロセスにおいて、総合的な支援を展開し、研究開発にかかる時間の大幅短縮を目指すとともに、企業と大学が同じ屋根の下で活動できる環境を整備することで、産学の連携により「新たな切り口で発想し、産業化していく」拠点づくりを目指している。

#### 6 「4大学コンソーシアム」が川崎市を活動拠点とする意義

「NANOBIIC」開設に当たっては、慶應義塾大学、早稲田大学、東京工業大学、東京大学の4大学からなる組織「4大学コンソーシアム」が重要なプレイヤーとなっている。

「4大学コンソーシアム」は、ナノ・マイクロテクノロジーに関する基礎研究を産業化につなげ、我が国経済を牽引するような技術・製品等の大きな成果



「4大学コンソーシアム」と川崎市の連携協力に関する基本合意

を生み出すことを目的として組織された大学の共同体である。この共同体の設立は、代表を務める東京大学名誉教授の松本洋一郎先生らによる「日本経済のブレークスルーとなるような世界レベルのイノベーションを創出したい」という考えに端を発している。

4大学教授陣の、「日本の大学もこれからは、国立、私立といった枠組みを越えて、オールジャパンで勝負していかなければならない時代。日本が再び勢いを取り戻し、トップランナーとしての地位を確立していくことが非常に重要」という認識から、異なる価値観を持つ大学同士が競争しながらコラボレートする大学横断的な組織が結成されるに至ったのである。

川崎市は、平成21(2009)年1月、「4大学コンソーシアム」と連携協力に関する基本合意を締結している。このようなパートナーシップを結んだ経緯としては、基礎研究を産業化につなげたいと考えていた4大学と、ものづくり企業のさらなる高度化を推進したいと考える川崎市の両者の思いが一致したことによるもので、メンバーの慶應義塾大学がK<sup>2</sup>タウンキャンパスに研究拠点を置いていたことも一つの契機となっている。

本基本合意に基づき、「4大学コンソーシアム」は、幅広いナノ・マイクロテクノロジーの研究に関連するファブ리케이션(試作開発)技術を中核とした研究拠点を「新川崎・創造のもり」に設置し、活動を開始することになったのである。

## 7 ナノ・マイクロシンポジウム2012

平成24(2012)年11月、「NANOBIIC」のオープンを記念して、「ナノ・マイクロ技術が切り拓く未来社会」と題したシンポジウムを開催した。

このシンポジウムでは、「NANOBIIC」完成までにさまざまな助言をくださった「4大学コンソーシアム」の顧問であり、東京大学名誉教授の岸輝雄先生によるメッセージに始まり、「新川崎・創造のもり」でこれから活動を展開していく企業を代表して、日本アイ・ビー・エム株式会社東京基礎研究所 新川崎事業所長、支援機関である産業技術総合研究所

**「NANOBIIC」オープン記念シンポジウム**

**ナノ・マイクロ技術が切り拓く未来社会**

～新川崎・創造のもりからのイノベーションの創出～

**第1部 シンポジウム (13:15～15:00)**

—特別メッセージ—  
**「新川崎・創造のもりプロジェクトへの期待」**  
 岸 輝雄氏 (4大学ナノ・マイクロファブ리케이션コンソーシアム顧問、TAM東京基礎総合研究所、東京大学名誉教授)

—講演—  
**「ビッグデータ時代の次世代コンピュータシステム研究開発への協業モデル」**  
 折井 靖光氏 (日本アイ・ビー・エム株式会社 東京基礎研究所サイエンステクノロジー部長、新川崎事業所 事業所長)

**「産総研におけるオープンイノベーション」**  
 瀬戸 政広氏 (国立研究所 産業技術総合研究所理事)

**「4大学コンソーシアムの活動とNANOBIICの機器利用について」**  
 藤田 公一氏 (4大学ナノ・マイクロファブ리케이션コンソーシアム運営委員長、慶應義塾大学理工学部教授)

**第2部 ラボラトリーツアー (15:15～16:00)**

【見学コース】

- フリースクール見学
- 4大学コンソーシアム研究機器紹介
- 入居企業研究内容紹介

日本アイ・ビー・エム株式会社 / SCIVAX株式会社 / パナック株式会社

**日時**  
**2012年11月29日(木)**  
 開場・受付開始 12:30 開会 13:15

**会場**  
**新川崎・創造のもり**  
 川崎市幸区新川崎7-1、7-7  
 シンポジウム棟(ケイスクエア)タウンキャンパス厚生棟大会議室  
 ラボラトリーツアー:NANOBIIC

**お問い合せ先**  
 ナノ・マイクロシンポジウム2012事務局  
 TEL: 03-5408-1017(平日10:00～17:00)

**申込申し込み方法**  
 申込ご希望の方は、氏名、所属、年齢、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレスをご記入の上、ラボラトリーツアーへの参加希望を明記してFAXまたはメールにてお申し込みください。  
 電話: ナノ・マイクロシンポジウム2012事務局 TEL: 03-5408-1015 E-mail: nano@nanobiiic.jp

**定員**  
 シンポジウム: 150名 (先着申込)

**定員**  
 ラボラトリーツアー: 60名 (先着申込)

**参加費**  
**無料**

■主催/川崎市 ■協力/4大学ナノ・マイクロファブ리케이션コンソーシアム、公益財団法人 川崎市産業振興財団

### ナノ・マイクロシンポジウム2012

理事からのご講演をいただいた。

日本アイ・ビー・エム株式会社の折井靖光所長による講演「ビッグデータ時代の次世代コンピュータシステム研究開発への協業モデル」では、新川崎事業所で行われているコンピュータの限界に挑む研究(高速、大容量に対応する新しい半導体の開発)、東京大学と共同で取り組む「東京大学社会連携講座」における研究(「省エネルギーを目指した、次世代ナノ・マイクロデバイスとシステム」をテーマとして、コンピュータを人の脳の近づける技術の研究)についてのご紹介があった。

人間の脳は、わずか20Wで、論理と計算を行うことができる。人間の脳と同じことがコンピュータで実現できるようになれば、世界を駆け巡っている大量のデータ処理の課題解決に大きく貢献でき、省エネ問題でも非常に画期的なイノベーションとなるに違いない。「NANOBIIC」では、今、まさにこのような世界最先端の研究が進められている。

シンポジウムにご参加いただいた方には、「『日本の発展を願い、世界に通じるイノベーションを創出

したい』という熱いハートを持った人たちが新川崎には存在していて、これから近い未来、すごいことが起こりつつある」ということを感じていただけたのではないだろうか。これまで「新川崎・創造のもり」の事業に取り組んでいただいた関係者、先生方や企業の方、そして私たち職員の思いが一つになり、強いメッセージが込められたシンポジウムが開催できたのではないかと思う。

## 8 「新川崎・創造のもり」の今後の展開

このように「新川崎・創造のもり」には、多様なプレイヤーの存在とその思い、加えて、数々の奇跡的かつ運命的なタイミングにより、平成24年度に「NANOBIIC」の開設を果たし、最先端研究のイノベーション推進拠点として、動き出している。

今後は、市内企業がナノ・マイクロの技術を習得し、実用化していくために、基礎から学べる「ナノ・マイクロ講座」を開催したり、「4大学コンソーシアム」の保有する最先端の機器の共同利用支援を行ったり、あるいは、コーディネータを配置するなど、できあがった「NANOBIIC」が効果的に稼働できるよう支援に注力し、本格的な産学連携につながる仕組みの構築を図っていく。

現在、この事業のさらなる展開を図るため、第3期第2段階事業として、「NANOBIIC」が位置する隣のエリア（約0.92ha）の整備推進を行うことを計画している。次期整備においては、研究活動スペースのさらなる拡充や研究活動を支援するアメニティ機能を持つ施設の整備など、「新川崎・創造のもり」

全体がより機能的になるような視点で整備を進めるとともに、新川崎地区の付加価値を高めるためには、これからどのような役割を担っていくべきなのか検討しながら進めていく。

また、川崎臨海部のライフサイエンス・環境分野等の先進的な取り組みを推進している殿町国際戦略拠点「キングスカイフロント」<sup>\*3</sup>との連携を進めることにより、「新川崎・創造のもり」の研究開発の成果が殿町に通じ、やがては川崎発の革新的な技術が日本中の人たちに、さらには世界中の人たちに貢献できるような産業イノベーションを目指していく。

着実に進展し続ける「新川崎・創造のもり」。

挑戦は、これからも続いていく。

### - 新川崎地区ネットワーク協議会の設立 -

新川崎地区は、ものづくり企業として最も歴史の長い「三菱ふそう・トラック・バス株式会社」の他、独ダ임ラーAGの研究開発拠点「メルセデス・ベンツR&D 川崎」、香料トップメーカー「長谷川香料株式会社 総合研究所」など、世界的な企業が集まる極めてポテンシャルの高いエリアである。新川崎・創造のもりA地区にもものづくり企業とはじめとした8社が進出を決定した他、E地区にパイオニア株式会社が本社を構えるなど、高度な産業集積の形成が進んできている。

今回、「NANOBIIC」の完成を一つの契機とし、平成24(2012)年7月、新川崎地区というエリアにフォーカスした組織「新川崎ネットワーク協議会」が設立された。新川崎地区の企業・大学・支援機関の情報交換を促進し、新たな連携(産産連携、産学連携)の創出を目指すため、新川崎地区に立地する20社を超える企業および大学等からなるメンバーにより、組織された協議会である。

※1 最先端のナノテク機器  
ナノテクの機器は1台数千万円～1億円近くもする高価なものも多く、設備投資に莫大な費用が掛かることから、「NANOBIIC」では、4大学の保有する機器の利用開放を行っている。

※2 クリーンルームのクラス  
1立方フィート中(28.8リットル)に0.5マイクロメートル以上の微粒子が何個あるかで表される(アメリカの連邦規格209Dという規格を指標としている)。  
例えば、「NANOBIIC」のクラス100のクリーンルームでは、1立方フィート中の微粒子が常に100個以内の状態を維持している。なお、ク

ラス100のクリーンルームは、紫外線を嫌う研究も行われるため、蛍光灯や扉のガラスには、黄色いフィルムが使用されている。

※3 殿町国際戦略拠点「キングスカイフロント」  
羽田空港の南西、多摩川の対岸に位置する「殿町地区」の約40haに及ぶ開発エリアでは、ライフサイエンス・環境分野における世界最高水準の研究開発から新産業を創出する「国際戦略拠点」の形成が進んでおり、「キングスカイフロント」と名付けられている。京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の区域にも指定されている。

## 認知症高齢者施策の現状と展開



健康福祉局長寿社会部地域ケア推進担当 伊藤 大佑

### 1 認知症高齢者の状況

平成24(2012)年8月に国は新たな認知症高齢者数の推計を発表した。それによると全国の認知症高齢者数は、平成22(2010)年においてすでに280万人に達しており、団塊の世代が65歳以上になるとされている平成27(2015)年には、およそ345万人に達するとされている。これは、従前の推計値を大幅に上方修正するものであり、65歳以上のおよそ10人に1人が認知症高齢者という計算になる。

以前は痴呆と呼ばれていたものが、「認知症」という用語に改められ、市民にも深く浸透してきて久しいが、国は用語を変更するとともに、認知症高齢者の尊厳を保つためのさまざまな取り組みを進めてきた。それは、市民に対する認知症の理解の促進や家族介護者を支えるための人材づくりをはじめ、介護現場での認知症介護技術の向上のための取り組み、そして、医師に対する認知症への対応力向上のための研修の実施など、市民から介護関係者、医療関係者に至るまで多岐にわたっている。

認知症高齢者の増加を背景とし、認知症の方やその家族介護者(以下「認知症高齢者等」という。)を、地域ぐるみで支えていこうという大きな方向性で、

あなたの認知症理解度を〇×で  
チェックしてみましょう。

- ① 認知症は治療が不可能な病気だ。
- ② 認知症になるのはごく一部の人だ。
- ③ 認知症は単なる物忘れとは違うものだ。
- ④ 認知症になると本人は何もわからない、できない。
- ⑤ 認知症についてどこに相談すればいいか知っている。

認知症理解度チェック(回答は本稿最後に掲載)

認知症高齢者施策は展開されている。本稿では、本市における認知症高齢者等支援の取り組みについて紹介する。

### 2 かわさきいきいき長寿プラン

本市では平成24年度から平成26年度までの高齢者施策にかかる総合計画である「第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～かわさきいきいき長寿プラン～」を策定し、その中の施策の5本柱の一つに「認知症高齢者施策の充実」を位置付けている。国の認知症高齢者数の新たな推計を本市の高齢者人口に置き換えてみると、平成22(2010)年においては、2万2,200人、平成27(2015)年では2万9,000人となり、認知症高齢者数の急増は本市においても例外ではなく、認知症高齢者等を支えていくための施策の推進は待ったなしという状況である。

「かわさきいきいき長寿プラン」では、認知症施策の充実として①認知症高齢者の生活支援、②認知症高齢者支援のための医療と介護の連携、③権利擁護体制の推進、の三つを具体的な方向性として定め、これまでの取り組みのさらなる充実や新たな事業の展開を示している。以下においては、この方向性の中での取り組み状況を報告する。

### 3 認知症高齢者等を地域で支えていくために

#### 認知症高齢者の生活支援

認知症高齢者が急増している状況にあるものの、ほとんどの方は在宅(ご自宅)での生活を希望してい

る。認知症になっても、病院や施設ではなく、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症高齢者の生活支援のための施策を進めている。

#### 認知症に関する知識の市民への普及

認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、身近な見守りや支援の体制づくりをめざし、家族や地域住民の認知症についての理解の促進を図る「認知症サポーター養成講座」や「認知症キャラバン・メイト養成講座」を実施している。認知症サポーター養成講座は、認知症に関する基本的な知識を身に付け、認知症高齢者を身近で支える「認知症サポーター」を増やすための、市民レベルの普及啓発の活動である。認知症キャラバン・メイトは、認知症サポーター養成講座の講師役であり、行政職員や地域包括支援センター職員が主に担当している。

健康福祉局長寿社会部の職員は、高齢者施策を担当する部署として、認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に関する知識を身に付けている。また今後は、より市民に近い区役所等の職員にも受講してもらえるよう、取り組みの拡大を進めている。

#### 認知症高齢者の家族介護者への支援

ある日突然、自分の親が認知症になったらうまく介護をしていけるだろうか。介護は先が見えない、いつまで続くかわからないものだ。認知症高齢者本人だけでなく、家族介護者への支援もまた重要である。

本市では、認知症高齢者の家族介護者の支援のため「川崎市認知症コールセンター～サポートほっと～」を設置している。認知症コールセンターでは、電話や面談、訪問による認知症介護を中心とした総合相談の他、実際に認知症の家族の介護を経験した相談員が、今、まさに介護の最中にいる方と同じ立場で話し合い、理解し合うピアカウンセリングを実施している。

また、各区役所において実施している「認知症高齢者介護教室」では、認知症に対する正しい理解を深め、介護の不安や対応の仕方を、専門スタッフや既に介護を経験している家族と共に分かち合い、介

護の工夫について学び合う市民向けの教室を開催している。

さらに本市には、「川崎市認知症ネットワーク」という、認知症の家族会のボランティアグループがネットワークを作り、独自に発達してきた経緯がある。家族介護者の支援には、こうしたボランティアグループとの連携も不可欠である。

#### 認知症による徘徊高齢者への迅速な対応

認知症の家族介護者を悩ませるものが徘徊だ。交通量の多い道路や、猛暑の日や寒い日、認知症高齢者の方が徘徊すると生命に危険が及ぶ可能性がある。本市ではこうした方々を、早期に発見するよう、「徘徊高齢者SOSネットワーク事業」として、各区役所と地域包括支援センターが中心となり、警察署や民生委員、介護支援専門員、民間事業者などが参加するネットワークをつくり、高齢者の安全と家族への支援を行っている。また、GPS端末を対象者に持たせていただくことで、徘徊して行方不明になった際にも探索することができる「徘徊高齢者発見システム事業」を行っている。

#### 認知症高齢者支援のための医療と介護の連携

認知症高齢者の方の支援を適切に行っていくためには、専門医療機関やかかりつけ医などの医療側と、介護側双方の支援が必要であり、それぞれが独立した支援を行うのではなく、医療と介護が一体となった相談・支援・連携体制の構築が重要である。

#### 介護従事者・医療関係者に対する認知症の研修等

認知症高齢者に関わることの多い介護従事者や医療関係者に対しては、認知症に関する研修などを実施することにより、専門的な支援体制や連携体制の構築を図っている。

市内の介護事業所など、介護の現場で働いている従事者に対しては、認知症介護に関する最新の知識やケアの手法等の習得、介護技術の向上等を目的として、認知症介護実践者研修や認知症介護実践リーダー研修を実施している。

また、市内診療所等のかかりつけ医に対しても、高齢者が日頃から受診する主治医に適切な認知症診



療の知識・技術を身に付けてもらうための「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施している。また、認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言などの支援を行い、地域における連携の推進役となる「認知症サポート医」の養成も行っている。

### 認知症高齢者支援体制整備事業

認知症高齢者支援のために、認知症サポート医を中心とした医師や看護師、介護支援専門員と地域包括支援センター職員が参加する「川崎市認知症支援連携会議」を平成24年度から設置している。当該連携会議においては、「川崎市の認知症ガイドブック」の作成や、認知症高齢者の連携のための事例検討などを実施しており、医療関係者と介護関係者が実際に同じテーブルで議論することにより、顔の見える関係づくりにつながっている。

### 認知症疾患医療センターの設置

平成24(2012)年8月、本市では聖マリアンナ医科大学病院と日本医科大学武蔵小杉病院の2病院を、「川崎市認知症疾患医療センター」(以下「疾患センター」という。)として指定した。疾患センターは、認知症の鑑別診断の他、身体合併症や徘徊、暴言、暴力など精神症状の重い方への対応を行う専門医療機関としての役割を担うとともに、医療従事者に対する研修会や、認知症の医療と介護の連携のための医療連携協議会の設置など、ハード面、ソフト面での地域連携機能を担うことが期待されている。両病院

とも平成24(2012)年12月から疾患センターとしての運営を開始し、今後、連携協議会等の実施など、さらなる充実を図っていく。

### 権利擁護体制の推進

昨今、高齢者を狙った悪質な詐欺などは報道でよく知られるところである。特に、認知症高齢者は判断能力が不十分なことが多いため、訪問販売による消費者被害や、高齢者虐待など、高齢者の権利侵害の被害に遭う可能性があると考えられる。こうした被害を未然に防ぎ、認知症高齢者等が安心して生活していくために、成年後見制度の利用促進や高齢者虐待の防止・対応策などを推進している。

### 川崎市あんしんセンターの運営

成年後見制度の法人後見や、社会福祉法に定める福祉サービスの利用援助事業である日常生活自立支援事業を実施するため、「川崎市あんしんセンター」を川崎市社会福祉協議会の協力を得ながら運営している。相談窓口は各区社会福祉協議会に設置し(各区あんしんセンター)、市民に身近な権利擁護センターとして、成年後見制度などの相談に応じている。

### 成年後見制度の円滑な運営に向けた取り組み

平成12年度、介護保険制度と両輪の制度として開始された成年後見制度であるが、いまだに広く市民に知られていないという現状があるため、平成19年度から川崎市と川崎市あんしんセンターが中心となり、

家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会などが参加する「川崎市成年後見制度連絡会」を設置し、成年後見制度の普及啓発や、円滑な制度運営について検討を行っている。

本市ではこれまで、年1回の成年後見制度シンポジウムや市民相談会を継続的に実施する他、市民や権利擁護に関する相談機関向けに、成年後見制度の研修を実施してきた。

また、身寄りのない方や親族と疎遠な方でも成年後見制度を利用できるよう、川崎市長による審判申し立てや、低所得

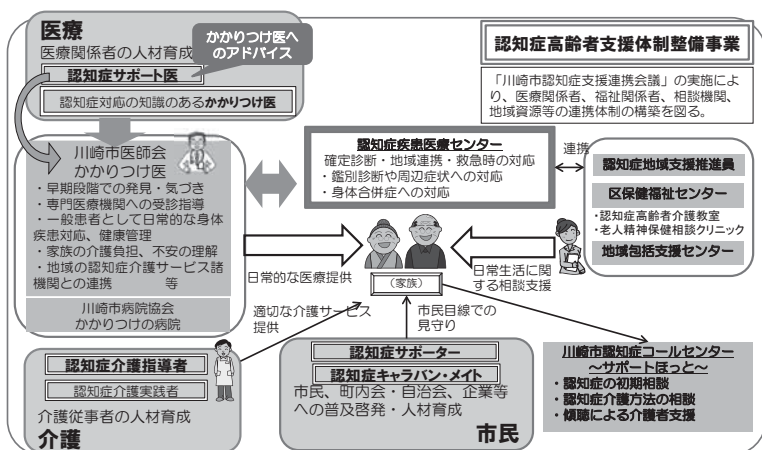


図1 川崎市における認知症対策の体系図

者への申立て費用や後見報酬の助成など、成年後見制度の利用支援事業を実施してきた。

今後の展望としては、新たな権利擁護の担い手である「市民後見人」の養成が課題となっている。市民後見人は、これまで主に弁護士や社会福祉士など専門職が担ってきた第三者後見人の新たな担い手であり、身近な市民が市民を支えるという、市民ならではの役割が期待されている。本市においては、平成25年度から市民後見人の養成研修を実施し、26年度以降、後見人としての就任を目指していく。

### 高齢者虐待の防止

高齢者虐待が存在するという事は、おそらく知られていると思うが、高齢者虐待防止法<sup>\*1</sup>があるということはそれほどまで周知されていないのが現状である。

本市ではこれまで、法の趣旨に沿い、高齢者虐待の予防と防止のための普及啓発の取り組みや、実際に高齢者虐待が発生した場合の体制整備として行政と地域包括支援センターが中心となり、マニュアルの作成などに取り組んできた。

また、高齢者虐待は重大な権利侵害であり、行政の責任や専門性を持った対応が重要となるため、行政職員や地域包括支援センター職員に適切な対応を行うための研修を実施している。

さらに、虐待を受けている高齢者を支援していく

ためには、民生委員や介護関係者から医師、弁護士等まで、幅広い支援者が参加するネットワークによる対応が必要となる。こうした支援ネットワークを構築していくことも、行政や地域包括支援センターの重要な役割となっている。

### 4 住み慣れた地域で暮らしていくためには

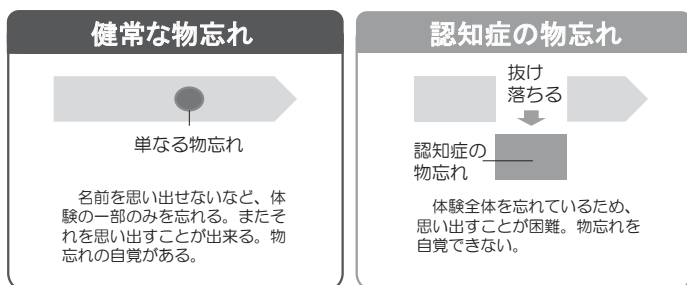
「かわさきいきいき長寿プラン」では、川崎らしい都市型の地域居住の実現を基本方針とし、①高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり、②介護が必要となっても「かわさき」で暮らし続けられる支え合いのまちづくり、の二つを基本目標としている。元気な方も、介護が必要な方も住み慣れた「かわさき」で暮らしていただきたいということだ。

認知症高齢者についても同じである。認知症になったら、周りの人から変わった人だという目で見られたり、精神病院や施設に入らなければ生活ができないと考えることは、一昔前の話である。今は、認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていくことが基本だ。

そのためには行政としてどのようなことができるか。これまで述べてきた施策を着々と推進していくことは必要だ。しかし、原点に立ち返ることもまた重要である。認知症は誰でもなり得る病気である。もし自分が、家族が認知症になったら、どのような環境であれば良いか、どのような地域であれば住みやすいか。そこから考えていくことが、市民目線に立つということであり、それを意識して施策を展開していくことが、認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくための前提になると考えている。

### 回答

- ①× 認知症は、適切な治療を行えば、症状を軽減したり進行を遅らせることが可能です。
- ②× 65歳以上の約1割は認知症とされています。認知症は誰もがかかる可能性のある身近な病気です。
- ③○ 認知症の物忘れの場合、体験したこと自体を忘れるという特徴があります。
- ④× 重度の認知症であっても、感情やその人らしさは保たれます。
- ⑤○ かかりつけ医や認知症の専門医を早めに受診することが大切です。



※1 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

認知症理解度チェック回答

# ものづくり都市・川崎を支える市内最高峰の匠「かわさきマイスター」

経済労働局労働雇用部 担当係長 三原 宜輝



## 1 かわさきマイスターとは

本市では極めて優れた技術や卓越した技能を発揮して、産業の発展や市民生活に不可欠な「ものづくり」を支える、現役の技術・技能職者を川崎市内最高峰の匠「かわさきマイスター」として認定し、匠の技能の奨励・継承・後継者育成の活動や経済振興の取り組みを行っている。制度が発足した平成9年度から平成24年度までに、洋菓子、美容師、溶接、板金、旋盤など56職種72名の方を「かわさきマイスター」として認定している。平均年齢69歳、40年以上一つの職種に従事してきた「ものづくり」の達人たちは、好奇心旺盛な方々であり、自らの技能に対して謙虚であり、現在でも技能を高めようと日々努力を重ねている素晴らしい人格者でもある。

なお、マイスターとはドイツで発展した制度であり、ドイツでは法律により規定される親方や棟梁の資格であるが、日本では地方自治体が独自に認定をしている。本市のマイスター制度の特徴は次の2点である。まず、手仕事手作業や工業系製造業など対象を限定している都市が多い中、「ものづくり」に関する全職種が対象となる点、そして、応募者が減少・低迷している自治体が見受けられるが、本市では幅



## かわさきマイスター

かわさきマイスターのシンボルマーク  
ものづくりの原点である「手」をモチーフにその発展を花・鳥の形で表現している。

広い対象とものづくり産業の厚い集積により、近年、応募者が増加している点である。平成24年度は20名の応募があり、5名の方々が認定された。



平成24年度かわさきマイスター認定者

## 2 市内最高峰の匠の活動

「かわさきマイスター」として認定された後の活動は、技能奨励・後継者育成・人材育成に向けた取り組みと経済振興の取り組みに大きく分けられる。

技能奨励の取り組みとしては、平成24(2012)年5月にJR南武線武蔵溝ノ口駅南北自由通路にて20名のマイスターが集結して初開催した「かわさきマイスターまつり」をはじめ、「かわさき市民祭り」や「技能フェスティバル」など市内外のさまざまなイベントにて熟練の技の実演・体験・製品展示を行っている。

後継者育成・人材育成の取り組みとしては、学校での講演会・実演・実技指導を行っている。小中学生には技術・技能に対する関心を高めてもらい、高校生以上には目標・憧れの存在となるとともに、多様な進路の選択肢や地道に研さんすることの重要性を教唆している。一流の技能を目の前で体感し、そして、人間的にも素晴らしい方々と直接触れ合うこ

とは、子どもたちにとって貴重な体験となっている。また、若手技能者向け技術指導講習会や市民向け体験教室を開催して技術・技能の継承や啓発に取り組んでおり、近年、イベント出展、学校派遣、講習会の件数は増加している。

経済振興の取り組みとしては、営業力・収益力向上を目的として、経済振興の研修会を開催、その後「かわしんビジネスフェア」等の商談会への出展を行い、新しい顧客獲得を図っている。また、川崎らしい「ものづくり」事業として、マイスターの卓越した技能を集結して製品化する「ものづくりの匠プロジェクト」にも取り組んでいる。さらに、平成23年度からマイスターが他のマイスターの仕事をしている現場を訪問して実際の製作過程を見学する「マイスター訪問ツアー」を実施しているが、参加したマイスターからは「大変参考になり、今後の仕事に役立つ」と好評を博しており、マイスター同士の相互受発注や共同製作を促進している。平成24年度からはマイスターの凄技をマイスター自身の価値も含めて商品化する「ものづくりコーディネート支援事業」を実施しており、F1エンジンバルブを過去に製造した経歴を持つマイスターがレプリカを製作、また、食品サンプルのマイスターが錦鯉のサンプルを製作するなど4製品を商品化し、製品の詳細な説明・シリアルナンバー・マイスターのサイン等を記載した鑑定書をつけて、ものづくりにこだわりのある方々を対象とした鑑賞品・贈答品用として2月に販売を開始した。

加えて、インターネットを中心として各マイスターに関するさまざまな情報を積極的に発信している。平成24(2012)年4月には現役のマイスター50名の技能や経歴を中学生向けに分かりやすく紹介する日本初のマイスターのマンガ「マンガでわかる!かわさきマイスター」を発刊した。



イベント出展の様子(かわさきマイスターまつり)

### 3 卓越した技能を集結「ものづくりの匠プロジェクト」

本市の技能職者の拠点である川崎市生活文化会館(愛称:てくのかわさき)には寄贈された昭和20年代製造の高さ2mの置時計があるが、老朽化が進み、故障していた。

平成22(2010)年4月、この時計に新たな命を吹き込み、市民の方々にものをつくる感動や喜びを伝えるため、個々のマイスターの保持する多様な匠の技能を集結して新たなものづくりを行う「ものづくりの匠プロジェクト」が工業系製造業のマイスターを中心として発足した。デザインから設計・製作まで全ての工程をマイスターが行い、かわさきマイスターならではの時計として修復する。このプロジェクトには、マイスターの「ものづくり」への強い気持ち、マイスターとしての認定者の誇り、そして、後世に自分たちの技能を伝承するという思いが込められている。

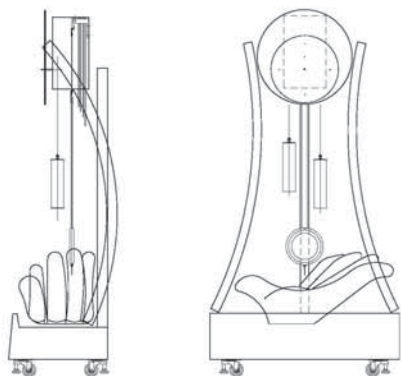
平成25(2013)年の完成を目指して、現在、16名の匠が各パーツを分担し、多忙な本業の合間を縫っては技術の粋を尽くした製作に取り組んでいる。デザインは川崎の「川」と、かわさきマイスターのシンボルマークをベースにしており、マイスターのシンボルマークオブジェを担当したプロジェクトリーダーは、仕事の空き時間や休日など200時間超を費やして完成させた。徐々に個々のパーツが完成しつつあるが、一つ一つの完成度が素晴らしく、製作途中のマイスターはさらに良い製品をつくりだそうと刺激を受けている。

月1回ペースで打合せ会議も開催している。互いの技能を尊重しつつも、より良い製品をつくり出すために非常に熱い議論となり、すぐに数時間が経過するが、メンバーはとても楽しんでいる様子である。会議後は毎回懇親会を開催し、親睦を深めながらもプロジェクトの議論を続け、夜が更けていく。マイスターのこだわりが満載の時計修復事業は完成が楽しみである。

なおこのプロジェクトでは、発足記念として平成23(2011)年6月に市の花「つつじ」と市の木「つばき」を台座に装飾した菊皿を市長へ贈呈し、8月には本市と中国・瀋陽市友好提携30周年を記念して、川崎

市代表団が瀋陽市長に贈呈する記念品を立体的かつ精緻に装飾して製作した。

このような取り組みもマイスター制度としては全国初である。今後も、かわさきマイスターの英知を結集して、さまざまなものづくりを実現させていく。



時計修復デザイン

#### 4 東日本大震災被災者支援チャリティ洋菓子教室

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の被災者の支援として、平成23年度には本市に避難してきた方々を対象とした無料の親子洋菓子教室の開催や被災者支援バッジの製作、義援金の寄贈などを実施した。

平成24年度は、被災地の現状に再び関心を持っていただき、支援の輪を広げるために、洋菓子士のマイスター3名によるチャリティ洋菓子教室を10月に開催した。被災地への訪問や募金等の積極的な支援活動を行っている横溝春雄氏が発案し、仲亀誠市氏、浅谷理明氏が賛同、東京ガス株式会社川崎支店の多



チャリティ洋菓子教室

大なるご協力をいただき、開催したものである。内容としては、横溝氏がウィーンの代表格である「ザッハトルテ」、仲亀氏は秋にふさわしい「モンブラン」、浅谷氏は「ショートケーキ」などの洋菓子2品を製作するデモンストレーションを行った後、参加者が洋菓子を試食するというもので、参加者の受講料と寄附金は全て川崎市東日本大震災被災者等支援基金へ寄附された。なお、マイスター3名はボランティアで参加し、デモンストレーションの材料、試食品も全てご提供いただいた。

新聞等では大きく取り上げていただき、参加者からは「支援の気持ちはあるが方法が分からず、このような形で支援ができるのはありがたい」との意見が寄せられ、寄附金は合計30万円となった。今後も、マイスター、そして関係者の方々のご協力をいただきながら、被災された方々および被災地への支援活動を継続して実施していく予定である。

#### 5 これから

マイスターの方々に共通していること、それは、苦労した点を尋ねると「ない」と異口同音に答えることである。集団就職で上京した方々も多く、長い人生でさまざまな困難に直面しているはずであり、過去の経歴を伺うと粉骨砕身の努力を重ねてマイスターになっている。大変だった、つらかったことは多々あるが苦労と思わない、このような思考を持つ方々だからこそ、一つの道を極めることができたのであろう。

人間としても魅力的なマイスターの存在を多くの方々に周知することが、技術・技能に対する関心を高め、産業の振興や豊かな生活を支える技術・技能職者の振興・発展につながり、「ものづくり都市かわさき」の維持・発展に寄与することになる。

今後も「かわさきマイスター」の皆さまのご協力をいただきながら、技術・技能職者の先達となるさまざまな事業を展開することにより、「かわさきマイスターブランド」を構築することが最終的な目標である。

# ドクターカーと救急隊の連携した救急活動

～ 救える命を守るために～

消防局救急課 課長補佐 菅谷 由紀夫



## 1 はじめに

ドクターカーとは、患者監視装置等の医療機械や医薬品を搭載し、医師、看護師等が同乗して救急現場へ出場する救急車である。救急現場に一刻も早く医師が駆けつけて初期診療を行い、収容した患者を医療機関に搬送するまで継続して治療することができる。我が国では、平成20(2008)年の道路交通法施行令改正(同施行令第13条1の5)によって、乗用車ベースのドクターカーで、いち早く医師を救急現場に搬送し、傷病者搬送は医師同乗のもと消防機関の救急車が行うスタイル(欧州型ドクターカー)も可能となり、ラピッド・レスポンス・カーとも呼ばれている。どちらのスタイルも救急現場から治療を開始することができるため、救命率の向上を図ることが期待できる。

今般、川崎市消防局は、日本医科大学武蔵小杉病院(以下「武蔵小杉病院」という。)救命救急センターのドクターカー(欧州型)と連携した救急活動の運用を、平成24(2012)年8月10日から試行的に開始した。これにより、救える命を守るための救急体制が実現し、傷病者の救命に大きな効果をもたらしている。

## 2 試行運用に至るまでの経緯

平成24(2012)年4月に武蔵小杉病院救命救急センター長として就任した松田潔医師は、前任地の山梨県(山梨県立中央病院救命救急センター)において、県全域のメディカルコントロール体制とドクターヘリ・ドクターカーシステムを構築した実績を持ち、

そのノウハウを本市の病院前救護における医療体制に導入したいとの考えを持っていた。そこで同医師は、平成24年度、武蔵小杉病院が系列病院間の患者搬送用として車両を新たに配置したことを好機と捉え、ドクターカーで救急現場に出場するための医師、看護師、救急救命士のスタッフを新たに病院に採用するなど準備を進めた。こうして病院側の体制が整ったことから、消防局に対して、救急現場において生命の危機に陥っている傷病者の救命に取り組みたいと申し入れがあり、これを受け試行運用が実現したのである。

本市では、救急現場において医師による医療行為が必要と判断された場合、現場直近の救命救急センター等に医師の派遣を要請できるシステムを構築し、市内救命救急センター3施設および二次救急医療施設1施設に対して要請をしているところであるが、このシステムでは、送迎を担当する救急隊が医師を施設まで迎えに行き、それから救急現場に向かう仕組みであるため、医師を迅速に派遣することが難しい状況であった。

今回申し入れのあった武蔵小杉病院のシステムは、消防局からの要請と同時に、ドクターカー単独で出場することで、迅速に医師が現場に到着し治療開始することが可能となり、さらに、迎えに行く救急隊の追加出場を要しない点が優れている。

消防局では運用方法等を検討した結果、半年間の試行運用を行った上で、本格運用につなげることで、消防局と武蔵小杉病院との間でドクターカー試行運用の申し合わせを締結することとなった。

### 3 申し合わせの概要

ドクターカー連携の主な申し合わせ内容は次のとおりである。

#### 要請の基準

- ① 多数の傷病者発生が疑われる場合
- ② 救出に時間を要する場合
- ③ 心肺停止および重篤な傷病者と疑われる等、早期に医師の管理下に置く必要があると判断される場合

#### 要請のタイミング(図1～3)

- ① 119番受信時の指令センターから要請
- ② 救急隊の出場途上、あるいは、現場到着後の段階で要請

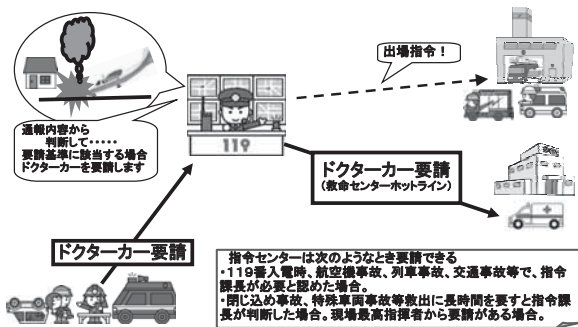


図1 119番通報時の要請イメージ

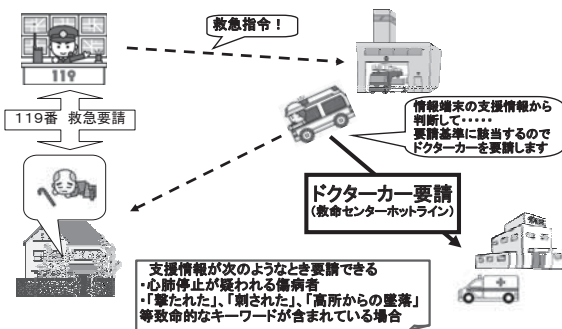


図2 救急出場途上の要請イメージ

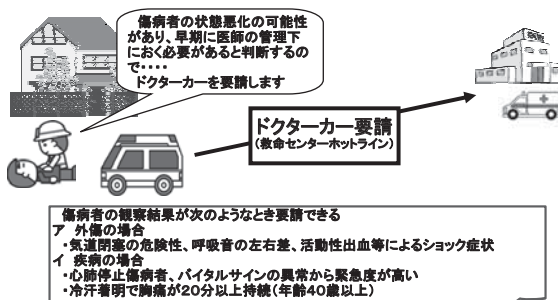


図3 現場到着後の要請イメージ

### 連携方法

原則、救急現場でのドッキング方式。状況により傷病者搬送途中でも可能。

#### 傷病者の搬送方法

原則、消防局の救急車で行き医師等が同乗する欧州型ドクターカースタイルで運用しており、関係者は、ドクターカーに乗せて搬送する。

#### 医師の活動内容

医療行為、トリアージ<sup>\*1</sup>、傷病者搬送指示、医療処置および治療費等に関する関係者への説明、死亡確認等に関すること。

#### 災害現場での指揮権

安全確保の観点から、消防局が担当する。

#### その他

消防局と武蔵小杉病院との間で、次に示す確認を行い、運用方法を定めた。

- ① 救急隊とドクターカーの連絡用ホットラインに関すること
- ② 運用に係る経費(ドクターカーに関わるものは、病院が全額負担)
- ③ 医事紛争に関すること
- ④ 災害補償に関すること

### 4 ドクターカーの概要



日本医科大学武蔵小杉病院ドクターカー

ベース車両	トヨタ エスティマ
乗車定員	5名
搭載資器材	ストレッチャー、医療機器、医薬品等
運用時間	9:00～17:00(通年)
出動範囲	市内全域
乗務員	医師、看護師、救急救命士

## 5 ドクターカー連携活動の実績

---

消防局と武蔵小杉病院ドクターカーが連携した活動実績としては、8月10日から約3カ月の間に16件の連携活動を行い、心肺停止症例8例のうち4例の心拍が再開、餅を詰まらせ呼吸停止の傷病者、重症外傷者に対する現場での治療による安定化など、医師の現場処置により6例が病院収容前に容体改善するなどの結果が報告されている。

## 6 今後の課題

---

消防局と武蔵小杉病院では、試行運用期間の中で活動した連携事例をもとに、定期的な連絡会を設けて活動内容の検証を行い、要請の基準およびタイミングの適否、救急車とドクターカーのドッキングポイント、医師と救急救命士の連携方法、安全管理対策など、同システムを効果的に活用できるように本格運用に向けた準備を進めている。

さらに、同病院へは、救急救命士の再教育として病院実習を委託しているので、実習中の救急救命士をドクターカーに乗車させた研修のあり方も検討する必要がある。また、ドクターカーが24時間体制で出場できるようになれば、さらに、救える命を守ることにつながっていくと考える。ただし、これは、ドクターカーに関わる同病院の医療スタッフ確保等の体制整備が前提となるため、難しい課題である。

今後も同病院と検証・調整を重ね、効果的なドクターカー運用が図れるよう、PDCAサイクルに則ってシステムの完成度を高めていかなければならない。

## 7 おわりに

---

ドクターカーと連携した試行運用を開始して以来、その効果は期待以上の成果を上げており、本市の病院前救護体制における救命率向上には欠かせないシステムになると考えている。救える命を守るための仕組みとして、武蔵小杉病院および市関係局・医療関連団体等と協力し、より良いドクターカーシステムを育てていきたい。

### ※1 トリアージ

大規模災害等で多数の傷病者が発生した場合、最大の救命効果（より多くの命を救うこと）を目的として、重症度・緊急度を評価して、治療（搬送）の優先順位を振り分ける行為



# 「ドラえもん」が川崎市民に!?

～藤子・F・不二雄ミュージアム1周年&ドラえもん誕生100年前記念事業～

市民・こども局市民文化室 担当係長 **山根 崇友紀**



## 1 はじめに～開館1周年を迎えた 藤子・F・不二雄ミュージアム～

2112年9月3日は「ドラえもん」の誕生日。そのちょうど100年前の平成24(2012)年9月3日に、「川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム」(以下「ミュージアム」という。)は、開館1周年の記念日を迎えた。

ミュージアムは、本市の新たな魅力の発信拠点として、藤子・F・不二雄氏(以下「藤子氏」という。)の夢、希望などの大切なメッセージを全国・世界、さらには後世の人々に発信していく文化施設として平成23(2011)年9月3日に開館した。

1周年を迎える約1カ月前の8月16日に来館者数が50万人を突破し、年間目標を達成した。来館者は、市内外を問わず、アジアをはじめとする海外の国々からもお越しいただいている。また、子どもから大人まで幅広い世代の方にお越しいただいております。藤子氏の作品が世界中で年齢を問わず愛されていることをあらためて実感している。

施設の運営は、藤子氏の著作権を管理している株式会社藤子・F・不二雄プロ(以下「藤子プロ」という。)の出資会社である株式会社藤子ミュージアムが、指定管理者として、SF(すこしふしぎ)や、ホスピタリティ(おもてなし)の精神などのミュージアム基本理念に基づいて行っている。何度も訪れたくなるミュージアムの実現に向けた取り組みとして、藤子氏の作品の世界観を大切に、季節感のある原画展示やイベントを、カフェ・ショップの取り組みと連携して実施してきた。その他、多数の来館者が期待できるゴールデンウィーク(4月29日～5月5日)、夏休み(7月20日～8月31日)には、無休で営業を行うとともに、生田緑地を意識して自然に親しんでも

らうため、3階「はらっぱ」の芝生を開放した。また、日照時間が伸びる夏休みには、遠方からの来館者にゆっくりご覧いただくことなどを目的に、通常午後6時までの開館時間を、1時間延長して午後7時までとするなど、積極的なお客様サービスの向上に取り組んでいる。

## 2 より魅力を高めるための市の施策展開 ～時機を捉え、関係者と協力して事業を展開～

川崎市においては、ミュージアムへの愛着と興味を高めるとともに、生田緑地など周辺地域の魅力向上を目的として、ミュージアム1周年&ドラえもん誕生100年前の好機を捉え、指定管理者、藤子プロ、多摩区役所、地域と協力して、平成24(2012)年にさまざまな記念イベント、広報、周辺環境の整備などに取り組んだ。

### 直行バス車内ポスターの掲出(6月29日～)

小田急線・JR南武線登戸駅とミュージアムを直行で結ぶ「藤子・F・不二雄ミュージアム線(市バス)」は、ミュージアムへの交通手段としての役割の他、生田緑地東口へも1時間に1本程度運行され、地域の回遊性を高める役割を期待されている。また、内外装を藤子氏のキャラクターで装飾するなど「遊びゴコロ」満載のバスであり、街中を走っていると誰もが振り返って注目するような、この地域の新しい顔として街並みの形成に寄与している。そこで、この直行バスのさらなる魅力向上と、生田緑地の回遊性向上のため、キャラクターがデザインされたポスターを車内に掲出し、ミュージアム情報と併せて、岡本太郎美術館、日本民家園、かわさき宙と緑の科学館などの施設および生田緑地を紹介した。

### 市制記念日市民招待デーの実施(7月1日)

開館後、初の川崎市制記念日に、市民2,000人を抽選でミュージアムに招待したところ、応募総数1万995通、人数にして3万4,285人と多数の応募があった。ミュージアムへの市民の注目の高さを実感した。

### キャラクターモニュメント増設(8月31日)

来館者の目を楽しませ、地域の回遊性の向上を図るとともに、地域住民のミュージアムへの愛着と興味を高めることを目的に、藤子プロの協力を得て、最寄駅(小田急線・JR南武線登戸駅、小田急線向ヶ丘遊園駅、JR南武線宿河原駅)からミュージアムまでのアクセス路に、モニュメントを増設した(3カ所)。増設に当たっては、豊かな自然など豊富な資源を有する当該地域の特徴や雰囲気配慮した、街並みに溶け込むようなデザインとし、既存モニュメントとの連続性を持たせた。



モニュメント  
(ドラミちゃん)

### ミュージアム周遊マップ配布(7月20日～)



ミュージアム周遊マップ(表)

川崎に土地勘のない来館者にも、キャラクターモニュメントをはじめ、周辺の観光施設やお店などを気軽に訪れていただけるよう、ミュージアムから最寄駅までの周遊マップを多摩区役所、同区観光推進協議会の協力を得て作成し、来館者へ配布することにより、地域の回遊性の向上および観光振興を図った(裏面には、生田緑地および生田緑地4館施設の紹介を掲載)。

### 生田緑地4館スタンプラリー(7月20日～9月30日)

緑豊かな夏の生田緑地で、生田緑地の魅力および回遊

性の向上を目的に、ミュージアムなど生田緑地にある4つの施設を巡るスタンプラリーを各館と連携して実施した。全てのスタンプを集めた方(3,639人)に、記念品として、藤子プロの協力により制作したドラえもん誕生100年前記念クリアファイルを贈呈した。

### ドラえもんへの特別住民票交付・一般配布(9月3日～)



阿部市長から伊藤館長へ  
ドラえもん特別住民票を交付

平成24(2012)年9月3日(月)に、ミュージアム1周年&ドラえもん誕生100年前を記念し、ミュージアムにおいて、市長からドラえもんへ特別住民票を交付し、大勢の来館者の皆さんと共に祝った。

また、同日から市内7区役所と川崎区2支所で特別住民票の限定配布(12万9,300枚)を開始し、市ホームページからも9月末日までの期間限定でのダウンロードサービスも提供した。ダウンロードサービスについては、開始後2日間でアクセス数が100万件、ダウンロード数が6万8,000件を超えるなど、予想以上の人気となり、配布期間を10月末日まで延長した。

この「ドラえもん特別住民票」については、ミュージアムPRのため、藤子プロおよび指定管理者の全面協力により実現することができたものであるが、新聞やテレビ、インターネットなど幅広いメディアで何度も取り上げられ、また、日本国内のみならず、アジア、ヨーロッパからも問い合わせをいただき、藤子氏の作品の人気と注目度の高さに驚かされた。

余談ではあるが、「ドラえもん」のまんが作品の中で「スネ夫」の住所があるとされている他都市の方から、「ドラえもんの住所は川崎市ではない」旨の抗議をいただ



ドラえもん特別住民票

いたこともあった。藤子プロとも協力して世界観を大切にしているが、作品の注目度の高さをあらためて確認するとともに、

作品が世界中で多くの人々から愛されていることを実感した。また、多くの方に話題を提供できたことは、ミュージアムのPRとして大成功であったとも感じている。

#### キャラクターすかし入り住民票等証明書の交付 (9月3日～平成25(2013)年9月3日)

光を一定の角度から当てると「ドラえもん」「パーマン」などのキャラクターが浮かび上がって見える住民票等証明書を1年間の期間限定で交付している。本物の住民票の写し等に使用する改ざん防止用紙にキャラクターを活用するという川崎市初の試みであり、所管部署(市民・子ども局戸籍住民サービス課、財政局市民税管理課)と協力して実現に向けて取り組んだ(詳細は本書p.92を参照)。

#### ミュージアム開館1周年記念イベント(9月16日)

多摩区役所において、ミュージアム1周年記念イベント「わく多ま!～みんな、ありがとう!藤子・F・不二雄ミュージアム1周年～」を区と共同で開催した。日曜日だったこともあり、約1,800人の来場者が集まった。

市民館大ホール等において、区内で活動する団体や小中学生によるアニメ主題歌の演奏や、キャラクターの折り紙、お面づくりといった体験コーナーなど、藤子氏の作品にちなんだ催しを、地域の皆さんと連携して実施した。また、会場内では、等身大ドラえもんを9月3日に交付された特別住民票と一緒に写真が撮れる撮影スポットを設置したり、新たにお披露目した「藤子・F・不二雄ミュージアム新スタンプラリークイズ」を実施した。

地域の皆さんには、開館前から継続してミュージアム事業の推進にご協力をいただいているが、今後ミュージアムが10年、20年と持続的な事業展開を行っていくためには、地域の理解を得、また、誇りや愛着を持ってもらえるようなミュージアムづくりが欠かせないため、市としてもミュージアムと地域がコミュニケーションを図りながら、時間と段階を経て関係を築いていけるように、役割を果たしていきたいと考えている。

### 3 今後のミュージアム事業の展開

開館から1年が経過した現在も、関係する方々のたゆみない努力により、ミュージアムは連日多くの来館者にぎわっている。このにぎわいを持続していくためには、

第一に、ミュージアム自体の魅力向上と広報の充実が重要と考える。ミュージアムでは、平成25(2013)年1月にオープン後初めてとなる大規模な展示替えを行い、藤子氏のライフワークであった「大長編ドラえもん」に焦点を当てた原画展を、約1年をかけて全3期開催する。一般公開前にはプレス向けのお披露目会を開催し、広報の充実を図った。今後も、今回の「ドラえもん誕生100年前」のように、ドラえもんをはじめとする藤子氏の作品に登場するキャラクターの誕生周年などの時機を捉えた取り組みを実施していきたいと考えている。

第二に、ミュージアムの立地する生田緑地をはじめ、豊富な地域資源を有する周辺地域と連携した魅力づくりの推進である。本市は、これまでミュージアムの周辺環境整備においても、単にミュージアム来館者だけを考えるのではなく、その他の観光客、地域のにぎわいや交流空間づくりに努めてきた。今後も、ミュージアム周遊マップによる情報提供や、生田緑地や立地する岡本太郎美術館等の近隣施設との連携などに取り組み、地域の価値と魅力を高めていきたい。

最後に、言うまでもないことであるが、本事業には、ミュージアムの魅力の原点である藤子氏の作品の著作権などの知的財産権の管理者である藤子プロとの連携協力が欠かせない。これまでのミュージアム開館、運営において築いてきた信頼・協力関係を今後もより深めていくために、市としても、世代や場所を超えて共感される藤子氏の作品の世界観を大切にして、相互理解に基づいて事業展開を図り、ミュージアムや周辺地域の魅力の向上に結びつけていきたい。

# 住民票の写し、印鑑登録証明書に ドラえもん！

市民・こども局戸籍住民サービス課長 豊村 和弘



平成24(2012)年9月3日の藤子・F・不二雄ミュージアムの開館から1年、ドラえもん誕生まで100年という好機を捉えた取り組みの一つとして、住民票の写しや印鑑登録証明書等の各種証明書に用いる改ざん防止用紙に、ドラえもんやパーマン等の藤子・F・不二雄氏の著作物のキャラクターを取り入れた。

住民票の写しをはじめとする各種証明書については、自治体等が証明する公的な書類であることから、記載されている文字等が判読しづらいということがないようにする必要がある。また、これらの証明書は、市民の方々がさまざまな理由で利用されることから、キャラクターが際立ち過ぎず、あらゆる場面で違和感が生じないことも必要だ。

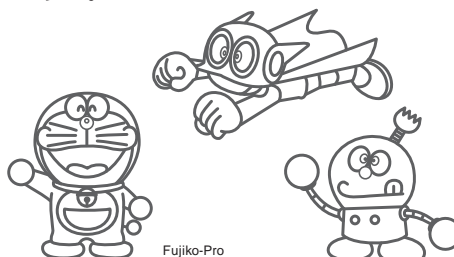
さらに、「ちょっとした遊び心」というミュージアムのコンセプトをさりげなく表現したいとの藤子プロの意向も踏まえ、改ざん防止技術の一つである「すかし」によってキャラクターを表現することにした。なお、用紙全体のデザインについては、キャラクター入りの改ざん防止用紙使用の決定から開始までの期間が限られていたこと、および使用の期間が1年程度であることなどを考慮し、既存の改ざん防止用紙をベースとし、加えて、藤子氏のキャラクターを「すかし」という形で新たに配置することとした。この方針のもと、藤子プロにキャラクターのデザイン案を何通りか作成していただき、検討の結果、現在使用しているデザインに決定した。

これまで使用してきた本市の改ざん防止用紙における技術として、隠し文字(コピーすると「複製」の文字が浮かび上がる)、すかし(市章)、マイクロ文字印刷(コピーした場合に再現できない極めて細かい文字を文様として印刷)などがあるが、

今回キャラクター部分に使用した「すかし」では、一定の角度から光が当たると視認することができる新しい技術を取り入れている。また、新しい改ざん防止用紙の導入に当たっては、証明書の取り扱いに疑義や混乱を生じさせないように、所管の法務局および近隣の自治体などへの周知を行っている。

ところで、本市における改ざん防止用紙は、以前は戸籍・住民基本台帳関係事務用と税関係証明用とは、業務所管が異なることから、それぞれが独自のものを使用していた。しかし、平成19(2007)年5月から同じ行政サービス端末および行政サービスコーナー窓口から両方の証明書を交付することとなったため、これを機に仕様の統一を行うとともに、機器への用紙充填作業における誤りが生じないように天地がないデザインへと変更している。

なお、このキャラクターのすかし入り改ざん防止用紙の使用は平成25(2013)年9月3日までとなっているが、それ以降使用するものについては、新たな技術およびデザインの導入を検討しているところである。それまでの間、市内の各区役所・支所・出張所で交付しており、本市に住居登録がなくとも住基ネットに接続した市町村に住居登録があれば、川崎市の各区役所で自分の名前の住民票の写しを取得できるので、取得してみたいかがだろうか。



すかしで使用されているキャラクターデザイン

# 防災の視点を取り入れたまちづくり

～ 震災に対する避難施設の確保と防災訓練の充実に関する研究 ～

建設緑政局公園緑地課 清田 陽助



## 1 はじめに

川崎市では、職員の政策形成能力の向上と研究成果の施策への反映を目的として「政策課題研究事業」を実施しており、平成24年度は、「防災の視点を取り入れたまちづくり」をテーマに6名の研究員が研究を行った。研究チームでは、防災対策の中でも特に震災対策を中心に研究を進め、防災対策の先進都市である神戸市や静岡県、アメリカ(サンフランシスコ市、オークランド市、バークレー市)、台湾(台北市等)への視察、関係部署や有識者へのヒアリング、アンケート調査等を実施し、考察をまとめた。詳細は報告書に取りまとめているが、本稿ではその概要を紹介する。

## 2 研究課題の設定

### 本市における震災対策の概要

本市では、川崎市地域防災計画(震災対策編)を基軸として震災対策を進めており、同計画の実効性を高め、減災目標を達成するための施策を実施・推進する計画(実

表1 川崎市地域防災計画における避難所等の位置付け

種類	定義
広域避難場所	震災及びその二次災害により、広域にわたって大きな被害が予測される場合、被害から逃れるための必要な面積を有する公園、緑地、グラウンド等。
一時避難場所	地域住民等が震災(建物の倒壊、火災の延焼拡大、危険物の流出・漏えい、津波など)から身の安全を図るため、一時的に避難する公園等空地及び協定により確保した場所。
避難所	避難勧告・指示の対象となる者が避難するところ。また、地震被害による家屋の倒壊、焼失などの被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者が避難するところ。さらに、避難者を一時収容、保護し、生活機能が確保できる施設。

行計画)として川崎市地震防災戦略を平成23(2011)年3月に策定している。現在、東日本大震災の発生を受けてこれらの計画の見直しを進めているところであり、地域防災計画については平成24(2012)年7月に第1期修正を公表し<sup>\*1</sup>、地震防災戦略についても平成25(2013)年2月に改定素案に対するパブリックコメント手続を実施するなど、改定に向けた取り組みを進めている。

### 研究課題の設定

研究課題の設定に当たっては、本市の防災関連資料の調査や関係部署へのヒアリング等により、川崎市の特徴および課題の整理を行った。その結果、①避難施設の確保や、②人口および住宅が過密集中した状況における避難施設に対する多様なニーズへの対応、③都市再開発など高度な都市化の進展に対応した防災訓練の実施、を課題として抽出した。

本市地域防災計画では、地域住民の避難のための施設等について、表1のとおり位置付けているが、この名称や定義(機能)、分類は自治体によってさまざまである。そこで本研究では、本市地域防災計画の位置付けを踏まえつつ、より広範な避難のための施設等の確保を検討するため、地域防災計画上の「避難所」を含む「避難者を収容・保護し、生活機能が確保できる施設」<sup>\*2</sup>を「避難施設」として広く定義することとした。

その上で、震災対策について、ハード的な視点からの「避難施設の確保と活用方法」およびソフト的な視点からの「目的に即した防災訓練の手法」の二つの課題について研究し、双方の結果について総合的に考察を行い、「防災の視点を取り入れたまちづくり」について提案することとした。

### 3 避難施設の確保と活用方法に関する研究

#### 避難施設の確保に向けた検討

阪神・淡路大震災時の避難施設の利用実態について文献調査を行ったところ、神戸市内で避難施設として利用された施設のうち、市であらかじめ避難施設として指定していなかった施設が約69%に上ったこと、同様に避難施設として利用された施設の約23%が民間施設であったことが分かった。

こうした状況に対し本市では、地震防災戦略に基づき、一時避難が可能となりうる施設等を調査・把握し、大地震発生の際に活用できるよう、関係機関（区役所、私立学校、大学、民間企業等）と調整し、一時避難場所の拡充を図っている。また、現在指定している風水害時の避難所補完施設<sup>\*3</sup>の見直し検討と併せて、震災時においても避難所補完施設の指定が可能かどうかの検討を行っているところである。

このような取組状況を踏まえ、研究チームでは、現在本市の地域防災計画において指定されている避難所に加えて、それに準ずる施設や協定により確保する施設を位置付けることによって、避難施設の量的な確保が一定程度図られるのではないかと考え、その可能性について検討を行った。

そこで、他都市における避難施設の指定状況について、川崎市を除く指定都市にアンケート調査を行ったところ、公共施設においても、本市が現在避難所として指定していない文化施設や保育園といった施設を避難施設に指定している例が見られた。本市においても、これらの施設を避難施設として指定することができれば、避難施設の量的な確保が可能になっていくものと考えられるが、指定する施設を増やすことには財政的負担や災害時の人員配置などの課題もあり、検討には一定の期間を要する。また、避難施設の新たな指定や設置の検討に当たっては、本市の地域防災戦略において地震被害想定調査での避難者数を考慮するとしているように、当該避難施設を利用する住民の範囲（誘致距離）や地理的特徴など、各々の地域特性を分析した上で指定を行っていく必要がある。

#### 避難施設の確保等に向けた取り組みの考察

前述のアンケートから、名古屋市では、民間施設を活用した避難施設等の確保に向けて、地域と企業等が覚書

等を締結する仕組みを設けていることが分かった。このような取り組みは、地域の状況に応じた避難施設の確保に有効であるほか、市民に避難施設確保の必要性を認識してもらう契機にもなると考えられる。

また、神戸市でのヒアリング調査で分かった阪神・淡路大震災の事例を考えると、避難施設として事前に指定を行っていない施設について、震災発生後に緊急的に避難施設として指定しなければならない例も出てくると想定される。この場合、災害時に迅速に対処できるように、それぞれの施設の避難施設としての機能をあらかじめ把握しておくことも必要である。本研究では、各施設の避難施設としての機能を把握するための一つのモデルとして、各施設を類型化し、カルテとしてその特徴をまとめた。

今後は、施設の機能や役割を明確にし、複数の施設を相互に連携させて運用することができれば、避難施設へのニーズをより高いレベルで満たすことができると考えられる。

### 4 目的に即した防災訓練の手法に関する研究

#### 防災訓練の実施・参加主体の明確化と手法の整理

研究チームではまず、訓練を実施し参加する主体によって望ましい訓練手法が異なり、また、それらを相互に連携させることでより効果的な訓練が可能となると考え、防災訓練を行う主体の役割を明確にし、互いの連携を図る上での指標として活用することを目的として、本市地域防災計画上の位置付けや総合防災訓練の参加主体などを参考に、防災訓練を行う主体を①行政、②防災関係機関、③事業所（企業）、④学校、⑤住民組織、⑥市民活動団体の6種類に分類した。

次に、望ましい訓練手法は訓練の目的によっても異なると考えられることから、訓練の目的を「知識と技術の習得・慣熟」、「各防災計画等の認識・修正」、「協力・協働の確立」の三つに整理した。

さらに、防災訓練の種類について、自治体や防災分野で活動するNPO法人へのヒアリング調査や文献調査をもとに整理したところ、71種類の訓練が存在することが分かった。既存の文献等では、防災訓練を行うに当たっての目的や方法等について統一的に整理されているものが見当たらないことから、本研究では①種別、②成果の活用場面、③規模、④対象、⑤難易度、⑥時間の6項目に

ついて整理し、「防災訓練の分類表」を作成した。

### 目的に即した防災訓練の実施に向けた考察

研究チームでは、これらの分類をもとに、具体的な目的(場面)と主体、手法の望ましい組み合わせについて検討を行った。本研究では考察のみにとどまるが、今後さらに訓練の対象者を細分化するとともに、これらを体系化してカタログ化することで、防災訓練の主催者が目的に応じて適切な訓練を効率的かつ効果的に選択できるようになると考える。

また、訓練を実施し参加する主体の相互連携の例として、本市における避難所開設訓練の例を挙げる。現在、川崎市では、大規模地震災害の発生時における迅速な初動活動を行うため、市内に在住する職員が地域要員として指定された避難施設に参集する動員体制を整備しており、各区で行っている避難所開設訓練では、訓練に地域要員が参加する取り組みも行われている<sup>※4</sup>。こうした取り組みは、職員も自身が避難施設で担う役割を把握でき、災害時の動員体制をより効果的に機能させるために有効である。避難施設の運営に当たり住民組織と行政の連携を図っていくためには、今後もこのような取り組みをさらに推進していく必要があると考える。また、住民組織との顔合わせや話し合いの場を設けることにより、行政と市民の密接な連携を図ることができるだけでなく、専門的な知識や技術の普及と日頃の活動を支援しやすい共助の体制づくりが可能となる。

## 5 防災の視点を取り入れたまちづくりに向けて

先に述べたように、本研究では、避難施設の確保に向けた対応として、新たな避難施設の指定や協定の締結などによる避難施設の量的確保の可能性について指摘した。



防災訓練の一種、避難所運営ゲーム(HUG)を実際に体験

しかしながら、災害発生後の避難施設の運営については避難者自身が中心となっていくと思われることから、避難施設の確保に当たっても、避難施設の運営に関する知識や経験を有した地域人材を育成していくことが必要である。また、情報伝達・連携等の円滑化に向け、職員の参集訓練や若手研修・管理職研修などの階層別研修における防災に関するプログラムの実施も望まれる。

また、避難施設として施設を利用するための協定締結に当たっては、市民(町内会・自治会等)が地域の防災上の特性や避難施設の機能を把握することが重要であるが、これには図上訓練や有識者による講義等を取り入れたワークショップなどの開催が有効であろう。さらに、協定を結ぶ施設の所有者に避難施設の運営に関する知識と理解を深めてもらうため、これに関連する防災訓練を積極的に行うことも重要である。

加えて、「自宅こそが最良の避難施設」という観点に立てば、身近にできる「自助」の視点から、各家庭において食糧等の備蓄や、耐震化等を行っておくことで自分の家の「避難施設」機能を確保することが大切である。そのためには、個人が日頃から防災を意識し、災害対応能力や防災知識を高めてもらえるよう、地域のイベントと併せた防災訓練の実施や、家庭内で簡単にできる訓練を推奨していくことが望まれる。

以上のように、「避難施設の確保と活用方法」というハード面の施策と、「目的に即した防災訓練の方法」というソフト面の施策とを総合的に推進していくことにより、防災の視点を取り入れたまちづくりを進めていくことができると考えられる。

最後に、本研究を進めるに当たり、多大なご支援とご協力を賜った多くの関係者各位に謝意を表するとともに、今回の研究活動を通じて向上させることができた課題発見・解決能力や、研究員同士の協力、他団体との交流によって培った協調性を大切に、日々の業務の中でも十分に活かしていきたい。

- ※1 平成25年度上半期に地震被害想定を踏まえた第2期修正を予定している。
- ※2 ここでは、いわゆる「福祉避難所」などのように避難者を限定した施設や、災害発生から一定の時間において避難するための施設を含むものとする。一方、帰宅困難者の受け入れのための施設は含まないものとする。
- ※3 住民が容易に避難できるよう地域の実情に応じて、公共施設、町内会館等の民間施設から避難所を補完する施設として確保するもの。
- ※4 平成24年9月から平成25年2月末までの間に13カ所で開催されている。

# 東日本大震災と災害廃棄物処理

～環境省研修でのさまざまな業務を通じて～



環境局廃棄物指導課 環境省派遣 ] 両瀬 真和

## 1 災害廃棄物処理を中心とした課の業務

私の配属先である環境省廃棄物対策課では、一般廃棄物に関するさまざまな業務を行っており、通常業務としては、廃棄物処理法<sup>\*1</sup>改正や環境研究総合推進、廃棄物処理施設等整備促進、その他さまざまな廃棄物関連調査等が挙げられる。

また、廃棄物処理法上では、産業廃棄物以外の廃棄物は一般廃棄物と規定され、東日本大震災で生じた災害廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)のほとんどが一般廃棄物に該当することから、震災以降、当課の業務の中心が災害廃棄物処理となっている。よくメディアで取り上げられている災害廃棄物の広域処理や、指定廃棄物処理、最終処分場選定等は、まさに当課で取り組んでいる業務であり、平成25年度末までに災害廃棄物の処理を完了させる目標を立てている<sup>\*2</sup>。さらに、目標の達成に向け、特に宮城・岩手県の沿岸市町村においては、平成24年度中に約60%処理を完了させる中間目標を定め<sup>\*3</sup>、対応を進めているところである。

なお、通常業務は災害廃棄物処理と並行して行われているため、人手不足に陥っている状況が現在も続いている。極限まで効率化を図っているため、係業務の境界が曖昧な状態となっている場合が多く、私自身も4人の係長・課長補佐のもとで複数の業務を行っている。

本業務の中でさまざまな業務経験が得られると同時に、災害廃棄物の処理に対する国の方針の定め方、取り組み方、周知方法等、業務を通じてさまざまな動きを直に学ぶ事ができ、非常に貴重な経験を積むことができていると感じている。

## 2 自分の担当業務

私は、環境研究総合推進業務を中心として、他にダイオキシン類排出実態調査や下水道合特法<sup>\*4</sup>に関する疑義照会等を担当しており、その他の突発事務として、固定価格買取制度(FIT法)<sup>\*5</sup>に関する調査や、災害廃棄物処理に関する各種業務(計画停電調査や、災害廃棄物処理に関するさまざまな疑義照会等)の対応をしている。

業務中で最もウェイトの大きい環境研究総合推進業務では、環境問題の解決や循環型社会形成に寄与する研究に対して補助金を出し、研究成果を行政施策に反映させるべく遂行している(図1)。平成24年度では、全プロジェクト225件のうち98件を廃棄物処理関連として当課で採択しており、現在その進捗管理を実施しているところであるが、中でも復興特別会計で採択された10件については、東日本大震災で生じた災害廃棄物の処理におけるさまざまな課題を踏まえ、研究成果の復興への貢献を目指すとともに、阪神大震災以降改定されていない震災廃棄物対策指針の改定



図1 環境研究総合推進費概要



に向け、研究成果を指針に取り入れるべく進めているところである。なお、指針改定は、災害対策基本法に基づき全国地方自治体が作成している地域防災計画の適切な見直しに役立ててもらふことを目的としている。

### 3 環境省と川崎市とのつながり

当課で行われている各調査業務では、廃棄物処理施設の運転管理や廃棄物処理計画に関連する内容が多く、一般廃棄物処理が自治事務であるという特性から、全国市町村へ照会する機会が多い。中でも、過去に重大なごみ問題・公害問題に直面し、先進的に取り組んできた川崎市の一般廃棄物処理の運用方法については、課内でも参考となる点が多いと認識されており、私が川崎市環境局の廃棄物指導課（許可関係）、処理計画課（ごみ処理計画）および施設整備課（施設維持管理）等と意見交換した内容が、そのまま調査結果や疑義照会回答に反映されることもある。

川崎市での業務経験が国で活かされると同時に、国で得た経験も川崎市に持ち帰って活かしやすい職場であると思う。

### 4 環境省職員への川崎市廃棄物処理施設案内

当課では、廃棄物処理法について精通している者は多いものの、施設構造や維持管理手法等について詳しく知る者は少ない。

そこで、各担当係長や課長補佐からの要望もあり、川崎市臨海部にある浮島処理センター（焼却場）やリサイクル施設等の施設案内を行い、一般見学では通常見ることのできない施設内部構造や運転状況について、議論を交わしながら見学をした。結果は非常に好評であり、法令係長からの「より良い法律や制度を作る上で、実際に運用している現場を知ることの重要性について強く再認識した。災害廃棄物処理を進める上でも今回の経験は非常に役に立つ」との発言が印象に残った。

というのも、私の川崎市での前の職場は、本庁勤務ではあったものの、現場に足を運びながら仕事を進めることが多かったが、今ではほとんど内勤であり、また、環境省（本省）職員はそもそも現場に足を運ぶ機会が多くないことから、前述の法令係長の言葉は、現場に行く機会がほとんどなくなった今の状況では身に染みて感じているからである。

何か企画的な仕事を進める際、関連する現場知識が豊

富であれば、維持管理コストや運用方法、計画時期等で望ましい仕様にする事ができる。また、請負業者等とのやりとりにおいても、いわゆる「業者の言いなり」となることがなくなり、適切な工程監理が可能となる。逆に、現場勤務となった場合は、企画部署での経験が豊富であれば、より効率的で合理的な業務改善が期待できる。



省庁職員の川崎市浮島処理センター案内(焼却炉内にて)

現場と企画部署の両方の業務経験を積むことで、さまざまな局面で柔軟な対応が可能になることから、積極的に両方の経験を積んでいきたい。

### 5 環境省での業務を通じて

私はこれまで、国の取り組み等について知る機会が少なく、自治体目線から「国はなんでもっとこうしないのだろう」といった疑問を感じることもあった。しかし、実際に国で働いてみると、国は対全国民という視点で物事を捉えることが多く、特に災害廃棄物処理を通じて自治体の考え方とのギャップを感じた。

また、逆に国の職員から「都道府県や市町村はなんでもっとこうしないのだろう」といった話を受けることがあり、それぞれの立場によって固有の事情と考えがあって、どうしても自分の立場を中心に物事を考えがちになることを再認識したところである。

環境省でのさまざまな業務を通じて、国の視点や考え方について学び、川崎市へ戻った時には、バランス良くさまざまな視点から判断できるようにし、市政に貢献していきたい。

異動前、当時の部長・課長に呼び出され、「環境省で働いてみないか」と提案を受けた時はすごく悩んだが、今では「貴重な経験ができたので承諾して良かった」と心から思う。

- ※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ※2 環境省「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針」(2011) p.5
- ※3 環境省「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」(2012) p.10
- ※4 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法
- ※5 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

# 「人・自然・食を未来につなぐ 交流都市」に派遣されて



総務局人材育成課 氷見市派遣] 露木 洋明

## 1 派遣研修先・氷見市の概要

氷見市は富山県の西北部の能登半島東側付け根に位置し、人口は約5万2千人、主な産業は漁業および農業の都市である。現在の氷見市の地域は江戸時代に加賀藩の領内だったため、明治時代前半は石川県に属していたが、その後石川県から分離した富山県に属するようになった。町村制や郡制の施行を経て、昭和27（1952）年に市制へ移行し、派遣された平成24（2012）年は市制60周年の記念の年であった。「第8次氷見市総合計画」がスタートした年でもあり、本稿のタイトルは計画の中で氷見市が今後目指す都市像の表現を使わせてもらった。

氷見（ひみ）という地名の由来が「海の漁火が見えるところだから火見といった」という説もあるのが象徴するように古くから海とのつながりは強く、「天然のいけす」と呼ばれる富山湾の中でも特に良好な漁場である氷見沿岸では四季を通じてたくさんの種類の魚が水揚げされている。その漁法は水産資源の乱獲を防止する資源管理型の「越中式定置網」が中心となっており、氷見市はその発祥の地である。

## 2 川崎市と氷見市の交流

「どうして川崎市と氷見市が交流しているのか」。これは多くの人に質問されることである。両市の交流は“京浜工業地帯の父”と称される浅野総一郎氏が氷見市出身であることがきっかけといえる。川崎市臨海部には浅野氏ゆかりの地名が存在しており、名称どおりの川崎区浅野町や、浅野家の家紋である扇が由来とされる川崎区扇町などが代表例である。浅

野総一郎氏の生涯を描いた映画「九転十起の男」シリーズが製作され、この映画に川崎と氷見の両市長をはじめ両市の関係者が多数出演したことから交流が活発となり、平成20（2008）年に商工会議所間で友好提携を結んだ。平成23年度からは市役所間の人事交流が開始している。さらに平成24（2012）年には農協間で「激甚災害時における相互支援協定書」の締結や商工会議所間で人事交流が始まるなど、両市の交流はますます拡大しているところである。

## 3 氷見市役所での業務内容

私は平成24年度から1年間の予定で氷見市役所へ派遣され、課長以下14名で構成されている商工観光戦略課の観光担当として勤務している。市役所全体の職員数が約400名ということから、職員同士が名字ではなく名前呼び合うことも珍しくないなど非常に和やかな雰囲気にも包まれているのが印象的である。私の主な業務内容はイベント開催時の運営や市外出張を含めた観光宣伝などである。氷見では数多くの祭りが開催されていて土日関係なくその運営に従事することが多い。また、イベントの宣伝を含め氷見への誘客のため遠方へ出張することも度々あり、友好都市である川崎市への出張も計画に入っている。また、周辺自治体で行われるイベントにも頻繁に出張宣伝に行くこともあり、積極的な行動力が必要とされる職場である。

## 4 氷見を代表する観光資源

氷見市の観光担当者として、ここで氷見市の特徴

的な観光資源の中で代表的なものを三つ挙げさせてもらいたい。

### 海越しの立山連峰

氷見市の海岸線から3,000m級の山々からなる立山連峰が富山湾に浮かぶように見ることができる。このような景観を望める場所は世界の中でも氷見海岸から隣接する高岡市の雨晴海岸にかけてしか確認されていないといわれており、非常にまれな景色である。1年のうち50～60日しか見ることができないが、冬の冷え込んだ晴れた日は見ることのできる確率が高くなる。この絶景は観光パンフレット、雑誌、テレビなどでよく取り上げられ、氷見市長や富山県知事の会見の背景にも使われているなど氷見市のシンボルとなっている。

### ひみ寒ぶり

寒ぶりは「富山湾の王者」と呼ばれるほど富山湾の魚の代名詞になっており、その中でも氷見で水揚げされる十分に脂がのって身の引き締まった寒ぶりは全国ブランドとなっていて、寒ぶりを目当てに冬の氷見を訪れる人は多い。「ひみ寒ぶり」というのはより一層の品質保持と信頼の確保を図るために商標登録した名称で、氷見漁業協同組合では①図形商標の登録、②出荷箱の統一、③販売証明書の発行、を行うことでブランドを守る体制の整備を行っている。



氷見市を象徴する魚「富山湾の王者 寒ぶり」

「忍者ハットリくん」や「怪物くん」などのキャラクター「忍者ハットリくん」や「怪物くん」の作者として有名な藤子不二雄<sup>④</sup>さんは氷見市出身で、氷見市の名誉市民になっている。市街地にはたくさんのキャラクター像が設置されている。また、氷見と高岡を結び全線開通100周年を迎えたJR氷見線では「忍者ハットリくん列車」も運行されている。この路線は車窓から海越しの立山連峰を見ることができるため観

光客に人気が高い路線である。また、市内を運行するバスには「怪物くん」が描かれている車両も走っているなど、アニメキャラクターが観光客を楽しませている。



郵便ポストの上にいる  
忍者ハットリくんとシンちゃん

## 5 長期派遣研修を経験して

ここまで読んでもらい氷見への興味を少しでも持ってもらえたのであれば、観光担当者として嬉しいと思うと同時に研修の成果があったと言えることができるかもしれない。

一人前であるかのように氷見の紹介をしているが、実のところ私はこれまで観光の仕事を経験したことはなく、氷見は派遣研修によって初めて訪れた場所であった。全く観光に関する知識がない状態の中で観光振興を担当することになったが、同僚職員をはじめ多くの人々に助けをもらいながら業務を行い、その中でさまざまな分野で活躍している方々と交流できたことは素晴らしい経験であり自分にとっての大きな財産となっている。派遣研修終了後は研修中の経験を川崎市役所での業務に活用していくことはもちろん、川崎と氷見の交流がさらに進展していくようたとえ微力でも貢献していくことで、今回の研修中にお世話になった両市の関係者へ恩返しをしていきたいと考えているところである。

私は以前から派遣研修に興味はあったもののなかなか申し込みまで至らなかった。もちろん申し込みをすれば必ず派遣されるという訳ではないが、申し込みをしなければ何も始まらないのも事実である。興味のある公募先があったらまずは申し込みをして、希望どおり派遣されることが決まればその研修先でしか経験することのできない貴重な時間を過ごすことができるはずである。派遣研修経験者としての意見・感想を最後に述べ、本稿の締めとする。

# つながり合う人たち、 コミュニティの再生を目指して

～ NPO法人まめな人生・コミュニティカフェ「まめり」の誕生～

NPO法人まめな人生 代表 有北 いくこ



「人が集まる、話ができる、お互いが助け合う」関係づくりを目指し、「NPO法人まめな人生」を立ち上げ、0歳～100歳が集える場として、コミュニティカフェ「まめり」を平成24(2012)年4月に開店して以来、10カ月。ここに集うお一人お一人のお話に、人生に、毎日目を開かれる思いで過ごしています。

私は平成5(1993)年に子育て支援の団体「NPO法人ままとんきっず」を立ち上げ、以来20年、60人近いスタッフとともに、数えきれないほど多くの親子に出会い、支援してきました。ままとんサロン、グループ保育、講座、産後ヘルパー、子育て支援センター、育児園、親育て子育て支援者養成講座、育自力講座、情報誌発行、単行本執筆、赤ちゃんふれあい体験など、現在も年間20近い事業を実施しており、地域の新しい親子だけではなく、県や全国へも広く情報発信しながら支援活動を展開しています。中には育自力講座や育児園のように全国で初めて取り組んだ事業もあり、また市内で初めて立ち上げた事業も多く、おこがましいのですが、先駆的な活動で川崎市の子育て支援に寄与してきました。

どの事業も子育て当事者、経験者のお母さんたちが、自分たちが子育てで苦労したことを反映させながら、作り上げてきたもので、お母さんたちのパワーは素晴らしいものがあります。「たまたま子育てまつり」や「子どもの外遊び事業」、「親と子の育児園」、「親育て子育て支援者養成講座」、3カ所の「子育て支援センター運営」など、行政との協働も担当者との協議を重ね、一から積み上げてきました。

しかし、全てが順風満帆だったわけではありません。いくつもの壁にぶつかり、中には途中で諦めた事業もあります。また諸条件からなかなか取り組み



コミュニティカフェ「まめり」外観

ないままで気にかかっていた事業もあります。その中のいくつかをテーマとして、新しいNPOを立ち上げ取り組もうというのが、今回の「まめな人生」です。

子育ての悩みの出口は、案外子育ての外にあることも多く、いろいろな立場、世代の人たちと交流するうちに、子ども自身が力をつけて解決に向かうこともあります。しかし、今地域の中からはそのような近所の交流機会がすっかり消えてしまい、人々が分断され、会話が少なくなっています。日常の中で赤ちゃんからお年寄りまでが集い、さまざまな触れ合いや話ができる場が必要。また社会的弱者といわれる人たち、障がい者や不登校の子どもたち、若くても就労できずに苦しんでいる人たち、孤立した高齢者の方たち、だれもがごく自然に平等に生きられる関係づくりをしたい。お互いがお互いを助け合える地域づくりをしたい。子どもたちがやがて育っていく時に、この地域に生まれ育ってよかったと言える地域にしたい、それが究極の子育て支援ではないかと考え、これまでの経験を糧に新たな挑戦を始めました。

立ち上げにあたっては内閣府の社会起業プランコンペ\*<sup>1</sup>に応募、優秀賞をいただきました。「地域交流と生きがい創出」をテーマに、①コミュニティカフェまめり、②交流事業まめ心、③新しい仕事・生きがい創出事業まめ力、④他世代交流事業こまめ、を実施していくことを目的としています。そして多くの方からのご寄附と応援をいただき、第一の取り組みであるコミュニティカフェ「まめり」を開店することができました。地域コミュニティ再生のための交流、ごはんとおやつを提供、地産地消、作業所製品の販売、不登校児の職業研修、障がいのある人たちの雇用を目指しています。今はまだ道半ばですが、運営に対して財団法人まちづくり市民財団の認定をいただき、徐々に徐々に歩みを進めています。

「まめり」は11坪ほどの小さなカフェで、駅からも遠く、商店街のない坂の多い住宅地の狭間にあります。便利な地域ではないからこそ、そこに課題がある。なんでこんな何もないところで事業を始めたのかと言われるくらい、困難はいっぱいあります。楽に事業ができるのなら誰かがやりますが、何もないところだからそのままでは課題が蓄積していくだけで、より問題が大きくなる。ならば自分が取り組もうと考えてしまうのは、ある意味愚かなのかもしれませんが。時々自分でもなんでこうあえて重荷を背負ってしまうのだらうと思いますが。

ともかくも紆余曲折の中で見つけた場所は住宅街の坂と坂の谷間に位置する大通りに面し、大きな桜の木が店の中から眺められる、少なくとも景色だけは抜群の場所でした。4月の開店当初は来店する人が、皆うっとり満開の桜を眺めたものです。

店の奥には靴を脱いで上がれる6畳ほどの座敷のようなスペース（10人くらいが座れ、おもちゃを置いてあります）を作り、壁には小箱ショップ用の棚を設置。手前は8席ほどの椅子席と情報コーナー、販売物コーナーを設けました。

開店を知ったお母さんたちが早速赤ちゃん連れで訪れ、子どもを這い回らせ、遊ばせながらお茶をし、ご飯を食べ、おしゃべりをしていくようになりました。このスペースは時間貸しもしており、近隣の方

が講師になって講座を開いています。シニアの方たちは膝の悪い方が多いため、手前の椅子席で飲食しながら、カウンターの中にいるスタッフとおしゃべりを楽しみます。90代のご夫婦が杖をつけてケーキとお茶を楽しみに来てくれます。そして時にはお客さん同士を紹介、コーディネートして、顔見知り関係を広げていきます。毎日のように来る慣れたお客さんは、初めて出会う人にも自分から話かけ、どんどん会話を広げます。

近隣の小学校からは、「まちたんけん」の小学生たちが訪れ、「まめり」のパンフレットや歌を作ってくれました。それ以来時々小学生がやってきて、大人との会話を楽しんでいきます。初対面なのに、インコの話で盛り上がるシニアと小学生もいました。

壁はギャラリー仕様にしたため、近隣の方達が写真や油絵、日本画、水彩、スタンドグラス等、さまざまなアート作品の発表の場として使ってくれるようになり、喜寿の記念、米寿の記念の作品展、こどもの絵のグループ展、時にはプロの方の個展等、毎回展示物が変わるたびにお店の雰囲気が変わる楽しみがあります。

多摩区制40周年記念事業・平成24年度磨けば光る多摩事業で採択された「アクティブシニアのためのセカンドライフ講座」では、さまざまな課題を抱えた方が集い、ストレスを吐き出したり、相談したり、同じ悩みを抱える方同士がつながったりしています。健康寿命を伸ばそうということで体操やおしゃべりの講座も企画し、特に女性が元気になっています。また地域活動の先達から学ぶ機会もあります。同じく「地域のみんなのお誕生会」では、赤ちゃんから80代までが集い、子育て中の方はそこで仲間をつくり育児ノイローゼの軽減につながったり、シニアの方は新しい趣味の仲間を見つけたり、赤ちゃんを子守りしてくれたりします。プロの写真家にポートレートを撮ってもらいますが、シニアは良い遺影ができたと話し笑い合います。ここでは死の話もタブーではなく、皆が笑いながら自然に話せるのです。

自主事業のアフタヌーンコンサートでは、毎月赤ちゃんからシニアまでが生音楽を楽しみ、子どもが飽きて泣いても誰も文句を言いません。地域でさ

さまざまな活動をしている方たちも、情報交換や交流の場、時にはストレスを吐き出す場として立ち寄ってくれます。

販売物としては福祉作業所のパンやクッキーを仕入れて販売していますが大変好評で、毎回入荷日を目指して買いに来る方もいます。障がい者の方も納品時に一緒に来て交流していきます。

広報は毎月1回発行の「まめな人生通信」で、近隣に約4,000部をポスティング。その他タウン誌などに協力してもらっています。近隣だけでなく遠い地域からもブログを見て来てくださる方もいます。月1回のバザールにはそういう方たちの出店もあり、とても参考になります。

また、「だれでもサロン」(通常の開店のときもそうですが)では初めて来た方が、いろいろな話をしていきます。障がいのあるお子さんを抱える方、心の病気の方、怪我で療養中の方、不登校児を抱える方、さまざまな理由で就労ができない方など。それぞれの状態によって情報を提供したり知り合いを紹介し、助け合える関係づくりに進むことも少なくありません。地域包括支援センターや子育て支援センター、児童相談所、いろいろな専門職の方たちともつながりができ、特に子どもの問題に対しては、皆が熱心に手を差し伸べようとしてくれます。



朗読の会(講師:秋山雅子さん)

誰もがかつては赤ちゃんでした。そして誰もがやがてはお年寄りになります。そういう人間の人生をそのまま俯瞰し受け入れることで、地域は成り立ちます。思いは壮大ですが、歩みは一粒の豆のごとく、一步一步の毎日です。毎日お一人お一人の人生を聞

くことは、どれだけ人間の尊厳に近づけるか自分が試されているような気持ちになります。それぞれの方の心の温かさ、しなやかさ、強さは、人間として素晴らしいものです。つらいこと悲しいことを持ちながらも、一生懸命生きている人たちがここにいるということ。それこそが尊厳なのだと思います。

また、つながりが希薄になっているといわれますが、人と人とのつながりがこれほど豊かであるとは思わされるほど、実際に毎日誰かと誰かがつながっていき、心のコミュニティが形成されていくようです。ただ、つながる機会や術がなくなっているだけで、実はだれもがつながりたいと願っている。ひしひしとそれを感じます。NPO法人としては生まれてからたった10カ月の赤ちゃんで、今はまだつかまり立ちがやっとの状態ですが、その経験は当初想像していた以上の、何百倍もの重さだと思えます。

運営的にはまだまだ赤字状態で、先行きの不安も実はいっぱいあります。でもこれからも少しずつ少しずつ育っていくことを願いつつ、小さな豆が蔓を伸ばし何本も絡み合い、やがて大木のようになるまで、頑張っていきたいと思います。まめりを通して、皆さんが元気になってくれること、それが目下の一番の願いです。

どうぞ皆さまのご支援、応援をよろしくお願い致します。

#### 連絡先

法人名 NPO法人 まめな人生  
U R L <http://d.hatena.ne.jp/mamenajinsei/>  
メー ル [mamenajinsei@gmail.com](mailto:mamenajinsei@gmail.com)

コミュニティカフェ「まめり」  
所在地 多摩区菅馬場3-7-4-101  
電 話 050-3364-5241

※1 社会起業プランコンペ  
内閣府が行う地域社会雇用創造事業の1つで、社会的企業の事業化を通じて「地域社会雇用」を創造するため、社会起業プラン・コンペティションを通じてスタートアップ等を支援している。

# 生き方が変わるように 信じる気持ち

～ 依存症からの回復～

NPO法人川崎ダルク支援会 岡崎 重人



## 1 薬物依存症を理解する

30年前の日本では、薬中(薬物中毒者)といえは人生がどうにもならない人々であり、法律に触れた人々とレッテルを貼られて過ごしていた。簡易宿泊所、精神病院、刑務所での生活を余儀なくされ、そこで生活をする人が飲酒や薬物使用をやめて自身の生き方が変わると信じられることもなかった時代だった。

そのような中で、依存症者が苦しんでいる依存症者を支援するための施設、DARC(ダルク)<sup>※1</sup>が誕生した。昭和60(1985)年にダルクは東京都に初めて設立され、当事者が主体となって運営を行ってきた。設立より27年が経過した現在は、全国に49カ所(69施設)が点在する。ダルクが行う当事者支援は、依存症からの回復を信じ続けて、現在までのプロセスをたどってきた。

どこから来た人であろうとも、今まで何をしてきたかは関係なく、今苦しんでいるアディクト(薬物依存症者)を回復へとサポートできること、薬物をやめ続けていけることを信じてきた。時折起こりうるリラプス(再使用)は依存症(アディクション)という病気の症状だということを病識として捉え、ダルクを初めて訪れた人が一番の恩恵(サポートや支援)を与えられるべきだと、ダルクの中では理念として考えられている。アメリカ精神医学会では次回のDSM-5<sup>※2</sup>において物質使用障害(アルコール、薬物など)に加えてギャンブル障害も取り上げている。依存症は誰にでもなりうるものであり、家族の中にアディクションを持つものがいってもおかしくない。

依存症は完治(治癒)ができないとても難解な病気

の症状であり、生涯自身のリハビリテーションを行っていかなくてはならない障害である。しかし、回復プログラム「12ステップのプログラム」を行い当事者の断薬期間が長くなることで責任や自由を手に入れて回復することができる。回復することで生活の幅が広がりを見せ、社会復帰が可能になる。これらの経過を経ていくには長期的なりハビリのプロセスが必要となる。

アルコール依存からの回復を目指す自助グループ「アルコールクスアノニマス」<sup>※3</sup>の提案する12ステップは欧米でも依存症回復のために使われている。依存症者の思考と行動を変えるための12の段階があり、これらを当事者同士の中で共有し、経験を分かち合い自分の生活や共同体とも適応していく準備をしていく。このような互助の精神は自助グループ、または当事者活動の礎となるものであり、今のダルクを形成する基盤となっている。



2012年 第八回川崎ダルクフォーラム

## 2 依存症の側面

人間が巻き込まれる様子からストームと呼ばれることもあるほどに、依存症とは周囲にいる人々との

関係を破壊し、当事者を孤立させていく。本人の意思とは反対にやめたくてもやめられない状態になっていく時に、依存症はどんどん進行していき、最後には、刑務所、精神病院、施設、死の方向へと向かっていく。進行性の病気であり、不治で致死の病といわれている。一度依存症になってしまったら、それは自身が治療を始めていかなければ回復の方向へと転換することはなく病気は進行していく。

問題が表れたときの対処法として、依存症者は解決ではなく薬物使用、逃避、反発、責任転嫁などへ向かい、自分では責任を取らないでいる。こういった状況下には依存症者の責任を本人が取前に取ってしまうイネイブラー<sup>\*4</sup>という存在があり、この関係を共依存ともいう。アルコールや薬物、ギャンブルも依存症の側面には、配偶者や家族と対等で自由な関係を築くことができないことが多く存在する。また依存症者本人の感情の回復にはとても長い時間がかかる場合がある。抑圧した感情がスピリチュアルな部分(道徳的観点)を本人たちから奪っているように思う。

依存症(アディクション)からの回復に必要なものとしては、①正直さ、②心を開くこと、③やる気が必要だと語り継がれ、自身の中にある価値観や思考の変化が断酒や断薬を続けていく上でとても大きな要因である。この三つのスピリチュアルな原理を実践するためには、自助グループに通ったり、グループの中にある12ステップを行ったり、いろいろな人と交流を持ったり、信頼を持てる人と話をして自身の心のエネルギーバランスを補充しながら生活を続けていかなければならない。そうでないと、進行性の依存症がもたらす結果は、依存症の再発、再使用という形になっていってしまう。

### 3 ダルクの活動

ダルクでは入寮制の共同生活もしくは通所での日中の活動を当事者同士が中心に行い、一緒に生活のリズムを立て直しながら自身の依存症からの回復へ向けて再スタートしていく。日常の中で最も重要視されているのがミーティングと呼ばれるグループセラピーである。もともと自助グループで使われてき

た手法であり、ナラティブセラピー<sup>\*5</sup>と類似する。ルールは、人が話をしている時には誰も発言をしない、クロストークやディスカッションをしてはいけないことであり、「言っぱなし、聞きっぱなし」と称される。全国のダルクの中では午前と午後一度ずつミーティングを行うプログラムを設けているところが多い。その他各ダルクによって特色を設けたプログラム作成に取り組んでいる。

川崎ダルクのリハビリプログラムで特徴があるのは、琉球太鼓の練習、演舞にダルクのプログラムとして参加してもらっていることである。地元のお祭りや講演会、老人ホームや病院での夏祭りやリハビリ施設合同の催しなどがあった時に、ダルクのメンバーが琉球太鼓を叩いて地域社会とのつながりを築いていくことができる。川崎市高津区区民祭では地元の高津区保護司会と一緒に参加して、薬物予防の活動を続けさせてもらっている。

メンバーの中で初めて琉球太鼓を行う人には今まで練習してきた人が練習を一緒にサポートしていき、曲を踊れるように振り付けを覚えたりする。体の不自由な人は太鼓の振り付け以外の音響やビデオ撮影を中心に行い、全員が参加できるように琉球太鼓のプログラムを組んでいる。

また、認知行動療法を用いたワークブック(SMARPP-16)<sup>\*6</sup>を使用し新規のメンバーを中心にこのプログラムに参加してもらっている。一日の終わりの時間には夕食の提供を行っておりメンバーが交代制で作ったご飯を食べてから夜の自助グループに参加する。

川崎ダルクは主に初期治療の薬物依存症者にやさしい施設である。メンバーシップの中ではクリーンの期間に応じた行動範囲や行動制限があり、クリー



琉球太鼓演舞



ンタイムが伸びるほど自身の自由の幅が広がり、薬がない生活の中で人生の失敗や成功を繰り返し、ダルクの中で成長を練習していくのである。

#### 4 ダルクの希望、課題

社会の中で依存症者が活動していくためには自らが心を開くことがとても大切な変化であり、それによって社会の有用な一員としての第一歩を踏み出すことができる。依存症者は自身の自由の象徴として薬物使用をしていたものが多いが、使用を続けていく中でいつしか薬物使用が人生の目的になってしまい、薬物に人生を奪われてしまう。薬物依存症者にとって自分たちの負のレッテルを取り外して前向きに薬物をやめていくには、たくさんのコミュニティに所属すること、自己肯定感を上げるために自分以外の困っている人に対してサポートや協力をすることで、前向きに人生の方向転換をする必要がある。依存症から解放され、本来持っている自由な発想や想像力、ユニークで自分らしい生き方をハビリテーションしていってほしい。

ダルクのサポートとして、依存症者が薬物をやめ始めていく分野に関してはとても手厚いサポートが用意できているのだが、この場所から巣立ち、社会に参加していくときにサポートの薄さを強く感じてしまう。依存症者が孤立することは薬物、アルコールの再使用につながる大きな要因の一つであり、帰属感を持てる居場所づくりが本人たちの笑顔を取り戻し、明るく前向きにさせるのである。就労のサポートから一人暮らしにかわっていく段階で、自助グ

ループ、ダルク、職場以外の自分を保てる場所や、趣味づくりのサポートができるような施設や団体との間でネットワークを築くことにより、薬以外の喜びや楽しみを感じて、苦しいことや怒りの中においても自分を取り戻すことができるのである。

依存症からの回復のためにダルクで大切なことは笑顔であり、希望を持ちみんなと生活を共にし、薬物なしの新しい生き方を行っていくことである。

#### 12のステップ

- 1 私たちは、アディクションに対して無力であり、生きていくことがどうにもならなくなったことを認めた。
- 2 私たちは、自分より偉大な力が、私たちを正気に戻してくれると信じるようになった。
- 3 私たちは、私たちの意思といのちを、自分で理解している神の配慮にゆだねる決心をした。
- 4 私たちは、探し求め、恐れることなく、モラル \* の棚卸表を作った。
- 5 私たちは、神に対し、自分自身に対し、もう一人の人間に対し、自分の誤りの正確な本質を認めた。
- 6 私たちは、これらの性格上の欠点をすべて取り除くことを、神にゆだねる心の準備が完全にできた。
- 7 私たちは、自分の短所を取り除いて下さい、と謙虚に神に求めた。
- 8 私たちは、私たちが傷つけたすべての人のリストを作り、そのすべての人たちに埋め合わせをする気持ちになった。
- 9 私たちは、その人たち、または他の人々を傷つけないかぎり、機会あるたびに直接埋め合わせをした。
- 10 私たちは、自分の生き方の棚卸表を実行し続け、誤ったときは直ちに認めた。
- 11 私たちは、自分で理解している神との意識的触れ合いを探るために、私たちに向けられた神の意志を知り、それだけを行っていく力を祈りと黙想によって求めた。
- 12 これらのステップを経た結果、スピリチュアルに目覚め、この話をアディクトに伝え、また自分のあらゆることにこの原理を実践するように努力した。

\*モラル 行為の善悪を判断する個人の内面的原理  
(2002年4月改訂 ナルコティクスアノニマスIP NO1-JPより抜粋)

#### 連絡先

法人名 NPO法人 川崎ダルク支援会  
所在地 川崎市中原区新城 4-1-1 新城NHビル 2F  
電話 044-798-7608  
URL <http://darc-kawasaki.org>  
メール [info@darc-kawasaki.org](mailto:info@darc-kawasaki.org)

- ※1 DARC  
Drug Addiction Rehabilitation Center の略語で「ダルク」と発音する。薬物依存症リハビリテーションセンターの頭文字をとっている。1985年に日本で誕生した民間のリハビリ施設である。
- ※2 DSM-5  
DSMはアメリカ精神医学会が定めている「精神障害の診断と統計の手引き (Diagnostic and Statistical Manual of Disorders)」の第5版となるDSM-5が2013年に発表される予定。
- ※3 アルコホーリクスアノニマス  
Alcoholics Anonymous、略してAAと呼ばれる。1935年にアメリカで始まり世界に広がった、飲酒問題解決を願う相互援助の集まり。

- ※4 イネイブラー  
依存症者に対して間違った支援をしてしまい、結果的に病気の進行に手を貸してしまう人。依存症者が引き起こした問題を処理するなど。
- ※5 ナラティブセラピー  
ナラティブ(ストーリーや物語)を用いて治療や援助実践を行おうとする精神療法。
- ※6 認知行動療法を用いたワークブック  
SMARPP-16(「せりがや覚せい剤再乱用防止プログラム」Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program)。アメリカの覚せい剤依存症外来治療プログラムを参考に開発され、神奈川県立精神医療センターせりがや病院で使用されている認知行動療法による薬物依存症治療プログラム。

# 株式会社 菅原研究所

～ やりがいのある、ベンチャー精神あふれる企業を目指して～



公益財団法人川崎市産業振興財団 新産業振興課 志鷹 義法

## 1 はじめに

株式会社菅原研究所は、ストロボスコープ、ベアリング検査機器、モータ性能測定器を設計・製造する測定器メーカーである。多くの測定器メーカーが電気系の技術に偏りがちなのに対し、機械的な技術にも強い当社が、ストロボスコープの心臓部である“キセノンフラッシュ”<sup>\*1</sup>に焦点を当て、さらなる飛躍を目指している。

## 2 コア技術を活かした新たな展開

「近代ストロボの父」といわれるアメリカのエジャートン博士(1903～1990)は、稲妻が光る瞬間に激しく降っていた雨粒が止まって見えることに気がついた。当社の主力事業の一つであるストロボスコープとは、閃光を一定間隔で連続的に点滅させることにより目の残像効果を利用して、高速で運動する物体を「止めないで、止めて見る」測定技術である。これによって例えば100万分の1秒の瞬間を静止画像に捉えることが可能となる。この技術は大学や研究機

関においては調査・研究用に、産業界においてはカメラ・ソフトウェアと組み合わせたAOI（自動光学検査装置）システムの光源として、インクジェット飛翔状態の観察等の工業検査に幅広く利用されている。

その心臓部となるのがキセノンフラッシュランプである。閃光時間40ナノ秒(2,500万分の1秒)といった高速現象あるいは極小体の観察・撮影に対応できる極めて高性能なランプから、1マイクロ秒(100万分の1秒)といった長時間ランプまで、自社で開発・製造を行い、高い技術力を蓄積し取引先からの信頼を得ている。

菅原社長は「ストロボからキセノンフラッシュという、さらに応用の利く用途の広い分野にスポットを当て、研究・開発を行っている。ストロボスコープはキセノンフラッシュを応用した限られた一分野の技術であり、キセノンフラッシュという技術分野自体は大きな可能性を秘めている」と語る。この3～4年はキセノンフラッシュの用途開発に積極的に取り組んでいるという。

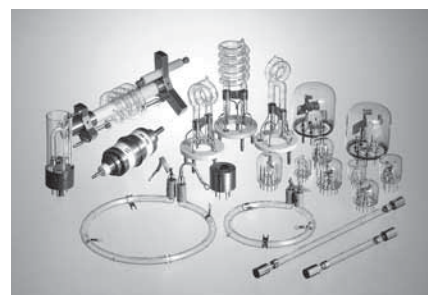
現在、川崎市からの補助金を活用し開発している



ストロボスコープ  
(防塵・防滴構造の多機能ストロボ)



マシンビジョン用ストロボスコープ  
(シャッターカメラのために開発された外部同期専用のストロボ光源)



さまざまなキセノンフラッシュランプ

「フラッシュランプを用いた瞬間加熱実験装置」もその一環である。これは、プリント基板への熱影響を抑制することを目的に、金属ナノインクを瞬間的に焼成・焼結させるものである。その際に重要となるのが瞬間的な加熱条件（照射エネルギーや照射時間等）であるが、インク組成や塗布厚、基材材質で条件が異なるため、今回の、瞬間加熱の実験および加熱条件を見出すための安価な瞬間加熱実験装置の開発は、さまざまな研究開発を促進するものと期待されている。既に実験機段階で大学や研究機関等から引き合いも来ているとのことで、これからではあるが順調にスタートを切っており、用途開発の努力は確実に芽を出しつつある。

### 3 当社を支える3本柱

当社を支える事業がもう二つある。それはベアリング検査機器、モーター性能測定器だ。回転する部分がある機器には必ず存在するものがベアリングだ。軸を正確かつ滑らかに回転させ、摩擦による無駄なエネルギー損失や発熱などを防ぐためのボールベアリングには、表面の凹凸を10万分の1ミリ以下にする超精密加工が施された、真円度の高い鋼球が使用されている。日本は精密ベアリングの製造において世界トップクラスの技術を有しているが、この精密ベアリングを支えているのが当社の検査機器であるアンデロンメータ（騒音、振動検査）やウェーブメータ（回転するボール面のうねり測定）だ。当社では、極めて振れの少ない高性能スピンドルの開発により0.1アンデロン<sup>\*2</sup>域まで測定可能な画期的なアンデロンメータの実用化にも成功しており、より静粛なベアリング測定が可能となった。エアコンなど家電製品の静音化や自動車の静粛化に欠かせない技術となっている。

モーター性能測定においては、小型化・省力化の流れの中で、騒音や振動の原因となり制御性の悪化につながるトルクリップル（トルク<sup>\*3</sup>の変動幅）を少なくする開発のためには、当社の検査機器は重要な役割を果たしている。取引先からも、モーターの特性にあった負荷制御方式で測定する当社の考えが支持されているという。

### 4 技能継承とベンチャー気風

「大企業と違い、中小企業である我々は、長年、コツコツと積み重ねた基盤技術を使うしかなく、取引先の要望やクレームも技術力向上のための大切なシーズと受け止め、着実に技術力を高めてきた」と力強く語る菅原社長の技術力強化に対する考えは明快である。人材についても菅原社長は、「技能者は生涯現役で良いのでは。ココぞという時に頼りになる社員には残ってほしいし、若手技術者には10年後20年後の柱となるような種（テーマ）を持つよう尻を叩いている」と笑う。これらの言葉には、これからも取引先の声と真摯に向き合うことで技術力や提案力をさらに磨いていくという、そして、“お客さまの喜ぶ顔を見るために自ら工夫を凝らし創造力を発揮することができる職場を作ること、社員がやりがいを感じられる、ベンチャー精神があふれる会社”を目指す菅原社長の強い思いが詰まっている。キセノンフラッシュの技術をもとに、従来とは異なる分野への進出あるいは他の光源への転用など、当社からは今後も新たな展開が生まれてくるであろう。社長の視線は、あくまで前を見据えている。



「社員がやりがいを感じる、ベンチャー精神あふれる企業を目指す」と語る菅原社長

#### 会社概要

社名 株式会社 菅原研究所  
代表者名 代表取締役社長 菅原 重信  
所在地 川崎市麻生区南黒川 8-2  
電話 044 - 989 - 7320  
URL <http://www.sugawara-labs.co.jp/>

- ※1 キセノンフラッシュ  
短い時間に集中して光を放射できるランプの一種。「キセノン」は希ガスの1つ。
- ※2 アンデロン  
振動量を表す単位。ベアリングの精密さを検査するアンデロンメータが測定したメータ値をアンデロン値という。
- ※3 トルク  
ある固定された回転軸を中心に働く、回転軸のまわりの力のモーメント。ねじりの強さ。

# 市民に報いるということ

日本放送協会 横浜放送局放送部 倉野 亨也



「年末に選挙やるのかぁ・・・」

平成24(2012)年11月、野田首相が月内の国会の解散を決め、12月16日投開票で調整が進んでいるとのニュースに触れ、私はこれから始まる1カ月余りの怒濤の日々を想像した。

投開票日の開票速報はもちろん、担当する選挙区の情勢取材や、必要な人員・資機材の手配など、やることが山ほど発生する。

そうした中で我々が選挙報道の準備を進めるのに欠かせないのが各自治体の選挙管理委員会、選管だ。選管なしでは我々が実施する出口調査、それに開票速報での各候補の得票状況の紹介など、選挙関連の報道の大半は成立しない。

その意味で、私が見た川崎市の選管の一連の報道対応は秀逸だった。11月の終わりに選管が実施したレクチャーでは得票中間発表のサンプルなど、必要な資料が過不足なく配られ、資料によっては見やすいようカラー印刷がなされていた。また各社からの報道対応への要望については、安易に前例を踏襲して不可とするのではなく、必要性や妥当性を考えて判断するなど、悪い意味での「お役所」のイメージとは一線を画すスタンスで、ある種驚きを覚えた。当然、そこまで行き届いた仕事であるから、投開票日には、各地の他選管でミスが相次ぐ中、川崎市選管は滞りなく選挙事務を遂行していた。

どうしてそのようなスマートな仕事ができるのか、選挙取材で川崎市選管の方々と触れ合う中で、「市民、有権者にどう伝えるか」という思いがあることを強く感じた。

選挙は多く人の興味・関心が集まる事象だからこそ、迅速でなければならないが、絶対に間違いがあってはならない。その考え方は、実は我々報道機関

と全く同じなのだ。

「市民のために、より早く正確に」を体現している川崎市の選管には強く感銘を受けた。

一方、日々の川崎市の広報をめぐる各部署の対応には改善の余地があると思う。

イベントや事業の広報資料を開催日の前日や前々日に出す部署がある。それが慣例かもしれないが、1週間前、10日前に出せば、テレビや新聞で扱われる可能性や頻度が増えるかもしれない。報道各社は突発の事案以外は1週間ほど先の予定を洗い出し、その時期に扱うニュースや紙面の方向性を決めていくし、事前に取材やリサーチが進めば、事案や問題を本質的に、より一層掘り下げた企画レポートや特集記事にする可能性が広がる。

また、たとえ毎年やっている行事であっても「今年ならではの」のポイントや変化があれば、ニュースになりやすい。

各部署の担当者がそうした意識やセンスをもとに、報道対応、情報提供をしていただければ、川崎市がやっている事業や施策を売り出せるチャンスはもっと増えていくはずだ。

大きなエネルギーを費やして従来と違うことをしても、そこまで大きな成果は得られないかもしれない。従来通りで問題がなければ、あえて変える必要はないのかもしれない。だが、こうすれば今より良くなると内部の誰かが気づいたり、外部から指摘を受けたりした時には真摯に向き合ってほしい。

「市民に報いる」という思いは市の各部署で共通しているはず。ぜひそのように取り組んでいただきたいと思う。

# かわさき市政カレンダー

平成 24(2012)年 3月 ~ 平成 25(2013)年 2月

## 「リサイクルパークあさお王禅寺処理センター」が完成(3月)

川崎市北部地域のごみ処理を担う「リサイクルパークあさお王禅寺処理センター」が、3月末に完成した。この施設は、最新の廃棄物処理設備の導入により環境負荷の小さい廃棄物処理をすることができ、ごみの焼却過程で発生した熱を利用した蒸気タービン発電機による発電や、余剰電力の売電、王禅寺余熱利用市民施設(ヨネッティー王禅寺)への蒸気供給などを特徴としている。

## 指定都市移行40周年、各区でも30・40周年を祝い(4月)

川崎市が昭和47(1972)年4月1日に人口98万人で指定都市に移行してから、平成24(2012)年で40年になった。当時の5区(川崎区・幸区・中原区・高津区・多摩区)では区制40周年を迎え、また昭和57(1982)年7月1日に高津区および多摩区の分区により設置された宮前区および麻生区が、誕生30周年を迎えた。各区では「区の花」「区の木」の制定、記念誌の発行や記念イベントの開催などを行った。

## 麻生区に「明治大学黒川農場」が開場(4月)

麻生区に環境・自然・地域との共生を目指した新時代の農場として「明治大学黒川農場」が開場した。今後は黒川農場を農業技術・多目的交流機能を持つ拠点施設に位置付け、大型農産物直売所「セレスアモス」と連携し、地域の活性化に寄与することが期待される。また明治大学は同月、「地域産学連携研究センター」を開設し、新産業の創出や産学連携の促進も期待されている。

## 「かわさき宙 そらと緑の科学館」がオープン(4月)

青少年科学館が「かわさき宙(そら)と緑の科学館」として4月28日にリニューアルオープン。最新鋭のプラネタリウム「メガスターⅢフュージョン」は、リアルな夜空を体感でき、人気を集めている。また、東口ビジターセンターも開設し、生田緑地の魅力がより一層高まった。

## かわさき新産業創造センター新館「NANOBIIC(ナノビック)」供用開始(4月)

「新川崎・創造のもり」において、かわさき新産業創造センター新館「NANOBIIC(ナノビック)」の研究棟が供用開始し、大学や企業が入居した。9月にはクリーンルーム棟も供用開始し、大学と企業が連携して、世界最先端の超微細技術(ナノ・マイクロ技術)の研究開発が行われている。

## 井田病院が新しくなり、新棟で診療を開始(5月)

施設老朽化のため改築工事中の川崎市立井田病院は、5月1日から新棟での診療を開始した。がん治療の強化、救急医療の強化といった医療機能の充実のため、新しい医療器械や電子カルテを導入、高度な医療の提供や効率化を図った。全面開院は、平成26年度の予定。

## 川崎港と中国青島港等を結ぶ新規コンテナ定期航路新設(5月) 川崎港と中国山東省青島港などを結ぶ新規コンテナ定期航路

が、中国船社「海豊国際航運有限公司(SITC)」によって開設された。川崎港の新規コンテナ航路は12年ぶりで、コンテナの取扱量が増加した。また10月には、川崎港と中国上海港等を結ぶコンテナ定期航路も開設された。

## 中国・瀋陽市と「環境先進都市づくり協力に関する覚書」を締結(5月)

友好都市である瀋陽市から川崎市に訪問団が訪れ、両市は環境産業分野での協力を推進するため、「環境先進都市づくり協力に関する覚書」に調印した。今後、専門家の交流や情報交換の仕組みづくりなど環境先進都市に向けた協力を推進していく。

## 寄附金控除の対象となるNPO法人の条例指定制度を導入(6月)

平成23(2011)年6月の地方税法の改正により、個人住民税の寄附金控除の対象となる特定非営利活動法人(NPO法人)を、各自治体が個別に条例で指定できる制度(条例指定制度)が創設された。川崎市では、NPO法人への寄附の気運を醸成し、市民による相互支援の促進と市内における特定非営利活動の健全な発展を図ることを目的として、この制度を導入した。12月には川崎市初となる指定NPO法人が2法人誕生した。

## 「川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱」を施行(7月)

東日本大震災によって、市内の高層集合住宅においてライフラインが停止し、高層階に居住する市民の日常生活に支障を来した経験を踏まえ、自助・共助・公助の考え方に基づき、行政、市民、事業者が相互に連携・協力し、「安心して暮らすことのできる住環境の形成」に資することを目的として、7月1日に「川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱」を施行した。

## デンマーク大使館と経済交流で覚書を締結(7月)

川崎市とデンマーク大使館は、環境や福祉の分野に力を入れているデンマークとの交流を促進するため、「経済産業交流に関する覚書」を締結した。環境、廃棄物処理、福祉、医療、新エネルギー、デザインなど各産業分野の企業間連携の促進や相互の発展が期待される。

## 災害時の帰宅困難者一時滞在施設に民間で初めて昭和音大を指定(7月)

川崎市と昭和音楽大学は、災害時に帰宅困難者の一時滞在施設として昭和音大の南校舎を使う協定を締結した。民間の施設では初めての指定となり、被災時の備蓄としてトイレや飲料水などを常備している。

## 川崎商工会議所の新会館「川崎フロンティアビル」が完成(7月)

川崎駅東口に川崎商工会議所の新会館として「川崎フロンティアビル」が完成した。また、10月には、フリーオフィスのインキュベータ施設として「KCCIインキュベータ」がオープンした。

## 医師が現場に出動できるドクターカーの試行運用開始(8月)

川崎市と日本医科大学武蔵小杉病院は、医師が毎日午前9時から午後5時までドクターカーで現場に出動できる救命救急活動の試行運用を開始した。

### 「かわさき水ビジネスネットワーク」設立、官民連携で国際展開（8月）

川崎市と民間企業が連携し、関係省庁・団体の協力も得て、水ビジネスを推進するためのプラットフォーム「かわさき水ビジネスネットワーク」を設立した。今後は世界の水環境改善への貢献を目指して、国際展開を進めていく。

### ドラえもん誕生100年、藤子ミュージアム開館1周年で特別住民票発行、1週間で9万ダウンロード（9月）

9月3日、ドラえもん誕生100年と藤子・F・不二雄ミュージアムの開館1周年を記念して、川崎市からドラえもん「特別住民票」を交付した。ミュージアムでは、8月16日に来館50万人を突破するとともに、市のホームページからダウンロードされた特別住民票は1週間で9万件にのぼるなど、盛り上がりを見せた。

### 水泳の立石諒選手に「川崎市スポーツ特別賞」を贈呈（9月）

中原区のNECグリーンスイミングクラブ玉川所属の立石諒選手が、ロンドンオリンピックの競泳男子200メートル平泳ぎで銅メダルを獲得した。その栄誉をたたえ、川崎市から「川崎市スポーツ特別賞」を贈呈した。

### 二ヶ領用水、選奨土木遺産に認定（9月）

9月26日、川崎市内を流れる農業用水路「二ヶ領用水」が、公益社団法人土木学会から市内初となる選奨土木遺産に認定された。

### ザルツブルク、リューベックとの友好都市提携20周年（10月）

オーストリア・ザルツブルク市とドイツ・リューベック市は、川崎市と友好都市になって20周年を迎えた。10月にはザルツブルク市長が川崎市を訪れ、今後の交流と協力に向けた確認書の調印を行った。

### 「モントルー・ジャズ・フェスティバル・ジャパン・イン・かわさき2012」を開催（11月）

世界三大ジャズフェスティバルの一つである「モントルー・ジャズ・フェスティバル」の理念を引き継いで、11月16日から24日の間で、ライブコンサートを開催した。国内外の一流アーティストによるワークショップやジャズアカデミーなども同時に開催された。

### 等々力陸上競技場メインスタンドの改築に着手（11月）

11月末より、等々力陸上競技場メインスタンドの改築工事に着手した。工事期間中は仮設スタンドを設置してJリーグの試合等に使用しながら工事を行い、平成26年度末の完成を目指し整備を進めていく。

### 「安藤家長屋門」を川崎市重要歴史記念物に指定（11月）

教育委員会では、11月27日付けで、「安藤家長屋門」（中原区小杉陣屋町1丁目13番3号）を新しく川崎市重要歴史記念物に指定した。これにより、川崎市指定の文化財件数は111件となった。川崎市内で個人所有の建造物が川崎市重要歴史記念物に指定されるのは本件が初めてで、建造物の指定は日本民家園内に移築復原されている旧原家住宅（平成13年1月23日指定）以来、11年ぶりとなる。

### 川崎生命科学・環境研究センターLiSEが開設（12月）

殿町国際戦略拠点キングスカイフロントにおいて拠点形成を先導する中核施設「川崎生命科学・環境研究センターLiSE（ライズ Life Science & Environment Research Center）」が、民間活力を活用した整備手法により、12月に竣工した。現在、順次移転整備を行っており、3月末にはキングスカイフロント基盤整備完成と併せた式典・イベントが行われる。

### 川崎駅北口自由通路の整備に向け、JR東日本と施行協定を締結（12月）

JR川崎駅の東京側に整備される北口自由通路について、平成29年度の供用開始に向け、川崎市とJR東日本の間で施行協定を締結した。北口自由通路の整備と併せて、新たな改札口や商業施設の開設も予定される。

### 川崎駅帰宅困難者等対策ワークショップ（図上訓練）を実施（1月）

川崎市では、大規模災害が発生した場合の川崎駅周辺における帰宅困難者等対策として設置した「川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会」において、駅前滞留者の抑制を図るための行動ルール作りに向けた協議を関係機関および事業者などで進めている。この行動ルールの策定にあたり、内容を検証するため、協議会委員及び周辺企業を幅広く集め、帰宅困難者対策を考えるワークショップ（図上訓練）を1月10日に行った。

### 社会実験を実施し、「京急川崎駅周辺地区通行環境改善計画」を策定（1月）

川崎市および神奈川県警は、京急川崎駅周辺の通行環境改善に向け、11月14日から27日まで一方通行の自転車道の設置や自転車押歩き等の推進に関する社会実験を実施した。これらの施策の有効性や問題点等を検証した結果、本設実施することとし、川崎市が通行環境改善計画を策定した。

### 国立医薬品食品衛生研究所、公益財団法人実験動物中央研究所、川崎市との連携・協力に関する基本協定書の締結（1月）

国立医薬品食品衛生研究所、公益財団法人実験動物中央研究所及び川崎市は、1月30日、保健医療・公衆衛生・福祉の充実、安全で快適な国民・市民生活の確保への貢献、革新的な医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出を目的とする京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の取り組みの着実な推進を図るため、連携・協力に関する基本協定書を締結した。

### 携帯電話等を利用した収納サービス「モバイルレジ」を開始（2月）

川崎市は、国民健康保険料の新たな納付方法として、2月1日から携帯電話等を利用した収納サービス「モバイルレジ」を開始した。モバイルレジを利用すると、金融機関やコンビニエンスストアに向くことなく、いつでも、どこでも、簡単に、国民健康保険料を納付することができる。